明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十五年四月三十日

○第七回国会　衆議院会議録第四十四号

昭和二十五年四月二十九日（土曜日）

議事日程　第四十二号

午後一時開議

第一　牧野法案（内閣提出、参議院回付）

第二　家畜改良増殖法案（内閣提出、参議院回付）

第三　競馬法の一部を改正する法律案（上林山榮吉君外十七名提出）

第四　船主相互保険組合法案（内閣提出）

第五　つむぎ等の輸入税を免除する法律案（根本龍太郎君外四名提出）

第六　予算執行職員等の責任に関する法律案（内閣提出）

第七　水産資源枯渇防止法案（内閣提出）

第八　司法書士法案（法務委員長提出）

第九　漁船法案（水産委員長提出）

第十　消防法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）

第十一　行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十二　地方財政委員会設置法案（内閣提出）

第十三　経済調査庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十四　海上保安庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十五　水産庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

●本日の会議に付した事件

日程第一　牧野法案（内閣提出、参議院回付）

日程第二　家畜改良増殖法案（内閣提出、参議院回付）

日程第三　競馬法の一部を改正する法律案（上林山榮吉君外十七名提出）

日程第四　船主相互保険組合法案（内閣提出）

日程第五　つむぎ等の輸入税を免除する法律案（根本龍太郎君外四名提出）

日程第六　予算執行職員等の責任に関する法律案（内閣提出）

日程第七　水産資源枯渇防止法案（内閣提出）

日程第八　司法書士法案（法務委員長提出）

日程第九　漁船法案（水産委員長提出）

日程第十　消防法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）

日程第十一　行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第十二　地方財政委員会設置法案（内閣提出）

日程第十三　経済調査庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第十四　海上保安庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第十五　水産庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

午後一時三十五分開議

○議長（幣原喜重郎君）　これより会議を開きます。

第一　牧野法案（内閣提出、参議院回付）

第二　家畜改良増殖法案（内閣提出、参議院回付）

○議長（幣原喜重郎君）　日程第一、牧野法案の参議院回付案、日程第二、家畜改良増殖法案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

牧野法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年四月二十六日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は参議院修正）

牧野法案の一部を次のように修正する。

附　則

（施行期日）

1　この法律の施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、政令で定める。（中第三項の規定は、昭和二十六年四月一日から、その他の定めは、この法律の施行の日から起算して九十日をこえない範囲内において、政令で定める。）

2　牧野法（昭和六年法律第三十七号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

3　この法律の施行の際、現に存する牧野組合については、前項の規定にかかわらず、旧法は、なおその効力を有する。

4　前項の牧野組合であつて、この法律の施行の日から五月を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

5　農林大臣は、前項の期間の経過後、牧野組合の清算をすみやかに行わせ、遅くともこの法律の施行日から一年以内に、その清算を結了させるように努めなければならない。

6　この法律の施行前（附則第三項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効前）にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後同項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効後）でも、なお従前の例による。

（関係法律の改正）

7　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第一條中「牧野組合、」を削る。

8　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「リ　牧野法（昭和六年法律第三十七号）」を「リ　削除」に改める。

9　附則第三項の牧野組合については、その清算が結了するまでの間、前二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

家畜改良増殖法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年四月二十六日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小文字及び――は参議院修正）

家畜改良増殖法案の一部を次のように修正する。

（手数料の納付）

第三十六條　左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で省令で定める額の手数料を納めなければならない。但し、国又は都道府県については、この限りでない。

	手数料を納めなければならない者	金額
一	第四条第一項本文又は同項第一号の検査を受けようとする者	千円
二	第四条第一項第二号の検査を受けようとする者	千円
三	第十條の規定による種畜証明書の書換交付又は再交付の申請をする者	百円
四	第十六條第一項の免許の申請をする者	千円
五	第二十四條の許可の申請をする者	千円
六	第三十二條の規定による家畜人工授精師免許証の書換交付又は再交付の申請をする者	百円

2　前項の手数料は、農林大臣の行う検査を受けようとする者及び農林大臣に対して申請をする者の納付するものについては国の、その他の者の納付するものについては当該都道府県の収入とする。

○議長（幣原喜重郎君）　採決いたします。両案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第三　競馬法の一部を改正する法律案（上林山榮吉君外十七名提出）

○議長（幣原喜重郎君）　日程第三、競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事野原正勝君。

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「年四回以内とする。」を「年四回以内とし、同項の指定を受けたその他の市であつてその区域内に地方競馬場が存在するもの（以下競馬場所在市という。）については年四回以内とする。」に、同條第三項及び第四項中「その組合に加入している都道府県」を「競馬場所在市がその組合に加入している場合にあつては、その競馬場所在市の数に二を乗じた回数を加え、その組合に加入している都道府県」に、同條第五項中「（その組合に加入している指定市町村」を「（競馬場所在市がその組合に加入している場合にあつては、その競馬場所在市の数に二を乗じた回数を加え、その組合に加入している指定市町村」に、同條第六項中「横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては四を加え」を「横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては八を加え、競馬場所在市が加入している組合にあつてはその競馬場所在市の数に二を乗じた回数を加え、横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市のいずれか一及び競馬場所在市が加入している組合にあつてはその競馬場所在市の数に二を乗じた回数及び八を加え」に改め、同條第九項中「二回」の下に「（競馬場所在市にあつては四回）」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

競馬法の一部を改正する法律案（上林山榮吉君外十七名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔野原正勝君登壇〕

○野原正勝君　ただいま議題と相なりました、上林山榮吉君外十七名提出、競馬法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の状況並びに結果の大要を御報告いたします。

御承知のごとく、著しく災害をこうむつた都市であつて、内閣総理大臣の指定を受けた市は競馬を行うことができる規定になつているのでありますが、その開催回数は年二回以内となつています。しかるに、都道府県及び横浜、名古屋、大阪、神戸の四大都市は年四回開催し得る規定になつているのでありまして、不均衡であります上に、これら指定都市のうちで、その区域内に地方競馬場が所在している市は、市みずからが競馬を開催する回数よりも、都道府県または他の指定市が競馬を開催する回数の方が多い状況にあるのであります。かつまた競馬場の維持管理等に多額の経費を要し、ひいては市の財政上にも多大の影響を與えておりますので、この際競馬場所在の指定市については、競馬の開催回数を年四回以内に増加して開催回数の不均衡を是正いたし、さらにその増加収入によりまして窮乏せる市財政の健全化に資したいというのが、提案の理由であります。

本改正法律案は、去る二十六日付託と相なり、翌二十七日、提案者を代表して堀川恭平君より提案理由の説明を聞いたのでありますが、本法案の趣旨はきわめて明瞭であり、かつ競馬場所在市についてのみその開催回数の増加をはからんとするものでありまして、その実施には何らの支障なきものと考えられ、各委員とも異論がありませんので、質疑、討論を省略して採決に付しましたるところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告いたします。

○議長（幣原喜重郎君）　採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四　船主相互保険組合法案（内閣提出）

第五　つむぎ等の輸入税を免除する法律案（根本龍太郎君外四名提出）

第六　予算執行職員等の責任に関する法律案（内閣提出）

○議長（幣原喜重郎君）　日程第四、船主相互保険組合法案、日程第五、つむぎ等の輸入税を免除する法律案、日程第六、予算執行職員等の責任に関する法律案、右三案は同一の委員会に付託されました議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事西村直己君。

船主相互保険組合法案

船主相互保険組合法

目次

第一章　総則（第一條―第十一條）
第二章　設立（第十二條―第二十條）
第三章　組合員（第二十一條―第二十九條）
第四章　機関（第三十條―第四十條）
第五章　計算（第四十一條―第四十四條）
第六章　解散及び清算（第四十五條―第四十八條）
第七章　監督（第四十九條―第五十四條）
第八章　雑則（第五十五條―第五十六條）
第九章　罰則（第五十六條―第六十一條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、船主相互保険組合の行う相互保険たる損害保険事業の健全な経営を確保し、その組合員及び組合の一般債権者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「船主相互保険組合」（以下「組合」という。）とは、木船相互保険組合及び船主責任相互保険組合をいう。

2　この法律において「木船相互保険組合」とは、漁船（漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）第一條第二項に定める漁船をいう。以下第七條第一項において同じ。）以外の木船の所有者又は賃借人がその所有又は賃借する船舶並びにその運航に伴つて生ずる船舶所有者（船舶賃借人を含む。以下「船主」

という。）の費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行うため、この法律に基いて設立した組合をいう。

3　この法律において「船主責任相互保険組合」とは、本船以外の船舶の所有者又は賃借人がその所有又は賃借する船舶の運航に伴つて生ずる船主の費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行うため、この法律に基いて設立した組合をいう。

4　この法律において「船舶の運航に伴つて生ずる船主の費用及び責任」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一　船舶がその運航に伴つて浮標、さん橋、ドック、海底電線、漁具その他の物に加えた損害についての船主の賠償責任

二　船舶の運航に伴つて生ずる人命救助費及び傷害疾病に対する療養費であつて、船主が負担又は賠償しなければならないもの

三　船舶に伝染病が発生した場合において、海港検疫法（明治三十二年法律第十九号）第九條第二項の規定に基き、船主が負担すべき消毒その他の措置に要する費用

四　前各号に掲げるものの外、船舶の運航に伴つて生ずる費用で船主の負担しなければならないもの及び船舶の運航に伴つて生ずる損害についての船主の賠償責任

（出資の最低限度）

第三條　組合員の組合に対する出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

（兼業の禁止）

第四條　本船相互保険組合は、第二條第二項に定める損害保険事業以外の事業を、船主責任相互保険組合は、同條第三項に定める損害保険事業以外の事業を行うことができない。

（募集の制限）

第五條　組合は、手数料、報酬その他の対価を支拂つて、その役員、組合員及び使用人以外の者に組合員の募集を委託してはならない。

（保険契約の移転等の禁止）

第六條　組合は、その保険契約を移転し、又はその事業を譲渡することができない。

（組合員の資格）

第七條　本船相互保険組合の組合員たる資格を有する者は、漁船以外の本船の所有者又は賃借人で定款で定める者に限る。

2　船主責任相互保険組合の組合員たる資格を有する者は、本船以外の船舶の所有者又は賃借人で定款で定める者に限る。

（事業主体の制限）

第八條　この法律に基いて設立された組合以外の者は、第二條第二項又は第三項に定める損害保険事業を行つてはならない。但し、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一條第一項（保険事業の免許）又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）第三條第一項（免許）の規定に基いてこれを行う者は、この限りでない。

（名称）

第九條　組合は、その名称中に、左の文字を用いなければならない。

一　本船相互保険組合にあつては、本船相互保険組合

二　船主責任相互保険組合にあつては、船主責任相互保険組合

2　この法律に基いて設立された組合以外の者は、その名称中に、前項に掲げる文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

（法人格及び住所）

第十條　組合は、法人とする。

2　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第十一條　組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

第二章　設立

（発起人及び組合員）

第十二條　組合を設立するには、組合員になろうとする七人以上の者が発起人であることを要する。

2　組合は、十五人以上の組合員及びその組合員の所有又は賃借する百隻以上の保険の目的たる船舶（船舶の運航に伴つて生ずる船主の費用及び責任を保険契約の目的とする場合においては、その船舶。以下同じ。）がなければ設立することができない。

（定款記載事項）

第十三條　発起人は、組合の定款を作成し、これに左の事項を記載して署名しなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　組合員の資格に関する規定

四　組合員の加入及び脱退に関する規定

五　組合員に対する通知又は催告に関する規定

六　出資一口の金額及びその拂込の時期

七　保険金の支拂をすべき事由

八　保険金の削減及び保険料の追徴に関する規定

九　前二号に掲げるものの外保険契約に関する規定

十　組合員総会（以下「総会」という。）に関する規定

十一　役員及び参事に関する規定

十二　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十三　事業年度

十四　公告の方法

十五　組合の負担に帰すべき設立費用及び発起人が受くべき報酬の額

十六　存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

（加入申込証）

第十四條　組合に加入しようとする者は、加入申込証二通に出資口数並びに保険の目的たる船舶及び保険契約の目的について第十六條第二項第二号の事業方法書で定める事項及び保険金額を記載して署名しなければならない。

2　設立の際の加入申込証は、発起人が作り、左の事項を記載しなければならない。

一　定款に記載した事項

二　発起人の氏名又は名称及び住所

三　出資及び保険料の拂込の方法、期限及び場所

四　一定の時期までに創立総会が終らなかつたときは、加入の申込を取り消すことができること。

3　組合の成立後の加入申込証は、理事が作り、左の事項を記載しなければならない。

一　設立の認可を受けた年月日

二　定款に記載した事項

三　役員の氏名及び住所

四　出資及び保険料の拂込の方法、期限及び場所

（創立総会）

第十五條　発起人は、定款作成後、組合員になろうとする者を募り、出資の全額及び保険料の全部若しくは一部の拂込が終了した者の数及びその所有又は賃借する保険の目的たる船舶の数が第十二條第二項に定める数以上に達したときは、加入申込証に定める出資及び保険料の拂込の期限経過後、遅滞なく創立総会を開かなければならない。

2　定款の承認、理事及び監事の選任その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

3　創立総会においては、定款を修正することができる。但し、組合員の資格に関する規定については、この限りでない。

4　理事及び監事は、組合員になろうとする者（法人たる組合員にあつては、その業務を執行する役員）のうちから選任する。

5　創立総会における議事は、組合員になろうとする者（その出資の全額及び保険料の全部若しくは一部の拂込を終了した者に限る。以下第六項において同じ。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6　組合員になろうとする者は、創立総会において、各自一個の議決権を有する。

7　第三十三條及び第三十五條第二項但書並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九條第四項及び第二百四十條（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）及び第二百

四十七條から第二百五十三條まで（株主總会の決議の取消）の規定は、創立総会に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第十五條第五項」と読み替えるものとする。

（設立の認可申請）

第十六條　発起人は、創立総会終了の後、遅滞なく、主務大臣に設立の認可を申請してその認可を受けなければならない。

2　前項の場合において、発起人は、設立認可申請書に左に掲げる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一　定款
二　事業方法書
三　保険料及び責任準備金算出方法書
四　加入申込証
五　出資及び保険料の拂込のあつたことを証する書面
六　役員の氏名、住所及びその資格を証する書面
七　第三十八條第二項に定める組合員名簿
八　創立総会の議事録
九　事業開始後三年間の事業計画書
十　その他主務大臣が必要と認める書類

3　前項第二号及び第三号に掲げる書類に記載すべき事項は、主務省令で定める。

4　組合が第二項第一号から第三号までに掲げる書類に記載した事項を変更するには、主務大臣の認可を受けなければならない。

（設立の認可）

第十七條　主務大臣は、前條第一項の設立の認可申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、且つ、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合には、その設立を認可しなければならない。

一　設立の手続又は前條第二項に掲げる書類の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分に違反するとき。
二　前條第二項に掲げる書類に重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているとき。
三　発起人、理事及び監事のうちに左の各号の一に該当する者があるとき。
イ　破産者で復権を得ないもの
ロ　禁こ以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者
ハ　組合がこの法律の規定により設立の認可を取り消された場合において、当該処分のあつた日の三十日以前に当該組合の理事又は監事であつた者で当該組合がその取消処分を受けた日から五年を経過するまでのもの
ニ　第五十三條第一項の規定により解任された役員でその処分の日から五年を経過するまでのもの
ホ　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

2　保険業法第二條（免許に際しての供託金）の規定は、前項の設立の認可をしようとする場合に準用する。

3　主務大臣は、前項の設立の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく、その旨を書面をもつて、設立認可申請者に通知しなければならない。

（成立の時期）

第十八條　組合は、前條第一項の設立の認可に因つて成立する。

（理事への事務引継）

第十九條　発起人は、第十七條第一項の設立の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

（商法の準用）

第二十條　商法第百九十三條、第百九十四條及び第百九十六條（発起人の責任）並びに第百九十七條（発起人に対する訴）の規定は、組合の発起人に準用する。この場合において、第百九十六條中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、第百九十七條中「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員である五分の一以上の者」と読み替えるものとする。

第三章　組合員

（加入及び保険契約の成立）

第二十一條　組合の設立の際組合員になろうとする者で、その引き受けた出資の全額の拂込が終了し、且つ、保険料の全部又は一部の拂込が終了したものについては、組合の成立の時、その者と組合との間に保険契約が成立し、その者は、組合員となる。

2　組合の設立の際組合員になろうとする者で、組合成立の時までに前項に定める拂込を終了しないものについては、その加入の申込を取り消したものとみなす。

3　成立後の組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき組合の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の拂込が終了し、又は組合員の持分の全部若しくは一部の譲渡を受け、且つ、保険料の全部又は一部の拂込が終了した時、その者と組合との間に保険契約が成立し、その者は、組合員となる。

4　組合員は、組合員でない者を被保険者とする保険契約を当該組合との間に成立させることができない。

5　組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合、正当の理由がないのに、その加入を拒んではならない。

（出資）

第二十二條　組合員は、出資一口以上を持たなければならない。

2　組合に加入しようとする者は、その引き受けた出資の全額を一時に拂い込まなければならない。

3　出資は、金銭以外の財産でることはできない。

4　出資一口の金額は、均一でなければならない。

5　一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の十をこえてはならない。

6　組合員は、出資口数にかかわらず、総会において各自一個の議決権を有する。

7　組合の債務に関する組合員の責任は、この法律で別に定める場合を除いては、その出資額及び保険料を限度とする。

8　組合員は、出資及び保険料の拂込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（持分及び保険の目的等の譲渡）

第二十三條　組合員は、組合の承諾を得て、組合員又は組合員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲渡することができる。

2　前項の場合において、譲受人が組合員たる資格を有する者であるときはその者は、加入につき組合の承諾を得て、遅滞なく、定款で定めるところにより、保険料の全部又は一部を拂い込まなければならない。但し、保険の目的たる船舶を譲り受け、又は承継し、且つ、その船舶について、譲渡人又は被承継人の保険契約に基く権利義務を承継したときは、この限りでない。

3　持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4　組合員が保険の目的たる船舶を譲渡した場合において、譲受人が組合員であるときは、譲受人は、その船舶について、譲渡人の保険契約に基く権利義務を承継する。この場合においては、譲受人は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

5　前項の場合において、譲受人が組合員たる資格を有する者であるときは、譲受人は、加入につき組合の承諾を得て、その保険の目的たる船舶について、保険契約に基く譲渡人の権利義務を承継することができる。この場合においては、譲受人は、遅滞なく、定款で定めるところにより、その引き受けた出資の全額を拂い込まなければならない。但し、持分を譲り受け、又は承継したときは、この限りでない。

6　前二項の場合において、譲受人が組合員及び組合員たる資格を有する者以外の者であるときは、商法第六百五十條第一項（保険の目

的の譲渡）の規定は、準用しない。

（持分及び保険の目的等の承継）

第二十四條　組合員が死亡し、又は合併に因り解散した場合において、その相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人が組合員であるときは、その者は、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

2　前項の場合において、その相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が組合員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき組合の承諾を得て、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継することができる。この場合においては、承継人は、遅滞なく、定款で定めるところにより、保険料の全部又は一部を拂い込まなければならない。但し、保険の目的たる船舶を譲り受け、又は承継し、且つ、その船舶について、譲渡人又は被承継人の保険契約に基く権利義務を承継したときは、この限りでない。

3　第一項の場合において、保険の目的たる船舶を承継した相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が組合員でないときは、承継人は、加入につき組合の承諾を得て、組合員となることができる。この場合においては、遅滞なく、定款で定めるところにより、その引き受けた出資の全額を拂い込まなければならない。但し、持分を譲り受け、又は承継したときは、この限りでない。

4　前二項の場合において、承継人は、被承継人の死亡又は解散の時において、組合員になつたものとみなす。

5　第三項の場合において、承継人が組合員とならなかつたときは、その承継した保険の目的たる船舶についての保険契約は、被承継人の死亡又は解散の時において消滅する。

（持分共有の禁止）

第二十五條　組合員は、持分を共有することができない。

2　前條第一項又は第二項の場合において、相続人又は受遺者が数人あるときは、その相続人又は受遺者の同意をもつて選定された一人の相続人又は受遺者に対してのみ同條第一項又は第二項の規定を適用する。

（組合の持分取得禁止）

第二十六條　組合は、組合員の持分を取得し、若しくは質権の目的としてこれを受けることができない。但し、組合が権利を実行するため必要なときは、この限りでない。

2　組合が前項但書の規定によつて組合員の持分を取得し、若しくは質権の目的として受けたときは、なるべく速かに、これを処分しなければならない。

（脱退）

第二十七條　組合員は、三月前までに予告し、事業年度末において、組合を脱退することができる。

2　前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

3　組合員は、第一項及び第二十九條第一項に定める場合の外、左の事由に因つて脱退する。

一　定款で定める組合員たる資格の喪失

二　除名

三　死亡又は解散

四　持分全部の譲渡

五　保険期間の経過若しくは保険事故の発生又は保険の目的たる船舶の譲渡に因る保険契約全部の消滅

4　除名は、定款で定める理由のある組合員につき、第三十二條第四項に定める総会の決議によつてするものとする。この場合においては、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

5　除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその者に対抗することができない。

6　組合員が、第一項若しくは第三項（第五号に掲げる事由に因る脱退の場合を除く。）及び第二十九條第一項の規定によつて脱退したときは、その組合員の保険契約は、消滅する。但し、第三項第三号に掲げる事由に因る脱退の場合において、その組合員の保険契約に基く権利義務の承継人があるときは、この限りでない。

（持分の拂戻）

第二十八條　脱退した組合員は、定款で定めるところにより、その持分の拂戻を受けることができる。

2　前項の持分は、脱退した日の属する事業年度末における組合の財産によつて定める。

3　前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の拂込を請求することができる。

4　第一項及び第三項に規定する請求権は、脱退後二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5　脱退した組合員が組合に対しまだ弁済期に達していない債務を負担する場合には、組合は、その債務が弁済期に達するまでは、持分の拂戻を停止することができる。

（持分の差押に因る脱退）

第二十九條　組合員の持分を差し押えた債権者は、事業年度末において、その組合員を脱退させることができる。この場合において、債権者は、組合及びその組合員に対して三月前までに予告しなければならない。

2　商法第九十條（持分の差押）及び第九十一條第二項（予告の失効）の規定は、前項の場合について準用する。

第四章　機関

（総会の招集）

第三十條　理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2　理事は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時総会を招集することができる。

3　五分の一以上の組合員が会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出し、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

4　前項の場合おいて、同項の期間内に、正当の理由がないのに、理事が臨時総会招集の手続をしないときは、監事は、直ちにその手続をしなければならない。

5　監事が正当の理由がないのに、前項の手続をしないときは、第三項の組合員は、主務大臣の認可を受けて、臨時総会の招集をすることができる。

6　総会の招集は、会日より十日前までに、会議の目的たる事項を示して、組合員に通知しなければならない。但し、第二項から第五項までの場合にあつては、定款でこの期間を短縮することができる。

（総会の決議事項）

第三十一條　この法律及び定款で定めるものの外、左の事項は、総会の決議を経なければならない。

一　第十六條第二項第一号から第三号までに掲げる書類の記載事項の変更

二　保険金の削減及び保険料の追徴

三　解散

四　財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金処分案及び損失処理案

（総会の決議手続）

第三十二條　総会の決議は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席した組合員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会において選任する。

3　議長は、組合員として総会の決議に加わる権利を有しない。

4　定款の記載事項の変更並びに前條第二号及び第三号に掲げる事項は、組合員の半数以上が出席し、

その議決権の三分の二以上の多数による決議を経なければならない。

（議決権の代理行使）

第三十三條　組合員は、定款で定めるところにより、代理人をもつて、議決権を行うことができる。

2　前項の規定による議決権を行う者は、総会において決議をする場合に、出席者とみなす。

3　第一項の代理人は、組合員でなければならない。

4　前項の代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

（商法の準用）

第三十四條　商法第二百三十九條第四項及び第二百四十條（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）、第二百四十五條（第一項第一号から第三号までを除く。）（取締役又は監査役の責任の免除の特別決議）及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（株主総会の決議の取消又は無効）の規定は、総会に準用する。この場合において、商法第二百四十五條第一項及び第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同法第二百四十五條第二項において準用する第二百六十八條及び第二百七十九條中「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員である五分の一以上の者」と読み替えるものとする。

（役員）

第三十五條　組合に、役員として理事三人以上及び監事一人以上を置く。

2　役員は、定款で定めるところにより、総会において、組合員（法人たる組合員にあつては、その業務を執行する役員。）のうちから選任する。但し、主務大臣の認可を受けて、組合員以外の者を選任することができる。

3　役員の任期は、定款で定める。但し、理事の任期は、三年、監事の任期は、二年をこえてはならない。

4　組合が役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を主務大臣に届け出なければならない。

（役員の兼職及び兼業の禁止）

第三十六條　理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と、兼ねてはならない。

2　保険業法第六條（常務役員の専業主義）の規定は、組合の常務に従事する役員に準用する。

（理事の自己契約等の禁止）

第三十七條　組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

（定款等書類の備置義務）

第三十八條　理事は、定款及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員名簿には、各組合員について、左の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　加入の年月日

三　出資口数、出資金額、保険金額及び保険料

3　組合員及び組合の一般の債権者は、組合の事業時間内いつでも第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

（参事）

第三十九條　組合は、理事の過半数の決議により参事を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

（商法等の準用）

第四十條　商法第二百五十四條第二項（取締役と会社との関係）、第二百六十六條（取締役の連帯責任）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定は、組合の理事及び監事に、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條（代表権の委任）並びに商法第二百六十條から第二百六十二條まで（取締役の業務の執行及び会社の代表）、第二百六十七條及び第二百六十八條（取締役に対する訴）並びに第二百六十九條（取締役の報酬）の規定は、理事に、同法第二百七十四條及び第二百七十五條（報告徴収及び書類調査等）、第二百七十八條（取締役と監査役の連帯責任）並びに第二百七十九條（監査役に対する訴）の規定は、監事に、同法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條（支配人）の規定は、参事に準用する。この場合において、商法第二百六十八條及び第二百七十九條中「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員である五分の一以上の者」と読み替えるものとする。

第五章　計算

（決算書類の提出）

第四十一條　組合は、毎年三月末日においてその帳簿を閉鎖し、総会終了の後、遅滞なく、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び剰余金処分若しくは損失処理に関する決議書を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の書類の様式は、主務省令で定める。

（剰余金の分配）

第四十二條　剰余金の分配は、設立費用及び当初の五事業年度の事業費の全額を償却し、損失をてん補し、且つ、第四十四條第二項において準用する保険業法第六十三條（損失てん補準備金）に定める準備金を控除した後でなければ、してはならない。

2　剰余金の分配は、定款で定めるところにより、年六分をこえない範囲内において組合員の出資額の割合に応じてし、なお剰余があるときは、組合員の事業の利用分量の割合に応じてしなければならない。

（保険金の削減及び保険料の追徴）

第四十三條　組合は、保険金の削減又は保険料の追徴を行う場合においては、主務大臣の認可を受けなければならない。

（商法等の準用）

第四十四條　商法第二百八十一條から第二百八十五條まで（会社の計算）の規定は、組合の計算に準用する。この場合において、商法第二百八十一條第五号中「準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」とあるのは「剰余金処分案若しくは損失処理案」と読み替えるものとする。

2　保険業法第六十三條（損失てん補準備金）、第六十六條（剰余金の分配を受ける者）、第八十五條第一項、第八十八條及び第九十一條（保険会社の計算）の規定は、組合の計算に準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」又は「会社」とあるのは「組合」と、「監査役」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

第六章　解散及び清算

（解散）

第四十五條　組合は、左の事由に因つて解散する。但し、第五号に該当する場合において、組合が主務大臣の認可を受けて、同号に該当するに至つた時から三月以内に、出資の額又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数を第三條又は第十二條第二項に定める額又は数以上にしたときは、この限りでない。

一　定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生

二　総会の決議

三　組合の破産

四　設立認可の取消

五　出資の総額が第三條に定める額を欠き、又は組合員の数若しくは保険の目的たる船舶の数が第十二條第二項に定める数を欠くに至つたこと

2　前項第二号に定める解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。

3　保険業法第七十二條（解散決議の公告等）の規定は、組合が解散の決議をした場合に準用する。

4　組合は、解散したとき、又は第一項第五号に該当する場合において同項但書の規定による措置をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（清算人の選任）

第四十六條　組合が解散したときは、破産又は設立認可の取消に因

る解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

2　前項の場合において、清算人となる者がないとき、及び組合が設立認可の取消に因り解散したときは、主務大臣が清算人を選任する。

（保険金の削減及び保険料の追徴）

第四十七條　清算人は、組合に現存する財産がその債務を完済するのに不足する場合には、主務大臣の認可を受けて、保険金の削減又は保険料の追徴をすることができる。

（商法等の準用）

第四十八條　商法第百十六條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十八條、第百二十九條第二項及び第三項並びに第百三十一條（合名会社の清算関係）、第四百十八條から第四百二十四條まで、第四百二十六條第一項及び第四百二十七條（株式会社の清算関係）並びに保険業法第七十五條、第七十六條、第百三十二條第二項（商法第百二十二條に関する部分に限る。）から第五項まで及び第百三十三條から第百三十五條まで（保険会社の清算関係）の規定は、組合の清算に準用する。この場合において、商法第百二十二條中「第九十四條第四号又ハ第六号」とあるのは「船主相互保険組合法第四十五條第一項第四号」と読み替えるものとする。

2　第三十條及び第三十六條から第三十八條第一項まで、商法第二百四十四條第二項（議事録署名義務者）、第二百四十五條第一項第四号（取締役の責任の免除に関する部分に限る。）、第二百四十七條及び第二百四十九條（総会決議取消の訴）、第二百五十四條第二項（会社と取締役との委任関係）、第二百六十一條（取締役の代表権）、第二百六十六條から第二百六十九條まで（取締役の責任及び取締役に対する訴）、第二百七十四條及び第二百七十五條（監査役の調査権限等）、第二百七十八條（監査役及び取締役の連帯責任）並びに第二百八十二條から第二百八十四條まで（取締役の計算書類の公示及び総会への提出義務並びに取締役又は監査役に対する責任解除）の規定は、清算人に準用する。この場合において、商法第二百四十五條第一項及び第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同法第二百六十八條中「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員である五分の一以上の者」と読み替えるものとする。

第七章　監督

（報告及び帳簿書類の提出命令）

第四十九條　主務大臣は、組合の業務の監督上必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、組合に対し、その業務及び財産の状況に関し報告をさせ、又は資料の提出を命ずることができる。

（検査）

第五十條　主務大臣は、組合の健全な経営を確保し、又は組合員及び組合の一般債権者を保護するため、部下の職員をして、組合の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2　前項の場合において、当該職員は、検査のため必要があると認めるときは、組合の事務所に立ち入り、その役員若しくは使用人に対して質問し、又はその帳簿書類その他業務に関係のある物件を検査することができる。

3　前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（定款等の変更命令等）

第五十一條　主務大臣は、組合の健全な経営を確保し、又は組合員及び組合の一般債権者を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、組合に対し、第十六條第二項第一号から第三号までに掲げる書類に定めた事項の変更、業務執行の方法の変更若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限することができる。

（事業停止及び強制管理命令）

第五十二條　主務大臣は、組合の業務若しくは財産の状況によりその健全な経営を確保することが困難であると認めるとき又は組合の業務若しくは財産の状況が著しく不良で組合員及び組合の一般債務者を保護するためその事業を継続させることが著しく不適当と認めるときは、政令で定めるところにより、事業の停止を命じ、又は業務及び財産の管理の命令をすることができる。

2　保険業法第十二條第二項から第四項まで（聴聞）の規定は、主務大臣が前項の命令をしようとする場合に、同法第百一條から第百三條まで、第百四條第一項及び第三項前段並びに第百六條（業務及び財産の管理関係）の規定は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」又は「会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

（法令等の違反に対する処分）

第五十三條　組合がこの法律若しくはこの法律において準用する保険業法の規定若しくは第四十九條、第五十一條若しくは前條第一項の主務大臣の命令若しくは第十六條第二項第一号から第三号までに掲げる書類に定めた特に重要な事項に違反し、又は公益を害する行為をした場合において、組合の健全な経営を確保し、又は組合員及び組合の一般債権者を保護するため必要があると認めるときは、主務大臣は、理事若しくは監事の解任若しくは事業の停止を命じ、又は設立の認可を取り消すことができる。

2　保険業法第十二條第二項から第四項まで（聴聞）の規定は、主務大臣が前項の処分をしようとする場合に準用する。この場合において、同條第三項及び第四項の規定中「保険会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

（主務大臣及び権限の委任）

第五十四條　この法律及びこの法律において準用する保険業法中「主務大臣」とあるのは、木船相互保険組合については、大蔵大臣及び運輸大臣とする。但し、第十六條第四項（同條第二項第三号に掲げる書類に定めた事項の変更の場合に限る。）、第三十五條第二項但書（第十五條第七項において準用する場合を含む。）、第四十一條第一項、第五十條第一項及び第五十一條（第十六條第二項第三号に掲げる書類に定めた事項の変更の場合に限る。）中「主務大臣」とあるのは、大蔵大臣とする。

2　この法律及びこの法律において準用する保険業法中「主務大臣」とあるのは、船主責任相互保険組合については、大蔵大臣とする。

3　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、前二項の規定による権限の全部又は一部を財務局長又は財務部長に、運輸大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定による権限の全部又は一部を海運局長又は海運局支局長に行わせることができる。

4　この法律において「主務省令」とあるのは、「大蔵省令、運輸省令」とする。

第八章　雑則

（私的独占禁止法等との関係）

第五十五條　この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）第三條の規定の適用並びに組合の行為がその固有の業務を遂行するに必要な範囲をこえる場合若しくは組合の事業活動が組合員の間における競争を減殺することとなる場合における事業者団体法（第三條を除く。）の適用又はこれらの法律に基き公正取引委員会が行使する権限を排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第九章　罰則

第五十六條　組合の役員がいかなる

名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）の正條がある場合には、適用しない。

第五十七條　第八條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下本項において同じ。）の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に対して同項の罰金刑を科する。但し、法人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人については、この限りでない。

3　前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十八條　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四十九條の規定による報告をせず、若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者

二　第五十條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の答弁をした者

第五十九條　左の各号の一に該当する場合においては、組合の発起人、理事、監事、参事、清算人又は第五十二條第二項において準用する保険業法第百一條第一項の規定により選任された保険管理人は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律又はこの法律において準用する保険業法の規定に基いてする主務大臣の命令に違反したとき。

二　第四條の規定に違反したとき。

三　第五條の規定に違反したとき。

四　第六條の規定に違反したとき。

五　第十六條第四項の規定に違反して、認可を受けないで同條第二項第一号から第三号までに掲げる書類に記載した事項を変更したとき。

六　第三十五條第二項但書（第十五條第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、認可を受けないで理事又は監事を選任したとき。

七　第四十一條第一項の規定に違反して書類を提出しなかつたとき。

八　第四十二條、第四十八條第一項において準用する商法第百三十一條、保険業法第七十五條若しくは第七十六條の規定又は定款の定に違反して、剰余金若しくは残余財産を分配し、又は組合財産を処分したとき。

九　第四十三條又は第四十七條の規定に違反して、認可を受けないで保険金を削減し、又は保険料を追徴したとき。

十　第四十四條第二項において準用する保険業法第六十三條の規定に違反して、準備金を積み立てず、又は使用したとき。

十一　第四十四條第二項において準用する保険業法第八十八條の規定に違反して、責任準備金の計算をせず、又はこれを帳簿に記載しなかつたとき。

十二　第四十八條第一項において準用する商法第四百二十四條第三項の規定に違反して破産宣告を請求することを怠つたとき。

十三　清算の結了を遅延せしめる目的で、第四十八條第一項において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

十四　第四十八條第一項において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

第六十條　左の各号の一に該当する場合においては、組合の発起人、理事、監事、参事、清算人又は第五十二條第二項において準用する保険業法第百一條第一項の規定により選任された保険管理人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律又はこの法律において準用する保険業法若しくは商法の規定に定める公告若しくは届出をすることを怠り、又は不正の公告若しくは届出をしたとき。

二　第十一條第一項の規定に基く政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

三　第十五條第七項若しくは第三十四條において準用する商法第二百四十四條、第四十四條第二項において準用する保険業法第九十一條又は第四十八條第一項において準用する商法第四百十九條若しくは第四百二十七條の規定に違反して、書類を作成せず、若しくはその書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四　第二十一條第五項の規定に違反したとき。

五　第二十六條第一項の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

六　第二十六條第二項の規定に違反して処分することを怠つたとき。

七　第二十七條第四項の規定に違反して弁明の機会を與えなかつたとき。

八　第三十條第一項の規定（第四十八條第二項において準用する場合を含む。）に違反して総会を招集しなかつたとき。

九　第三十六條第一項の規定（第四十八條第二項において準用する場合を含む。）又は同條第二項（第四十八條第二項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第六條の規定に違反したとき。

十　第三十八條第一項（第四十八條第二項において準用する場合を含む。）、第四十四條第一項若しくは第四十八條第二項において準用する商法第二百八十二條第一項又は第四十四條第二項において準用する保険業法第十一條の規定に違反して書類を備えて置かなかつたとき。

十一　第三十八條第二項の規定に違反して、組合員名簿に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十二　第三十八條第三項又は第四十四條第一項若しくは第四十八條第二項において準用する商法第二百八十二條第二項において準用する保険業法第百一條第一項の規定により選任された保険管理人は、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

十三　第五十二條第二項において準用する保険業法第百一條第二項の規定に違反して、正当の理由がないのに、保険管理人となることを拒否したとき。

第六十一條　第九條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　事業者団体法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号ホの次に次のように加える。

へ　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第　号）の規定に基いて設立された船主相互保険組合

3　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く。）、」の下に「船主相互保険組合、」を加える。

4　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「水産業協同組合、」の下に「木船相互保険組合、」を、「水産業協同組合法、」の下に「船主相互保険組合法、」を加える。

船主相互保険組合法案（内閣提出）に関する報告書
（最終号の附録に掲載）

つむぎ等の輸入税を免除する法律案

つむぎ等の輸入税を免除する法律

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表輸入税表に掲げる物品で、この法律の別表に掲げるものの輸入税は、昭和二十六年十二月三十一日までの輸入については、これを免除する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

関税定率法別表輸入税表

番号	品名	免税される物品
二九九	苧麻、苧麻、ラミー、大麻又ハ黄麻ノ織物、其ノ交織物及此等ノ繊維ト綿トノ交織物	
三〇三	四　平織布、紋織布及繻織布（別項ニ掲ケサルモノ）	
	丙　其ノ他	
	丙ノ二　其ノ他	上布（織幅三十二センチメートルを超え四十センチメートルを超えない平織のものでかすり又は縞柄のもの）
	一　絹織物及別号ニ掲ケサル絹入ノ織物	
	三　其ノ他	
	甲　絹製ノモノ	
	ロ　其ノ他	つむぎ（織幅三十二センチメートルを超え四十センチメートルを超えない天然絹製のもので、且つ、かすり染の糸を使用した平織のもの）

つむぎ等の輸入税を免除する法律案（根本龍太郎君外四名提出）に関する報告書
（最終号の附録に掲載）

予算執行職員等の責任に関する法律案

予算執行職員等の責任に関する法律

（目的）

第一條　この法律は、予算執行職員の責任を明確にして、法令又は予算に違反した支出等の行為をすることを防止し、もつて国の予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「予算執行職員」とは、左に掲げる職員をいう。

一　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十三條の二第一項に規定する支出負担行為担当官

二　会計法第十三條の二第一項に規定する支出負担行為担当官

三　会計法第二十五條第一項に規定する支出官

四　会計法第十七條の規定により資金の交付を受ける官吏

五　会計法第二十條の規定に基き繰替使用をさせることを命ずる官吏

六　前各号に掲げる者の代理官及び分任官

七　会計法第四十八條の規定により前各号に掲げる者の事務を取り扱う都道府県又は特別市の吏員

八　前各号に掲げる者からその補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員

2　この法律において「法令」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）、会計法その他国の経理に関する事務を処理するための法律及び命令をいう。

3　この法律において「支出等の行為」とは、国の債務負担の原因となる契約その他の行為、支出負担行為の認証（会計法第十三條の二の規定による支出負担行為の認証をいう。）、支出、支拂及び会計法第二十條の規定に基く繰替使用をさせることの命令並びに小切手、小切手帳及び印鑑の保管、帳簿の記帳、報告等国の予算の執行に関連して行われるべき行為（会計法第四十一條第一項の規定による弁償責任の対象となる行為を除く。）をいう。

（予算執行職員の義務及び責任）

第三條　予算執行職員は、法令に準拠し、且つ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、支出等の行為をしなければならない。

2　予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を與えたときは、弁償の責に任じなければならない。

3　前項の場合において、その損害が二人以上の予算執行職員が前項の支出等の行為をしたことにより生じたものであるときは、当該予算執行職員は、それぞれの職分に応じ、且つ、当該行為が当該損害の発生に寄與した程度に応じて弁償の責に任ずるものとする。

（弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務）

第四條　会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前條第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を與えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。

2　会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員の任命権者（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十五條第一項に規定する任命権者をいい、当該予算執行職員が都道府県又は特別市の職員である場合にあつては、都道府県又は特別市の長とする。以下同じ。）は、その検定に従つて、弁償を命じなければならない。

3　各省各庁の長（財政法第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前條第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことより国に損害を與えたと認めるときは、遅滞なく、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

4　各省各庁の長は、予算執行職員が前條第一項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは、遅滞なく、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

5　第三項の場合において、各省各庁の長は、会計検査院が予算執行職員に対し弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。

6　前項の規定により還付する弁償金には、当該弁償金納付のときから還付のときまでの期間に応じ、当

該金額に対し大蔵大臣が納付のときから還付のときまでの期間における銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額に相当する金額を加算しなければならない。

（再検定）

第五條　会計検査院は、前條第一項の規定による予算執行職員の弁償責任の検定後において、その検定が不当であることを発見したとき、又は各省各庁の長若しくは予算執行職員がその責を免かれる理由があると信じ、その理由を明らかにする書類及び計算書を作製し、証拠書類を添えて再審の請求をしたときは、その都度再検定をしなければならない。但し、請求に基いて再検定をする場合において、当該請求が検定のあつた日から五年を経過した日後にされたときは、この限りでない。

2　会計検査院は、前項の規定による再検定のための審理をする場合において、各省各庁の長又は予算執行職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、当該職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

3　各省各庁の長又はその代理官及び予算執行職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、計算書その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

4　前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、会計検査院に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

5　前條第一項本文、第二項、第五項及び第六項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、前條第五項中「第三項の場合において、各省各庁の長は、」とあるのは「各省各庁の長は、」と読み替えるものとする。

（懲戒処分）

第六條　会計検査院は、検査又は検定（前條第一項に規定する再検定を含む。）の結果、予算執行職員が故意又は過失に因り第三條第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を與えたと認めるとき、又は国に損害を與えないが故意又は重大な過失に因り同項の規定に違反して支出等の行為をしたと認めるときは、当該職員の任命権者に対し、当該職員の懲戒処分を要求することができる。この場合において、会計検査院は、適当と認める処分の種類及び内容を参考のため明示するものとする。

2　会計検査院は、前項の規定により懲戒処分の要求をしたときは、その旨を人事院に通知しなければならない。

3　任命権者は、第一項の規定による懲戒処分の要求を受けたときは、当該職員に対しその懲戒処分をすることが適当かどうかを直ちに調査してこれについて措置するとともにその結果を会計検査院及び人事院に通知しなければならない。

4　会計検査院は、第一項の規定による予算執行職員の懲戒処分を要求した後において、その要求が不当であることを発見したとき、又は当該職員の任命権者からその要求が不当であるとして再審の請求を受け実情を調査した結果、その要求が不当であることが明らかになつたときは、直ちにこれを取り消さなければならない。

5　第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、予算執行職員が都道府県又は特別市の職員である場合には、適用しない。

（事前審査）

第七條　会計検査院は、予算執行職員が会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十七條第二項の規定に基き、支出等の行為に関し疑義のある事項についてあらかじめ書面をもつて意見を求め、これに対し表示された意見に従つて支出等の行為をしたときは、当該支出等の行為については有責任の検定をし、又は懲戒処分の要求をすることができない。

2　会計検査院が会計検査院法第三十七條第二項の規定に基き、予算執行職員に対し意見を表示する場合は、あらかじめその表示する意見を大蔵大臣に通知しなければならない。

3　大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、法令又は予算に定める事項の解釈について会計検査院の意見と異なる意見があるときは、その意見を会計検査院に表示することができる。

（弁償責任の減免）

第八條　第四條第一項本文（第五條第五項において準用する場合を含む。）の規定による弁償責任は、国会の議決に基かなければ減免されない。

（予算執行職員の弁償責任の転嫁）

第九條　予算執行職員は、その上司から第三條第一項の規定に違反すると認められる支出等の行為をすることの要求を受けたときは、書面をもつてその理由を明らかにし、当該上司を経て任命権者（当該上司が任命権者（外局の長であるものを除く。）である場合にあつては直ちに任命権者、当該上司が外局の長である任命権者である場合にあつては各省各庁の長）にその支出等の行為をすることができない旨の意見を表示しなければならない。但し、予算執行職員が第二條第一項第七号に規定する者である場合にあつては、直ちにその事務を委任した各省各庁の長に、同項第八号に規定する者で都道府県又は特別市の職員であるものである場合にあつては、その事務の一部を処理することを命じた職員に、その支出等の行為をすることができない旨の意見を表示するものとする。

2　予算執行職員が前項の規定によつて意見の表示をしたにもかかわらず、更に、上司（前項但書の場合にあつては、その事務を委任した各省各庁の長又はその事務の一部を処理することを命じた職員）が当該職員に対し同一の支出等の行為をすべき旨の要求をしたときは、その支出等の行為に基く弁償責任は、その要求をした上司が負うものとする。

3　第四條第一項及び第二項、第五條並びに前條の規定は、前項の場合に準用する。

（公団等の予算執行職員に対する準用）

第十條　法令による公団、連合国軍人等住宅公社、日本專売公社、日本国有鉄道、復興金融金庫、国民金融公庫、住宅金融公庫、商船管理委員会、持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び証券処理調整協議会（以下「公団等」という。）の総裁、理事長、委員長又は議長（以下「公団等の長」という。）から公団等の予算執行の職務を行う者として指定された者（以下「公団等予算執行職員」という。）は、公団等の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公団等の定款並びに公団等の経理に関する規程（以下「公団等に関する法令」という。）に準拠し、且つ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公団等において行う第二條第三項に規定する支出等の行為に相当する行為（以下「公団等の支出等の行為」という。）をしなければならない。

2　第三條第二項及び第三項、第四條から第六條まで、第八條並びに前條の規定は、前項の公団等予算執行職員について準用する。但し、国家公務員法の適用を受けない公団等予算執行職員については、第六條第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。

3　前項の場合において、同項に掲げる準用規定中「予算執行職員」とあるのは「公団等予算執行職員」と、「法令」とあるのは「公団等に関する法令」と、「国」とあるのは「公団等」と、「支出等の行為」とあるのは「公団等の支出等の行為」と、「各省各庁の長」とあるのは「公団等の長」と、「任命権者」とあるのは「公団等の長又は公団等の職員の任命を行う権限を有する者」と、「懲戒処分」とあるのは、公団等予算執行職員で国家公務員法その他の法律による懲戒処分の規定の適用を受けないものにあつ

ては「公団等の長の行う懲戒処分に相当する処分」と、第四條第四項中「大蔵大臣」とあるのは「主務大臣、大蔵大臣」と読み替えるものとする。

4　公団等の長は、公団等予算執行職員を指定したときは、遅滞なく、主務大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

5　公団等予算執行職員がその職務の執行に関し疑義のある事項について会計検査院に意見を求めたときは、会計検査院は、これに対し意見を表示しなければならない。

6　第七條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により会計検査院が意見を表示する場合に準用する。この場合において「法令」とあるのは「公団等に関する法令」と読み替えるものとする。

7　会計検査院は、公団等予算執行職員が前項の規定に基き、公団等の支出等の行為についてあらかじめ書面をもつて意見を求め、これに対し表示された意見に従つて公団等の支出等の行為をしたときは、当該行為については有責任の検定をし、又は懲役処分若しくは懲戒処分に相当する処分の要求をすることができない。

（公団等の出納職員の弁償責任）

第十一條　公団等（日本国有鉄道を除く。以下本條中同じ。）において、公団等の長（日本国有鉄道総裁を除く。以下本條中同じ。）又はその委任を受けた者から現金又は物品の出納保管をつかさどることを命ぜられた職員（以下「公団等の出納職員」という。）は、公団等に関する法令の定めるところにより、現金又は物品を出納保管しなければならない。

2　公団等の出納職員が、その保管に係る現金又は物品を亡失き損した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、公団等に対し弁償の責を免かれることができない。但し、公団等に関する法令により公団等の職員の使用に供した物品の亡失き損について、合規の監督を怠らなかつたことを証明した場合は、その責に任じない。

3　会計法第四十一條第二項、第四十二條、第四十三條及び会計検査院法第三十二條の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、当該準用規定中「出納官吏」とあるのは「公団等の出納職員」と、「各省各庁の長」とあるのは「公団等の長」と、「大蔵大臣」とあるのは「主務大臣、大蔵大臣」と、「国」とあるのは「公団等」と、「本属長官」とあるのは「公団等の長」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　会計検査院法の一部を次のように改正する。

第十一條第五号及び第六号を次のように改める。

五　第三十一條及び政府契約の支拂遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十三條第二項の規定（同法第十四條において準用する場合を含む。）並びに予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第　号）第六條第一項及び第四項の規定（同法第十條第二項において準用する場合を含む。）による処分の要求に関する事項

六　第三十二條（予算執行職員等の責任に関する法律第十一條第三項において準用する場合を含む。）及び日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十八條の二第二項並びに予算執行職員等の責任に関する法律第四條第一項及び同法第五條（同法第九條第三項及び同法第十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による検定及び再検定

第十一條第九号中「第三十七條」の下に「及び予算執行職員等の責任に関する法律第十條第五項」を加える。

第二十九條第五号中「第三十一條」の下に「及び政府契約の支拂遅延防止等に関する法律第十三條第二項（同法第十四條において準用する場合を含む。）並びに予算執行職員等の責任に関する法律第六條第一項（同法第十條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同條第六号を次のように改める。

六　第三十二條（予算執行職員等の責任に関する法律第十一條第三項において準用する場合を含む。）及び日本国有鉄道法第四十八條の二第二項並びに予算執行職員等の責任に関する法律第四條第一項及び同法第五條（同法第九條第三項及び同法第十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による検定及び再検定

第三十二條第三項中「恩赦によらなければ」を「国会の議決に基かなければ」に改める。

3　経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第百七十六号）」を「国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第百七十六号）及び予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第　号）」に改める。

予算執行職員等の責任に関する法律案に対する修正案

予算執行職員等の責任に関する法律案の一部を次のように修正する。

第七條を削り、第八條を第七條とし、以下一條ずつ繰り上げる。

第九條第二項中「第八條」を「第七條」に改め、同條第六項及び第七項を削る。

附則第二項による会計検査院法第十一條第五号の改正規定中「第十條」を「第九條」に、同條第六号の改正規定中「第十一條」を「第十條」に、「第十條」を「第九條」に、同條第九号の改正規定中「第十條」を「第九條」に、同法第二十九條第五号の改正規定中「第十條」を「第九條」に、同條第六号の改正規定中「第十一條」を「第十條」に、「第九條」を「第八條」に、「第十條」を「第九條」に改める。

予算執行職員等の責任に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○西村直己君　ただいま議題となりました船主相互保険組合法案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申し上げます。

現行の保険業法によりますと、保険事業を営むことのできるものは株式会社または相互会社に限られておりますが、船舶海上保険におきましては、第一に木船につきまして、木船保険法による木船保険組合が解散いたしました後は、危険率の高い木船の保険は保険会社が引受けることを好まず、木船のほとんどすべてが無保険の状態にありますこと、第二は、大型鋼船船主が船舶の運航に伴つて負担する費用及び責任につきましては、現在の損害保険会社の船舶海上保険約款では、担保されざる範囲が少からずある現状なのであります。従いまして、これら損害保険会社の引受けたくない分野につきまして、船舶所有者の間において、相互扶助の精神で相互保険組合を設立しようとする要望は相当大なるものがあるのであります。この法案は右の要望にこたえて提出されたものでありまして、その目的とするところは、船主相互保険組合の行う損害保険事業の健全な経営を確保し、その組合員及び組合の一般債権者の利益を保護しようとするものであります。

この法案は、去る二十六日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑に入り、各委員より保険の範囲、金融的措置等について熱心なる質疑が行われ、政府委員より答弁がございました。その詳細については速記録に譲ります。

次いで討論に入りましたところ、自由党を代表して前尾繁三郎君、社会党を代表いたしまして川島金次君、民主党を代表して宮腰喜助君は賛成の意を表せられ、共産党を代表して河田賢治君は反対の意を表せられました。

次いで採決に入りましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決

されました。

次に議題となりましたつむぎ等の輸入税を免除する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申し上げます。

この法案は、沖縄、大島等から輸入せられますつむぎ及び上布に対する輸入税を昭和二十六年十二月三十一日まで免除することとしようとするものでございます。現行輸入税表によりますと、これらの物品の大部分は従価十割の輸入税がかけられることになつておるのでありまして、その輸入は全然不可能な状態でございます。今回その輸入税を免除して、輸入を円滑にしようとする次第であります。

この法案は、去る二十八日、提出者北澤直吉君より提案理由の説明がございまして、ただちに質疑に入りましたところ、各委員から質問がございましたが、その詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで討論を省略いたしまして採決の結果、起立多数をもつて本案は原案の通り可決せられました。

次に議題となりました予算執行職員等の責任に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げたいと思います。

この法案は、国及び公団等の予算執行職員が法令または予算に違反した支出等の行為をすることを防止するとともに、予算執行の適正化をはかる目的をもつて、これら職員に対する弁償責任等の制度を確立するために提出されたものであります。

この法案は、四月十九日、政府委員より提案理由の説明を聴取いたしました。二十五日、法算委員会との連合審査会を開き質疑を続行いたしましたが、その詳細については速記録に譲りたいと思います。

次いで昨二十八日、小山長規君より、共産党を除く各派共同提案になる修正案が提出いたされました。その内容は、会計検査院の事前審査を受けてした支出等の行為については有責任の検定も懲戒処分の要求もすることができない旨を規定しております第七條を削りまして、これに伴う関係條文の整理を行つておるのでございます。その理由とするところは、この規定がありますと、予算執行職員が責任を免れるために、ことごとく事前審査を要求することになりまして、そのため事務が澁滞し、支出等の行為が遅延するおそれがあるというのであります。

次いで討論に入りましたところ、社会党を代表して川島金次君、自由党を代表して小山長規君よりいずれも賛意を表せられ、共産党を代表して河田賢治君は反対の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は修正案の通り修正議決されました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　三案を一括して採決いたします。日程第四及び第五の委員長の報告は可決でありまして、日程第六の委員長の報告は修正であります。三案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り決しました。

第七　水産資源枯渇防止法案（内閣提出）

○議長（幣原喜重郎君）　日程第七、水産資源枯渇防止法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。水産委員長石原圓吉君。

水産資源枯渇防止法案

水産資源枯渇防止法

（目的）

第一條　この法律は、将来にわたつて最高の漁獲率を維持するため、水産資源の枯渇を防止することを目的とする。

（許可漁船の定数）

第二條　農林大臣は、水産資源が枯渇するおそれがあると認めるときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二條の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項の規定に基く命令の規定によりその営業につき農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類及び海域別に、省令で当該漁業に従事しうる漁船の隻数の最高限度（以下「定数」という。）を定めなければならない。

2　農林大臣は、定数を定める場合には、科学的調査に現れた水産資源の発展性、現に当該漁業を営む者の数その他自然的及び社会経済的條件を総合的に勘案しなければならない。

3　農林大臣は、定数を定める場合には、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきき、且つ、中央漁業調整審議会（以下「審議会」という。）の意見をきかなければならない。

（定数超過による許可の取消及び変更）

第三條　前條の規定により定数が定められた時に当該漁業の種類及び海域につき現に漁業の許可（漁業に関する起業の認可を含む。以下同じ。）を受けている漁船の隻数が定数をこえるときは、農林大臣は、左に掲げる事項を勘案して省令で定める基準に従い、そのこえる数の漁船につき、当該漁業に係る許可の取消の期日又は変更すべき当該漁業の操業区域及び変更の期日を指定しなければならない。

一　各漁業者が当該漁業の種類及び海域につき許可を受けている漁船の隻数

二　当該漁業に従事する漁船の航海度数、主たる操業の場所、操業日数、網入数、漁獲数量その他の操業状況

三　賃金その他の給與等の労働條件

四　各漁業者の経済が当該漁業に依存する程度

2　農林大臣は、前項の基準を定める場合には、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。

3　第一項の規定による指定をする場合において必要があると認めるときは、農林大臣は、当該漁業の種類及び海域につき漁業の許可を受けている漁船であつて同項の指定を受けなかつたものにつき、変更すべき当該漁船の操業区域及び変更の期日を指定することができる。

4　農林大臣は、第一項又は前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該漁業者に指定をする理由を文書をもつて通知し、当該漁業者又はその代理人に対し、公開による聽聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

5　第一項又は第三項の規定による指定は、告示をもつてする。

6　前項の告示をしたときは、当該漁業に係る許可は、その有効期間にかかわらず、その指定された期日に取り消され、又は操業区域の変更があつたものとする。

（損失補償）

第四條　政府は、前條第六項の規定により許可の取消又は操業区域の変更を受けた者が当該処分によつて損失を被つたときは、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による補償金の額は、農林大臣が審議会の意見をきいて定め、これを告示する。

3　補償金の交付の方法は、政令で定める。

4　第二項の規定により告示された補償金の額に不服がある者は、告示の日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

5　前項の訴においては、国を被告とする。

（漁業従事者に対する措置）

第五條　第三條第六項の規定により許可の取消を受けた者は、同條第五項の告示の日現在において許可の取消を受けた漁船に乗り組んでいる者及び当該漁船のために陸上作業をしている者に対し、交付を受けた補償金のうち、省令で定める金額を支給しなければならない。

（水産資源調査）

第六條　農林大臣は、この法律の目的を達成するため、水産資源が枯渇するおそれがあると認められる漁業の種類について、左に掲げる事項の科学的調査を実施しなければならない。

一　水産資源の漁場別、漁期別及

び種族別の漁獲数量
二　前号の漁獲物の体長、体重、年齢等の組成及び産卵、成長、回遊等の状態
三　漁場別及び漁期別の操業日数、操業回数、操業時間その他の操業状態
四　漁場別及び漁期別の水温、塩分、フランクトン、栄養塩類等の海況
2　農林大臣は、政令で定めるところにより、前項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。
（報告徴収）
第七條　農林大臣又は都道府県知事は、前條の調査を行うため必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の数量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができる。
（罰則）
第八條　前條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
附　則
1　この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。
2　漁業法の一部を次のように改正する。
第五十三條を次のように改める。
第五十三條　削除
第五十八條第一項中「第五十三條第一項の定数」を「水産資源枯渇防止法（昭和二十五年法律第号）第二條第一項の規定による定数」に改める。
第六十四條を次のように改める。
第六十四條　削除

水産資源枯渇防止法案（内閣提出）に関する報告書
（最終号の附録に掲載）

○石原圓吉君　ただいま議題となりました水産資源枯渇防止法案について、本案の概要並びに水産委員会の審議の経過及び結果につきまして報告いたします。まず政府の提案理由から申し上げます。
（石原圓吉君登壇）
わが国の水産業者は、終戦と同時に広大な漁区と漁船のほとんど全部を失い、あるいは損傷いたしました当然の結果として国民の栄養食糧の極端なる不足を来し、これを補うために、政府も漁業者もまず漁船の建造を急ぎ、漁獲の最も効率的な機船底びき網漁業の操業に力を集中し、とりあえず国民の栄養食糧を充足して大いに貢献いたしたのであります。ことに東経百三十度以西の機船底びき網漁業のごときは、戦前における漁区の面積と、これに対する漁船の数からいえば、四倍の漁船が操業している割合になります。漁区の範囲をそのままにして必要量の漁獲をあげようとすれば、結局濫獲に陥り、漁場の荒廃を来すことは当然であります。以東底びき網漁業においても、昭和十二年から十箇年計画で、約七百隻を目標に調整をはかつたにかかわらず、食糧増産ののつぴきならぬ必要から、今日までに実に二千七、八百隻の漁船が操業しておるありさまであります。かくのごとき現状をこのままにし、成行きにまかせておけば、漁場の荒廃はその極に達し、漁業者の生活をますます窮迫せしめ、ひいては栄養食糧の不足を告げることは明白であります。よつて、すみやかに漁場資源の枯渇を防止し、漁場生産の回復と資源の永続を期する必要があるとのことであります。
次に本案の内容について説明申し上げます。第一点は、農林大臣は資源枯渇のおそれがあると認めた漁業について、科学的調査に現われた種々の条件を勘案し、漁業の種類及び海域別に操業漁船の最高隻数を定める規定であります。第二点は、この最高隻数を定めた場合に、現在の漁船数がそれを越えている場合においては漁業の許可を取消し、操業区域の変更を指定することにし、この場合の勘案事項を具体的に規定しています。それには民主的方法として利害関係人の意見を聞くための公聴会制度を採用したのであります。第三点は、許可の取消しや操業区域の変更によつてこうむつた損失に対し、政府は中央漁業調整審議会の意見を聞き、政令で定めた方法によつて補償することとし、またこれにかかる漁業従業者に対しても保護規定が設けてあります。第四点は、資源が枯渇するおそれがあると認められる漁業については具体的に科学的調査を実施するということであります。以上が本法案の内容及び趣旨のおもな点であります。
さて、本案は三月三十一日付託されましたので、本委員会は、その重要性にかんがみまして、数回にわたり漁業制度に関する小委員会を開き慎重審議し、四月二十八日、本委員会において討論を行い、共産党井之口政雄君の反対意見に対し、自由党を代表して鈴木善幸君の賛成意見があり、採決の結果、共産党を除き全員の賛成により原案通り可決されました。なお本委員会において、政府は以西底びき網漁船の整理を円滑に実施するため、本法案に規定する補償金についてすみやかに予算的措置を講ずべきである旨の要望事項を決定いたしたのであります。
以上で本委員会における本法案審議の経過とその結果の御報告を終ります。なお詳しくは会議録により御了承願います。（拍手）
○議長（幣原喜重郎君）　討論の通告があります。これを許します。井之口政雄君。
（井之口政雄君登壇）
○井之口政雄君　私は、日本共産党を代表いたしまして、水産資源枯渇防止法案に反対するものであります。
この法案は、水産資源の枯渇を防止するという美名に隠れ、以西底びき漁船二百九十四隻を繋留して大漁業会社の集中生産へ導こうとする、きわめて悪辣な法案であります。同時に他方において、その負担を一そう当り三百万円、全体で約六億円を国民の租税負担に転嫁しようとする、とんでもない法案であります。羊頭を掲げて狗肉を売るということわざがありますが、まつたくこういう法案に一番よく適当しております。大体、自由党の出す法案はみなこんなふうになつておる。そこで、共産党はどうしても反対しないわけに行かない。
森農林大臣は、この法案の結論は至上命令であり、この法案が出ようが出まいが漁船の整理は断行する、従つて、それに対する補償予算のあるなしにかかわらず整理はする、しかしそれでは業者に気の毒だから、補償を規定したこの法案を提出したのだ、こういうことを委員会で述べておられます。もつてこの法案の実体がよくわかると思います。しかもこの補償とても、最初水産庁においては、底びき漁業者自体が共同で負担し、残存業者が整理される案だつたそうでありますが、予算分取りに巧妙な自由党政府の方針で、約六億からの補償額を予算の不用額や補正予算からとろうというわけで、この資源枯渇防止法という、もの〳〵しい法案が出て参りました。国民こそいい迷惑であります。
そも〳〵第一に、百三十度以西の資源枯渇を真に防止したいという、まじめな計画を立てられようというのでありますならば、中国、朝鮮、ソ同盟をも含んだ全面的な講和を実現して、これらの国々との間のおの〳〵独立した自主的外交交渉を続け、漁業協定を結び、それを守つて初めて国際信義が全うせられるのであります。しかるに、自由党の吉田総理の主張せられるように単独講和でもよろしいということになつたら、西方並びに北方の漁場は当然掠奪漁業が行われるようになりましょう。たとい三百そうの整理を今断行したとしても、残り六百そうは国際信義を無視して近所を荒しまわることは明らかであります。現に百五十そうに及ぶ漁船が西方海域あるいは北方海域において拿捕されているというこの事実、さらに漁船を武装せよというふうな申出、または連合軍の海軍によつてこれを保護しようという、この出動を希望するという反動的な声を放つ者さえある実情にかんがみますれば、今度のこの法案による制限が資源枯渇防止にならないことは明瞭に断定されるのであります。川下の濁りをとめるには、川上を澄ますことなくしては不可能であります。いわんや、単独講和になつて東方や南方の漁区が拡張されたからとて、そこへ行く一部大遠洋漁業資本が跳梁、跋扈をはげしくするだけであります。日本の真の漁業の発達にはなりません。
次に、底びき漁船の整理は小企業に酷で、大企業にゆるやかに行われるような仕組みになつている。従つて、資本の集中をその過程の中に推し進められることは明らかであります。紡績会

社がかつて操業を短縮し、大資本へ集中し、産業合理化を行い、価格のつり上げを企図したあの政策を今度の経済恐慌中に実現しようという意図であります。大企業会社が、今までもうけるときは、やみでたんまりもうけておきながら、過剰資本で今日損をするときは国民全般に押しつけようというこの虫のいい陰謀は、断じてわれ〳〵は粉砕しなければならぬと思います。まさにこれらの制限によつて生ずる大失業群に対して十分なる考慮を拂い、数万の失業者の生活保障の法案を制定することこそが最も大事である。そういうことは、これには何ら入つておらぬ。失業者に対しては失業保険法があるなどというような、のがれごとを言つてはだめである。

実際、今日の失業保険法なるものは、その機能を十分に果すことができないので、この特殊の漁業労働者の失業に対しましては特別の考慮を拂わなければならぬものだと思います。そして全面講和により、漁場の拡張を国際信義の上に立つて行い、整理漁船の合理的な処置を講じ、もし整理される場合も中小業者の利益を尊重し、相互補償による政策をとらしむべきである。これらの漁業許可の権利が漁業法において補償されているというような考えは誤つた考えである。だからこそ、この漁業法に対しても、共産党はその不備を鳴らして大いに反対したものであります。いかに共産党が正しいかは、この一事をもつてしてもわかります。いわんや、今度の法案が実行せられる——現にやられておりまするが、二千万円の調査費用さえも整理船の税金やら繋留費やら所得の償いやらに使おうという、そういうさもしい漁業行政はやめた方がいい。

全面講和による中国、ソ同盟、朝鮮諸国との民主的な漁業條約を締結するということ、これがかんじんである。それからまた、業を失う漁業労働者の特別失業資金を全額国庫で負担するということ、これがかんじんな第二点である。第三番目に、整理漁船の損失負担は相互にこれを解決しなければならぬ。これが日本共産党の方針である。これでなければ、実際資源の枯渇すらも防止できないし、さま〴〵生じて来る社会的な問題も解決しないと思います。これをもつて反対いたします。

（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　田口長治郎君。

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君　私は、ただいま上程になつております水産資源枯渇防止法案に対しまして、自由党を代表して賛成の意を表したいと考えるものであります。

先般、アメリカから漁業の視察団としてアレン氏が参られました。その後カナダの漁業大臣が日本に来られまして、日本の漁業をつぶさにごらんになつて最も奇異に感じられたことは、日本の各種漁場が資源問題についてほとんど考慮を拂つておらない、このことであります。あらゆる地方をまわりまして、この問題に全然触れていないということを非常に奇異に考えられまして、資源の保護という問題について強い勧告を與えておられます。またカナダの漁業大臣は、少くともカナダにおいては、漁業予算の三分の一をこの資源保護、魚類の人口孵化に使つておる、なぜ日本はそういうことをしないのであるか、こういうことを非常に不可思議に考えておられるのであります。

御承知の通り、日本では、今の考えの通りに、その資源については、官庁も民間もほとんど眼中に置いておらなかつた。魚は海から自然にわいて来るものである、別に保護せぬでもよろしい、こういうような誤つた観念のもとに、政府の施策におきましても、民間の実際に漁業をする人も、この問題についてはほとんど考えていなかつたのであります。この結果が、最近漁業方法が拡大して来る、あるいは漁船は非常に大きくなつて動力を出す、こういう時代になりますと、いろ〳〵な点において弊害を来しておりまして、今日、日本の沿岸漁業、日本の遠洋漁業、これが非常に行き詰まつております。これにはいろ〳〵な原因がありますけれども、この資源を保護していない、このことが非常に有力な一つの原因になつておると考えるのであります。よつてわれ〳〵は、どうしてもこの日本の資源を、法律的に根拠をつくつて、そうして実際に保護して、漁類の棲息を永遠に継続させる、このことが日本の水産を永久に生かすゆえんであるのであります。

また、この資源に無関心だということが、漁業について国際的に日本の信用を非常に阻害しております。今日、日本は、東に南に西に漁区の問題がありまして、この問題がなか〳〵解決しないのも、日本が資源問題についてほとんど考慮なしに、虐殺的に漁業をやつておる、このことが主なる原因になつておるのであります。われ〳〵は、すみやかにこの枯渇防止法を通過させまして、そうして日本の水産資源を維持培養し、また国際的の信用を確保いたしまして、ほんとうに諸外国の信用のもとに、来るべき講和会議におきましては、あのような漁区問題などなしに堂々と公海において漁業ができる、こういう道に持つて行かなければならないと思うのであります。

この点から申しまして、本法案は最も重要なものでありまして、ただいま共産党から反対意見があつたようでございますが、私は、日本の水産のために、あるいは日本食糧問題のために、はなはだ遺憾とする次第でございます。井之口議員は、自由党が何か大きな会社を保護して小さいものをいじめるのじやないか、こういうようにお話があつたようでございます。これは整理問題につきまして内容を御存じないから、さよう言われるのでございまして、御承知の通り、ただいま底びき網をやりますのには、小さいもので千五百万円、大きいものは四千五百万円かかります。それだけの金をかけて、そうしてだれでも継続したい、こういう気持でいるのでございますが、五組以下の経営者については触れておりません。ことに一隻船主の場合におきましては、いかなる理由がありましてもこれは整理をしない、大きいところに大部分の整理船を持つて行つております。

それから補償金を何か大きい会社ばかりやるのではないか、こういうような御意見があつたようでございますが、今申しましたように、一組について千五百万円ないし四千五百万円の経費をかけているものを、井之口君の言われましたように補償金三百万円で片づけることは、これは大にいたしましても小にいたしましても、やつている本人といたしましてはなか〳〵承知できない問題であります。

その次に井之口議員は、中国あるいはソ連邦、こういう方面と全面的に講和があつて、しかる後にこの問題を解決したらどうか、この法案を通したらどうか、こういうことを言われたように記憶するのでありますが、われ〳〵は、公海自由の原則によりまして、中国にいたしましても、あるいはソ連にいたしましても、領海に侵入した場合におきましては拿捕されることもやむを得ないと考えるのでありますけれども、公海において、少くとも連合軍以外の一国によつて拿捕されるということは了解に苦しむものであります。何か日本の漁船が先方の領海に侵入しておる、こういうようなふうにお考えになつておると思うのでありますけれども、今日、日本の漁船は、先方の領海には一隻も侵入しておりません。公海で仕事をしておるのであります。この点もよく御承知願いたいと思います。

ただ、ただいま申しましたように、少くとも千五百万円ないし四千五百万円の経費をかけてやつておるものを、そうして皆がやりたい仕事を、一部の人だけにやらせない、整理する場合におきましては、政府は、漁業法に規定しておりますところの補償金の問題につきまして、なるべく早く予算化していただきまして、この重要なる仕事が円滑にできまするように希望を申し述べまして、私は賛成の意見を申し上げる次第でございます。

○議長（幣原喜重郎君）　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

第八　司法書士法案（法務委員長提出）

○議長（幣原喜重郎君）　日程第八は委員長提出の議案でありますから、委員

会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。

日程第八、司法書士法案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。法務委員会理事北川定務君。

司法書士法案

司法書士法（大正八年法律第四十八号）の全部を改正する。

（業務）

第一條　司法書士は、他人の嘱託を受けて、その者が裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を代つて作成することを業とする。

2　司法書士は、前項の書類であつても他の法律において制限されているものについては、その業務を行うことができない。

（資格）

第二條　左の各号の一に該当する者は、第四條の認可を受けて司法書士となることができる。

一　裁判所事務官、裁判所書記官、裁判所書記官補、法務府事務官又は検察事務官の職の一又は二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者

二　前号に掲げる者と同等以上の教養及び学力を有する者

（欠格事由）

第三條　左に掲げる者は、司法書士となる資格を有しない。

一　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

二　禁治産者又は準禁治産者

三　公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

四　第十二條の規定により認可の取消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

（認可）

第四條　司法書士となるには、事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

2　法務局又は地方法務局の長は、前項の認可を與えない場合においては、あらかじめその認可を申請した者の請求により、その出頭を求めて公開による聽聞を行わなければならない。

3　法務局又は地方法務局の長は、前項の聽聞を行う場合には、認可を與えない理由並びに聽聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までにその認可を申請した者に通知しなければならない。

4　法務局又は地方法務局の長は、認可を申請した者が正当な理由がなくて聽聞の期日に出頭しないときは、聽聞を行わないで認可を與えないことができる。

（事務所）

第五條　司法書士は、法務府令で定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

（嘱託に応ずる義務）

第六條　司法書士は、正当な事由がある場合でなければ嘱託を拒むことができない。

（報酬）

第七條　司法書士が受けることのできる報酬の額は、法務総裁の定めるところによる。

2　司法書士は、その業務に関して、前項の額を超えて報酬を受けてはならない。

（業務を行い得ない場合）

第八條　司法書士は、当事者の一方から嘱託されて取り扱つた事件について、相手方のために書類を作成してはならない。

（業務範囲を越える行為の禁止）

第九條　司法書士は、その業務の範囲を越えて他人間の訴訟その他の事件に関與してはならない。

（秘密保持の義務）

第十條　司法書士は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱つた事件について知ることのできた事実を他に漏らしてはならない。

（認可の取消）

第十一條　司法書士が左の各号の一に該当するときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、認可を取り消すことができる。

一　引き続き二年以上業務を行わないとき

二　身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき

（懲戒）

第十二條　司法書士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができる。

一　戒告

二　一年以内の業務の停止

三　認可の取消

（聽聞）

第十三條　法務局又は地方法務局の長は、第十一條又は前條第二号若しくは第三号の処分をしようとするときは、当該司法書士の請求により、その出頭を求めて公開による聽聞を行わなければならない。

2　法務局又は地方法務局の長は、前項の聽聞を行う場合には、その処分の原因と認められる事実並びに聽聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに当該司法書士に通知しなければならない。

3　法務局又は地方法務局の長は、当該司法書士が正当な理由がなくて聽聞の期日に出頭しないときは、聽聞を行わないで第十一條又は前條第二号若しくは第三号の処分をすることができる。

（司法書士会）

第十四條　司法書士は、法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに会則を定めて、司法書士会を設立することができる。

2　司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

（司法書士会の会則）

第十五條　司法書士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一　名称及び事務所の所在地

二　会の代表者その他役員に関する規定

三　会議に関する規定

四　司法書士の品位保持に関する規定

五　司法書士の執務に関する規定

（司法書士会の会員）

第十六條　司法書士会の区域内に事務所を有する司法書士は、その司法書士会の会員となることができる。

（司法書士会連合会）

第十七條　司法書士会は、共同して特定の事項を行うため、会則を定めて、全国を単位とする司法書士会連合会を設立することができる。

（法務府令への委任）

第十八條　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な事項は、法務府令で定める。

（非司法書士の取締）

第十九條　司法書士でない者は、第一條に規定する業務を行つてはならない。但し、他の法律に別段の定がある場合又は正当の業務に附随して行う場合は、この限りでない。

2　司法書士でない者は、司法書士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（罰則）

第二十條　第六條又は第七條第二項の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

第二十一條　第九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十二條　第十條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2　前項の罰は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十三條　第十九條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2　第十九條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に司法書士である者は、この法律の規定による司法書士とみなす。

3　第二條第一号の規定の適用については、裁判所書記の在職年数は、裁判所書記官補の在職年数と

みなし、法務庁事務官、司法事務官又は司法属の在職年数は、法務府事務官の在職年数とみなす。

4　この法律施行の際現に設けられている司法書士の事務所は、この法律の規定により設けられたものとみなす。

5　従前の規定により定められた書記料は、第七條第一項の規定により法務総裁が報酬の額を定めるまでは、同項の規定により定められた報酬の額とみなす。

6　この法律施行前にした旧司法書士法第十一條第一項に該当する行為に対する処分については、なお従前の例による。

7　この法律施行の際現に存する司法書士会は、この法律の規定により設立されたものとみなす。

8　前項の司法書士会は、この法律施行の日から六箇月内に第十五條の規定により会則を定め、その地を管轄する法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

9　民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項を次のように改める。

司法書士法ノ定ムル所ニ従ヒテ司法書士ニ支拂ヒタル報酬ノ金額カ前二項ニ定ムルモノト異ナルトキハ其額ニ依ル

（北川定務君登壇）

○北川定務君　ただいま上程になりました司法書士法案の提案理由を説明いたします。

現行司法書士法は、今を隔たる三十余年の昔、すなわち大正八年に制定せられた古い法律であつて、その後若干の事務的修正を加えられましたけれども、実質上の改正は一回もなくて今日に及んでおります。されば、三十年の歳月を経過した今日、しかも新憲法の原則に照しますると、現行の司法書士法は改正すべき点が多々あるのであります。よつて衆議院法務委員会は、二月十四日、司法書士に関する小委員会を設け、立案起草に当りました。この間、小委員会を開くこと数回、法務庁、最高裁判所、弁護士会の意向はもとより、計理士会、会計士会、測量士会等広く民間の意向を徴しました。かくて、四月四日一応の成案を得まして、本日ここに法務委員会の成案として上程する次第であります。

さて本法案の内容を申し上げます。第一に、現行法によりますと、司法書士は法務局長または地方法務局長の監督を全面的に受けますが、改正法によりますと、認可する場合と懲戒する場合に限つて法務局長または地方法務局長が実際の運営において配慮することといたしました。第二に、現行法によれば司法書士会及び同連合会の規定はありませんが、改正法においては、明文をもつてこれを規定しました。但し、司法書士は当然入会するのでなく、入会するといなとは各司法書士の自由意思によることになつております。第三に、改正法によれば、司法書士会を設立した場合には、その内部の自治を認めますので、官庁はその会則の変更などを命ずることができないことになつております。第四に、その他の改正は、新憲法の原則に基いて形式や用語を変更したものであります。第五に、現行法でも改正法でも、事務所を設置することや、嘱託を拒絶してはいけないことや、双方の嘱託を受けてはならないことや、秘密を遵守すべき義務があることなどは大体同様であります。各簡単ながら提案理由を申し上げました。なおこの法案は法務委員会で全会一致にて賛成を得たものであります。何とぞ議員皆様の御賛成を御願いいたす次第であります。

○議長（幣原喜重郎君）　採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

第九　漁船法案（水産委員長提出）

○議長（幣原喜重郎君）　日程第九は委員長提出の議案でありまするから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。

日程第九、漁船法案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。水産委員長石原圓吉君。

漁船法案

漁船法

目次

第一章　総則（第一條、第二條）
第二章　漁船の建造調整（第三條―第八條）
第三章　漁船の登録（第九條―第二十一條）
第四章　漁船に関する検査（第二十二條―第二十四條）
第五章　漁船に関する試験（第二十五條―第二十六條）
第六章　雑則（第二十七條―第二十八條）
第七章　罰則（第二十九條―第三十一條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、且つ、漁船に関する試験を行い、もつて漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業生産力の合理的発展に資することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。

一　もつぱら漁業に従事する船舶

二　漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの

三　もつぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶

四　もつぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの

2　この法律において「動力漁船」とは、推進機関を備える漁船をいう。

3　この法律において「改造」とは、船舶の長さ、幅若しくは深さを変更し、推進機関をあらたに据えつけ、若しくはその種類若しくはその出力を変更し、又は船舶の用途若しくは従事する漁業の種類を変更するために船舶の構造若しくは設備に変更を加えることをいう。

第二章　漁船の建造調整

（建造、改造及び転用の許可）

第三條　船舶製造業者その他の者に注文して、左に掲げる動力漁船を建造し、又は船舶を左に掲げる動力漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第一号又は第二号に該当する場合にあつては農林大臣の許可を受け、その動力漁船が第三号に該当する場合にあつてはその主たる根拠地（改造の場合にあつては改造後の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで左に掲げる動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。

一　長さ十五メートル以上の動力漁船

二　長さ十五メートル未満の動力漁船で漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五條の規定に基く命令により農林大臣の許可を要する漁業に従事するもの

三　前二号に掲げるもの以外の動力漁船

2　前項の場合の外、同項各号に掲げる動力漁船を建造し、又は船舶を同項各号に掲げる動力漁船に改造しようとする者についても、同項と同様とする。

3　前二項の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項について記載した申請書を農林大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所

二　船名（改造又は転用の場合にあつては改造又は転用前及び改造又は転用後の船名）

三　漁業種類又は用途、操業区域及び主たる根拠地（改造の場合にあつては改造前及び改造後の漁業種類又は用途、操業区域及び主たる根拠地）

四　計画総トン数（改造の場合にあつては改造前の総トン数及び

改造後の計画総トン数、転用の場合にあつては総トン数）

五　船舶の長さ、幅及び深さ（改造の場合にあつては改造前及び改造後の長さ、幅及び深さ）

六　船質（木船又は鋼船の別）

七　建造又は改造を行う造船所の名称及び所在地

八　推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径（改造の場合にあつては改造前及び改造後の推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径）

九　推進機関の製作所の名称及び所在地

十　起工、進水及びいん工、改造工事の着手及び完成又は転用の予定期日

十一　建造、改造又は転用に要する費用及びその調達方法の概要

十二　建造、改造又は転用を必用とする事情

4　農林大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の許可の申請者に、図面、仕様書その他第一項又は第二項の許可に関し必要な書類を提出させることができる。

5　第三項の申請書の提出があつたときは、農林大臣又は都道府県知事は、その申請書を受理した後、第一項又は第二項の許可に関してした照会中の期間を除いて二箇月以内に、その申請者に対し、許可又は不許可の通知を発しなければならない。

6　都道府県知事は、第一項又は第二項の許可をしたときは、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

7　第一項又は第二項の許可を受けた者は、その許可に係る建造、改造又は転用について第三項第三号から第八号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、その変更につき、その許可をした行政庁の許可を受けなければならない。

8　前項の場合には、第四項から第六項までの規定を準用する。

9　第一項又は第二項の許可を受けた者は、その許可に係る建造、改造又は転用について第三項第一号、第二号及び第九号から第十一号までに掲げる事項のいずれかに変更を生じたときは、遅滞なくその旨をその許可をした行政庁に報告しなければならない。

（許可の基準）

第四條　農林大臣又は都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合を除き、前條第一項又は第二項の許可をしなければならない。

一　農林大臣が、漁業法第百十二條の規定により設置される中央漁業調整審議会の意見をきき、漁業種類別、操業区域別、根拠地の属する都道府県の区域別又は動力漁船の種類別に漁業（漁場から漁獲物又はその製品を運搬する事業を含む。以下本号において同じ。）に従事することができる動力漁船の隻数又は総トン数の最高限度を定めた場合において、その申請に係る前條第一項又は第二項の許可をすることによつてその漁業に従事する動力漁船の隻数又は総トン数がその最高限度をこえることとなるとき。

二　農林大臣が、中央漁業調整審議会の意見をきき、動力漁船の性能につき漁業種類別又は操業区域別に基準を定めた場合において、その申請に係る動力漁船の性能がその基準に適合しないとき。

三　その申請に係る動力漁船の従事する漁業が漁業法第五十二條の指定遠洋漁業又は同法第六十五條の規定に基く命令により許可を要する漁業に該当し、且つ、同法第五十四條の規定又は同法第六十五條の規定に基く命令により起業の認可を要する場合において、その漁業につき起業の認可がないとき。

四　その申請に係る建造又は改造をその造船所又は推進機関製作所において行うことが技術的に著しく困難と認められるとき。

五　その申請に係る建造、改造又は転用に要する費用の調達が著しく困難と認められるとき。

（許可の失効）

第五條　左の各号の一に該当する場合には、第三條第一項又は第二項の許可は、その効力を失う。

一　その許可が建造に係る場合にあつては、その許可の日から一年以内にいん工しないとき。

二　その許可が改造に係る場合にあつては、その許可の日から六箇月以内にその改造の工事が完成しないとき。

三　その許可が転用に係る場合にあつては、その許可の日から二箇月以内に転用による使用を開始しないとき。

四　その許可に係る漁船の従事する漁業が前條第三号の漁業に該当し、且つ、同号の起業の認可を要する場合において、その起業の認可が取り消されたとき。

2　農林大臣又は都道府県知事は、やむを得ない事由があると認めるときは、第三條第一項又は第二項の許可を受けた者の申請により、前項第一号から第三号までの期間を延長することができる。

（許可の取消）

第六條　農林大臣又は都道府県知事は、第三條第一項又は第二項の許可を受けた者が同條第七項の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

2　農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による許可の取消をしようとするときは、あらかじめ、その許可を受けた者に対し、取消の理由並びに聴聞の期日及び場所を文書をもつて通知し、その許可を受けた者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

（完了報告）

第七條　第三條第一項又は第二項の許可を受けた者は、省令の定めるところにより、その許可に係る建造若しくは改造の工事の状況又は転用による使用開始につき、その許可をした行政庁に報告しなければならない。

（臨時船舶管理法の適用除外）

第八條　漁船の建造及び改造並びに漁船にするための船舶の改造については、臨時船舶管理法（昭和十二年法律第九十三号）第八條の規定に基く命令の規定による運輸大臣の許可を受けることを要しない。但し、左に掲げる漁船については、この限りでない。

一　母船式漁業（製造、冷蔵その他の処理設備を有する母船又はその附属漁船により営む漁業をいう。）に従事する母船

二　捕鯨業（もりづつを使用してミンクを除くひげ鯨又はまつこう鯨をとる漁業をいう。）に従事する動力漁船

三　トロール漁業（オッターロール又はビームトロールを使用して営む漁業をいう。）に従事する動力漁船

四　もつばら漁場から前二号の漁業の漁獲物又はその製品を運搬する動力漁船

第三章　漁船の登録

（漁船の登録）

第九條　漁船は、その所有者がその主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、これを漁船として使用してはならない。

2　前項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項について記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所

二　船名

三　総トン数

四　船舶の長さ、幅及び深さ

五　船質（木船又は鋼船の別）

六　進水年月日

七　造船所の名称及び所在地

八　推進機関の種類及び馬力数、シリンダの数及び直径並びに推進機関の製作所の名称

九　燃料の種類

十　無線電波の型式及び空中線電力

十一　漁船の使用者の氏名又は名称及び住所

十二　主たる根拠地

十三　漁業種類又は用途

十四　漁船の建造、取得等登録の

原因

3　都道府県知事は、前項の申請者に第三條第一項又は第二項の許可（同條第七項の変更の許可を含む。）を証する書面その他登録に関し必要な書類を提出させることができる。

（登録の基準）

第十條　都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合を除き前條第一項の登録をしなければならない。

一　その申請に係る漁船について第三條第一項又は第二項の許可（同條第七項の変更の許可を含む。）を受けなければならない場合において、その許可がないとき。

二　その申請に係る漁船の従事する漁業が、漁業法第五十二條の指定遠洋漁業又は同法第六十五條の規定に基く命令により許可を要する漁業に該当する場合において、その漁業につき、起業の認可又は許可がないとき。

三　その申請に係る事項が虚偽であるとき。

（登録票の交付）

第十一條　都道府県知事は、第九條第一項の登録をしたときは、申請者に登録票を交付しなければならない。

2　前項の規定により登録票の交付を受けた者がその漁船の使用者でないときは、その交付を受けた者は、遅滞なく登録票をその漁船の使用者に交付しなければならない。

（登録票の備えつけ）

第十二條　漁船の使用者は、漁船を運航し、又は操業する場合には、漁船の船内に前條の登録票を備えつけておかなければならない。但し、省令で定める正当な事由がある場合は、この限りでない。

（登録番号の表示）

第十三條　漁船の所有者は、第十一條第一項の規定により登録票の交付を受けたときは、同條第二項の場合を除き、遅滞なく登録票に記載された登録番号を当該漁船に表示しなければならない。同項の規定により登録票の交付を受けた漁船の使用者についても同様とする。

（変更の登録）

第十四條　第九條第一項の登録を受けた漁船の所有者は、その漁船について同條第二項第一号から第四号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事項について変更が生じたときは、その変更の生じた日（第二項の場合にあつては同項の通知を受けた日）から二週間以内に、その変更の事由を具してその登録をした都道府県知事に対し変更の登録を申請しなければならない。

2　第九條第一項の登録を受けた漁船の所有者がその漁船の使用者でない場合において、その漁船について同條第二項第八号から第十三号までに掲げる事項に変更を生じたときは、その使用者は、遅滞なくその旨を所有者に通知しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、第十條各号の場合を除き、漁船原簿に変更の登録をするとともに、登録票を書き換えて交付しなければならない。

（登録の失効）

第十五條　左に掲げる場合には、漁船の登録は、その効力を失う。

一　登録を受けた漁船が漁船でなくなつたとき。

二　登録を受けた漁船が滅失し、沈没し、又は解てつされたとき。

三　登録を受けた漁船の存否が三箇月間知れないとき。

四　登録を受けた漁船が譲渡されたとき。

五　登録を受けた船舶の主たる根拠地がその登録をした都道府県知事の管轄する都道府県の区域外に変更されたとき。

六　登録を受けた漁船の所有者が死亡し、又は解散したとき。

2　前項第六号の場合において、相続人又は合併により設立した法人若しくは合併後存続する法人が、死亡又は解散の日から一箇月以内に第九條の規定により登録を申請したときは、これに対する登録に関する処分があるまでは、被相続人又は合併により解散した法人についてした登録及びこれらの者に交付した登録票は、その効力を有し、且つ、その登録又は登録票は、その申請人についてし、又は交付したものとみなす。

（登録の取消）

第十六條　都道府県知事は、第九條第一項の登録を受けた漁船が第三條の規定に違反して改造されたとき、又は老朽若しくは破損等のため漁船として使用することができなくなつたと認めるときは、その漁船の登録を取り消すことができる。この場合には、第六條第二項の規定を準用する。

（登録票の返納及び登録番号のまつ消）

第十七條　左に掲げる場合には、漁船の所有者は、遅滞なく、その登録をした都道府県知事に登録票を返納しなければならない。但し、登録票を返納することができない正当な事由がある場合において、事由を具してその旨をその都道府県知事に届け出たときは、その返納をすることを要しない。

一　第十五條の規定により登録がその効力を失つたとき。

二　前條の規定により登録が取り消されたとき。

2　前項各号の場合において、漁船の所有者が漁船の使用者でないときは、その使用者は、遅滞なく、所有者にその登録票を返還しなければならない。

3　第一項各号の場合には、漁船の所有者（漁船の所有者がその使用者でない場合にあつては、その使用者）は、遅滞なく、第十三條の規定によりその漁船に表示された登録番号をまつ消しなければならない。

（登録謄本の交付）

第十八條　何人でも、都道府県知事に対し、漁船の登録の謄本の交付を請求することができる。

（手数料）

第十九條　左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表下欄に掲げる金額の範囲内において省令で定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納めなければならない者	金額
第九條第一項の登録の申請をする者	二千円
第十四條第一項の変更の登録又は登録票の再交付を申請する者	千円
前條の登録謄本の交付を請求する者	一枚につき五十円

（船舶法の適用除外）

第二十條　漁船については、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第二十一條の規定に基く命令（船舶の積量の測度に関する部分を除く。）を適用しない。

（省令への委任）

第二十一條　この法律に定めるもの外、漁船の登録に関し必要な事項は、省令で定める。

第四章　漁船に関する検査

（依頼検査）

第二十二條　農林大臣は、漁船の所有者（第三條第一項又は第二項の許可を受けた者を含む。）から、その漁船について左に掲げる事項に関する検査を依頼されたときは、設計及び工事の期間中の省令で定める時並びにしゆん工又は改造工事完成の時において、検査を行わなければならない。

一　船体
二　機関
三　漁ろう設備
四　漁獲物の保蔵又は製造の設備
五　電気設備
六　航海測器設備

2　省令で定める場合は、前項の規定にかかわらず、設計及び工事の期間中の検査を省略することができる。

3　第一項の検査においては、その設計、材料、工事及び性能が省令で定める技術規準に適合している

かどうかを検査するものとする。

4　農林大臣は、前項の技術規準を定めるには、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

（検査成績）

第二十三條　農林大臣は、前條第一項のしゅん工若しくは改造工事完成の時における検査又は同條第一項に掲げるすべての事項についての検査の結果、同條第三項の技術基準に適合すると認める場合は、その検査に合格したことを証する検査合格証を、その技術基準に適合しないと認める場合は、改善を要すべき事項を記載した検査成績書を申請者に交付しなければならない。

（手数料）

第二十四條　第二十二條第一項の規定により検査を受けようとする者は、検査に要する費用の範囲内において省令で定める額の手数料を納めなければならない。

第五章　漁船に関する試験

（設計及び試験の依頼）

第二十五條　何人でも、漁船又は漁船用機関、漁船用機械その他の漁船用施設（以下この章において「漁船等」という。）に関する設計又は試験を農林大臣に依頼することができる。

（模範設計）

第二十六條　農林大臣は、漁船の改善及び発達に資するため、漁船等に関する模範設計を定めて、これを公表するものとする。

第六章　雑則

（訴願）

第二十七條　第三條第一項に掲げる動力漁船の建造、改造若しくは転用又は漁船の登録に関する処分（第六條の規定による農林大臣の処分を除く。）に不服のある者は、農林大臣に訴願することができる。

2　農林大臣は、前項の訴願の裁決をしようとするときは、あらかじめ、その訴願をした者に対し、期日及び場所を文書をもつて通知し、その訴願をした者又はその代理人が公開の聴聞において意見を述べ、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

（立入検査）

第二十八條　農林大臣又は都道府県知事は、第二章又は第三章の規定の施行に関し必要があると認めるときは、その職員に、漁船の所有者若しくは管理者の事務所、漁船の建造若しくは改造の工事の場所、漁船用機関、漁船用機械その他の漁船用施設の製作の場所又は漁船（第三條第一項若しくは第二項の許可に係る建造若しくは改造中の船舶又はその許可の申請に係る改造若しくは転用前の船舶を含む。以下本條において同じ。）に立ち入り、漁船若しくは漁船用機関、漁船用機械、その他の漁船用施設又は登録票その他の書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

3　第一項の立入検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章　罰則

第二十九條　第三條第一項、第二項若しくは第七項又は第九條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第七條の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第十二條、第十三條、第十四條第一項若しくは第二項又は第十七條の規定に違反した者

三　第二十八條第一項の規定による当該職員の立入又は検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第三十一條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2　漁船登録規則（昭和二十二年総理庁令第五号）は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　この法律施行前に漁船登録規則による登録又は登録票は、この法律の規定による登録及び登録票とみなす。

4　この法律施行前に臨時船舶管理法第八條の規定に基く命令の規定により運輸大臣がした建造又は改造の許可は、この法律の規定の適用については、第三條第一項又は第二項の規定により農林大臣又は都道府県知事がこの法律施行の日においてした建造又は改造の許可とみなす。

5　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「（漁船及び漁船用機関の生産及び検査に関するものを除く。）」を削る。

第二條第四号を次のように改める。

四　漁船保険に関する事務を処理すること。

同條同号の次に次の一号を加える。

四の二　漁船建造の、改造又は転用の許可、漁船の登録及び漁船の検査に関する事務を処理すること。

〔石原圓吉君登壇〕

○石原圓吉君　ただいま議題となりました漁船法案について、提案の理由とその要旨を説明いたします。

まず、本法案提案の理由と本委員会における起草の経過について申し上げます。

わが国の水産業は世界第一であり、重要産業中の最も重要な産業であります。特に戰後、その振興について種々の考慮が拂われ、なかんずく水産業協同組合法、漁業法及び漁港法等の成立を見、漁業経営の合理化がはかられたのでありますが、これらの制度をして十分にその成果を收めしむるには、漁業の根幹たる漁船についても適当な措置を講ずることが必要であります。漁業経営の優否は、漁船の性能とその適否いかんにあるのでありまして、従来漁船について特別な制度がなかつたことは、まことに遺憾なことでありました。

漁船は、一般の船舶が旅客や貨物を積んで一定の航路を定期的に往復するがごとき単純なるものとは全然性格を異にし、漁具と相まつて漁獲を能率的に行うことを使命とするのであります。漁船行政を運輸省が主管する不合理と、農林省と二元的に取扱うため、漁業者のこうむる煩雑と不便とは、けだし少くなかつたのであります。これらの不便を除き、漁業調整の完遂を期するには、ぜひともこれを一元化する必要を痛感いたすのであります。他方漁船を新造することは、大型、小型の別なく、漁業者にとりましては大きな負担でありますから、せつかく苦心して建造した漁船は、十分に漁撈性能の優秀にしてかつ耐久力のあるものにする必要があるにかかわらず、これを指導監督することについての政府の処置が十分と言えなかつたのであります。

ここにおいて漁船法を成立せしめて、漁船の船型や性能の向上をはかり、漁船行政を簡素化し、漁船の調整を適切にする必要を認め、本委員会におきましては、昨年の四月から一箇年余にわたり、あまねく漁船行政に関する慎重なる調査研究をして参つたのであります。しかして本委員会は、二月一日会議を開き、全員一致をもつて漁船法案を起草すべきことを決定し、爾来、漁船に関する小委員会において慎重審議をなし、四月二十八日、同小委員会案を決定いたしたのであります。引続き本委員会を開き、本委員会成案の決定を見ましたので、本法案を提出いたした次第であります。

次に法案の内容について御説明申し上げます。

第一は、漁船の建造を調整し、登録及び検査に関する制度を確立し、試験

を行い、もつて漁船の性能の向上により漁業生産力の合理的発展に資するという目的と、漁船法の適用を受ける船舶の範囲を規定したのであります。

第二は、漁船の建造調整について、農林大臣は長さ十五メートル以上の動力漁船の建造等の許可を行い、その他の許可は知事に与える等、漁船の建造、改造の許可並びにこれに関係する事項に関して規定したのであります。

第三は、現在連合軍総司令部の指令により行われている漁船登録規則をほとんどそのまま本案に移したものでありまして、漁船登録の規定であります。

第四は漁船の検査でありますが、現在海上保安庁が一般船舶と同様に検査を行つているのであります。これは海上における人命の安全のための最小限の程度でありまして、漁船としては、さらに漁業の種類に順応して十分なる性能を有せしむることが漁撈上最も必要とするのであります。よつて、船主の依頼に応じてこの方面の指導的検査を行おうとする規定であります。

第五は、漁船に対する試験が従来非常に乏しいため、漁船の性能の不十分なものが多く、また進歩性に欠けていたのであります。新たに科学的基礎試験の必要性にかんがみ漁船に関する規定を設けたのであります。以上がその内容のあらましであります。

本案は、二月一日から四月二十八日まで三回にわたり委員会において慎重審議を遂げ、討論に入り、日本共産党井之口政雄君より反対の意見があり、自由党川村善八郎君より賛成の意見が述べられ、続いて成案の決定について採決を行いましたところ、多数をもつて原案の通り委員会成案の決定を見たのであります。よつて提出方法につきましては、本案は委員会提出の法律案として議院に提出することに多数の賛成を得て決定したのであります。

要するに、この法律の成立により漁船行政は著しく簡素化され、適正なる指導監督により漁船の性能は向上し、生産は増進し、漁業は安定性を持ち、国民経済へは大きく寄与するわけであります。さきに漁業法案は改正され、漁港法の制定に次いで、今また漁船法の制度を見るに至らば、ここに一貫したるわが国の水産政策は樹立せられ、斯業進展の基礎は固まるのであります。以上の次第であります。なお詳細につきましては委員会の会議録によつて御承知を願います。

これをもつて提案理由並びに要旨の説明を終ります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いします。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君） 採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

第十　消防法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）

○議長（幣原喜重郎君） 日程第十は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。

日程第十、消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。地方行政委員川本末治君。

消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項但書を次のように改める。

但し、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生の虞が著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

同条第二項但書を次のように改める。

但し、山林に立ち入つて検査する場合、当該舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶又は建築物その他の工作物の関係者の同意を得た場合及び火災発生の虞が著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合は、この限りでない。

同条同項第一号及び第二号中「時間内」の下に「又は日出から日没までの時間」を加え、第三号中「（個人の住居は関係者の承諾を得なければならない。）」及び但書を削り、同条第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

前項各号の日出から日没までの時間（第一号及び第二号の場合にあつては、公開時間及び従業時間を除く。）に立入及び検査をする場合においては、四十八時間以前にその旨を当該関係者に通知しなければならない。但し、前項但書の場合は、この限りでない。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては市町村長は、火災予防のため特に必要があるときは、防火対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員に前条第一項の立入及び検査をさせることができる。

前条第一項但書及び第二項乃至第六項の規定は、前項の場合はこれを準用する。

第八条中「又は処理所」を「、貯蔵所又は取扱所」に改める。

第十条第一項中「市町村条例」を「別表に」改め、「貯蔵し、又は」の下に「製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを」を加え、「貯蔵する場合」を「貯蔵し又は取り扱う場合」に改める。

第十条第四項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項中「貯蔵所」を「製造所、貯蔵所及び取扱所」に改める。

第十一条中「市町村条例」を「別表」に改める。

第十九条中「設備」の下に「並びに防火塗料、防火液その他の防火薬品」を加え、同条に次の二項を加える。

国家消防庁は、消防の用に供する機械器具及び設備並びに防火塗料、防火液その他の防火薬品に関して、要求があるときは、検定を行うことができる。

前項の検定を受けようとする者は、政令で定める手数料を納めなければならない。

第二十二条第三項中「通報を受けたとき」の下に「又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき」を加える。

第二十六条第二項を次のように改める。

消防車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。

同条に次の一項を加える。

消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。

第二十九条第一項及び第二項中「収用し、」を削る。

第二十九条第一項後段を削り、同条第二項中「消防長又は消防署長」を「消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

第三十条第一項中「消防長又は消防署長は、」を「消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、水利を使用し又は」に、「又は水道」を「若しくは水道」に改め、同条第二項中「消防長又は消防署長」を「消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長」に改める。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条　消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするため必要があるときは、関係のある者に対して質問をすることができる。

消防長又は消防署長は、前条の調査について、関係のある官公署に対し必要な事項の通報を求めることができる。

第三十四条第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　放火又は失火の疑いのあるときは、その火災の原因の調査の主たる責任及び権限は、消防長又は消防署長にあるものとする。

消防長又は消防署長は、放火又は失火の犯罪があると認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全につとめ、国家消防庁において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勧告を行うときは、これに従わなければならない。

第三十五条の次に次の二条を加える。

第三十五条の二　消防長又は消防署長は、警察官又は警察吏員が放火又は失火の犯罪の被疑者を逮捕し又は証拠物を押収したときは、事件が検察官に送致されるまでは、前条第一項の調査をするため、その被疑者に対し質問をし又はその証拠物につき調査をすることができる。

前項の質問又は調査は、警察官又は警察吏員の捜査に支障を来すこととなつてはならない。

第三十五条の三　本章の規定は、警察官又は警察吏員が犯罪（放火及び失火の犯罪を含む。）を捜査し、被疑者（放火及び失火の犯罪の被

疑者を含む。）を逮捕する責任を免れしめない。

放火及び失火絶滅の共同目的のために消防吏員及び警察官又は警察吏員は、互に協力しなければならない。

第四十條第二項の次に掲げた各号を第一項の各号として同項に移し、第一号中「第二十六條」の下に「第一項」を加え、第二号中「消防団員が」に、第三号中「第四項」を「第五項」に、同條第三項中「前項」を「第一項」に改める。

第四十一條及び第四十二條中それぞれ第二項の次に掲げた各号をそれぞれ第一項の各号として同項に移す。

第四十五條及び第四十六條を次のように改める。

第四十五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十條第一項乃至第三項、第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十四條第二項及び第十五條の規定による市町村條例の規定の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第四十六條　削除

別表を次のように改める。

別表

類別	品名	第十條第一項及び第十一條の数量
第一類	塩素酸塩類	五〇キログラム
	過塩素酸塩類	五〇
	過酸化物A	五〇
	過酸化物B	五〇
	硝酸塩類	一、〇〇〇
	過マンガン酸塩類	一、〇〇〇
第二類	黄りん	二〇キログラム
	硫化りん	五〇
	赤りん	五〇
	硫黄	一〇〇
	金属粉A	五〇〇
	金属粉B	一、〇〇〇
第三類	金属「カリウム」	五キログラム
	金属「ナトリウム」	五
	炭化カルシウム（カーバイト）	三〇〇
	りん化石灰	三〇〇
	生石灰	五〇〇
第四類	エーテル	五〇リットル
	二流化炭素	五〇
	コロヂオン	五〇
	アセトン	一〇〇
	アセトアルデヒト	一〇〇
	第一石油類	一〇〇
	さく酸エステル類	二〇〇
	ぎ酸エステル類	二〇〇
	メチルエチルケトン	二〇〇
	アルコール類	二〇〇
	ピリヂン	二〇〇
	クロールベンゾール	三〇〇
	第二石油類	五〇〇
	テレビン油	五〇〇
	しよう脳油	五〇〇
	松根油	五〇〇
	第三石油類	二、〇〇〇キログラム
	動植物油類	三、〇〇〇
第五類	硝酸エステル類	一〇キログラム
	セルロイド類	一五〇
	ニトロ化合物	二〇〇
第六類	発煙硝酸	八〇キログラム
	発煙硫酸	八〇
	クロールスルフオン酸	八〇
	無水硫酸	八〇
	濃硝酸	二〇〇
	濃硫酸	二〇〇
	無水クロム酸	二〇〇

備考

一　石油類とは、原油、原油分りゆう及び分解製品、天然ガスの分離製品、けつ岩油、石炭液化油、タール類、タール類分りゆう製品その他これに類する油類で常温で液状となるものをいう（常温で液状となるその他の引火性爆発性物品を含む。）。「アーベルペンスキー」又は「ペンスキーマルテンス」引火点測定器を用いても七六〇ミリメートルの気圧において、引火点が摂氏二一度未満のものを第一石油類（例えば原油、ガソリン、ソルベントナフサ、タール軽油、ベンゾール、トルオール等）、二一度以上七〇度未満のものを第二石油類、（例えば燈油、軽油、ヂゼール油、キシロール、タール中油等）、七〇度以上のものを第三石油類（例えば重油、潤滑油、クレオソート油等のタール油類その他）という。

二　動植物油とは、常温で液状となるものをいう。

三　アルコール類には、フーゼル油、及び変性アルコールを含む。

四　過酸化物Bとは、アルカリ金属の過酸化物（過酸化ソーダ等）を、過酸化物Aとは、過酸化物B以外の過酸化物をいう。

五　濃硝酸とは、比重一、四九以上、濃硫酸とは、比重一、八二以上のものをいう。

六　ニトロ化合物とは、二硝基以上を有するもののみをいう。

七　セルロイド類とは、ニトロセルローズを主材とした製品、半製品及び屑をいう。

八　金属粉Aとは、マグネシウム及びアルミニウム粉、箔、リボンをいい、写真撮影用その他に用いるせん光粉を含む。

金属粉Bとは、マグネシウム及びアルミニウム以外の金属粉をいう。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（川本末治君登壇）

○川本末治君　ただいま上程されました消防法改正案起草に関する地方行政委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

消防法は、火災、風水害その他の災害を予防し、これによつて生ずる人的、物的損害をできるだけ少くすることを目的として、昭和二十三年七月、本国会の手によつて起草、成立したものでありまするが、その後同法の具体的運用の体験によりまして、さらにその完璧を期せんがため所要の改正を行う必要を認めまして、地方行政委員会におきましては、本年一月二十八日、不肖川本末治外十二名の小委員を選任いたしまして、鋭意改正案の起草に当つたのであります。そこで消防小委員会は、小委員会を開くこと五回、慎重協議をいたしました結果、ここに一つの試案を得ましたので、本委員会は、四月二十五日、川本小委員長より小委員会の経過並びに結果の報告をなし、関係方面との折衝を行いました。その結果、四月二十八日、最初の試案に二、三修正を加え、これを本委員会の成案といたすべきものと議決いたしたのであります。

これより改正のおもな要点を拾つて申し上げますと、まず第一点は、火災予防のため消防職員が個人の住居に立入検査するには、第四條の規定により、関係者の承諾がなければこれを許さないことになつておりまするが、火災発生のおそれが著しく大であるために特に緊急の必要がある場合にはこれを許すことにしないと、火災予防上支障が大きいので、公共の危険を排除する意味におきまして、かかる場合に限りこれを許すことに改めて、予防消防の範囲を拡充しようとするものであります。

第二点は、消防の任務を直接遂行する消防機関のうち消防本部及び消防署を設置しております市町村は、全国でわずか二百有余を算するのみでありまして、その他の市町村はあげて消防団員の献身的な活動に期待しなければならぬ実情にありますので、これら消防団員の予防消防を容易ならしめるために、火災予防のために特に必要があるときは、防火対象物及び期日または期間を指定するという厳格な條件を付しまして、当該管轄区域内の消防団員に立入検査の権能を認めるとともに、火災現場における消火活動の完全遂行を期するに必要な消防団の長の権限強化をはかつたのであります。

改正の第三点は、第三章危険物において、現在危険物の貯蔵については規定がありますが、製造所、取扱所については明瞭を欠いておりますので、この点について法律上はつきりさせたこと、従来、消防の用に供する機械器具及び設備に関しては、国家消防庁が一定の規格を定めてこれを勧告することになつておつたのでありますが、これらのものと密接な関係のある防火塗料及び防火液その他の防火薬品に関しては規定を欠いておりましたため支障がはなはだしかつたので、今回はこれらのものをも加えて、もつて支障を排除したのであります。また右に掲げましたものに関して要求があるときは、国家消防庁はこれが検定を行い得ることとし、そしてそのために経費を要しますので手数料を納めるべきことを新たに規定し、一はもつて当業者の便をはかるとともに消防諸設備等の完全を期し、他はもつて収入の確保をはかり、この仕事の完全遂行を期したのであります。

第四点は市町村長の火災警報発令権であります。従来は、市町村長が都道府県知事から通報を受けたときのみ市町村長の火災警報発令権が認められておつたのでありますが、かくのごとくでは、市町村長が気象の状況、火災の予防上いかに危険であると認めても、知事から通報のない限り警報を発令することができず、面積の広い道県のごときにありましては、すこぶる実情に適しないものがありましたので、今回は、かかる場合には知事からの通報がなくても市町村長が警報を発令することができることとし、もつて実情に即した火災予防の完璧を期したのであります。

第五点は、消防自動車のサイレン使用及び速度制限に関するものであります。サイレンは、従来は消防自動車が火災現場におもむくときにのみこれを使用することを認められ、訓練の場合にはこれが使用は認められていなかつたのでありますが、実際には訓練の際にもこれを使用することを適当と認められる場合がありますので、特に必要がある場合ということと、一般公告をしたときという二つの條件を付して、訓練の際にもサイレンの使用を許し、もつて訓練の完璧を期するとともに、またサイレンの濫用により社会不安を生ぜしめることのないよう慎重を期したのであります。次に速度制限に関するものでありますが、道路交通取締法の規定によりますと、緊急自動車の速度制限は特例を認めて特にその使命を果すよう考慮が拂われておりますのに、一刻も早く火災現場に到着して活動を開始しなければならない任務を持つておる消防自動車に限り時速六十キロを越えてはならないとする現行消防法の規定は、まつたく実際の必要に反し、支障がはなはだしいので、この六十キロという制限を撤去し、もつて支障のないことを期したのであります。

第六点は、消火もしくは延焼防止または人命救助のため緊急の必要がある場合、消防対象物や土地の使用、収用処分権または使用制限権は、従来は消防長または消防署長のみに認められておりましたが、消防本部を置かない市町村におきましては消防長も消防署長もおりませんので、かかる市町村にあつては、消防団の長に対してこの種の権限を認めるようにいたしませんと実際上の支障きわめて大なるものがありますので、今回の改正によつて、これを與えることといたしたのであります。しかし、また反面、この権限は非常に強大なものでありまして、もしこれが運用を誤りますと個人の基本的人権に関するもの大なるものを生じまするので、この権限を付與するために、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して、延焼防止のためやむを得ないときに限るという厳格な條件を設けたのであります。

第七点は、現行法は火災の原因調査及び損害調査にあたり消防長または消防署長に一定の物的調査ができる旨を規定してありますが、これのみをもつていたしましては、與えられた責任を十分にまた正確に遂行することはできがたいので、一定の質問権を消防長または消防署長に與えて人的調査ができるようにいたしますとともに、また放火、失火の犯罪の疑いがあるときは、火災原因の徹底的究明をはかるため、被疑者及び物が警察から検察庁に送付されまするまでの間において一定の質問及び調査ができるようにいたしたのでございます。

以上のほか、罰則その他若干の改正をはかるとともに語句の整備を行つたのであります。

これをもちまして本法案の提案の理由並びにその概要を御説明申し上げた次第であります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は可決いたしました。（拍手）

第十一　行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十二　地方財政委員会設置法案（内閣提出）

第十三　経済調査庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十四　海上保安庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十五　水産庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（幣原喜重郎君）　日程第十一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、日程第十二、地方財政委員会設置法案、日程第十三、経済調査庁法の一部を改正する法律案、日程第十四、海上保安庁法の一部を改正する法律案、日程第十五、水産庁設置法の一部を改正する法律案、右五案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長鈴木明良君。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條　各行政機関の職員の定員は、左の表に掲げる通りとする。

行政機関の区分	定員	備考
総理府		
本府	二、二六九人	
統計委員会	六三人	
公正取引委員会	三一六人	
全国選挙管理委員会	四八人	
国家公安委員会	四七、〇四八人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
国家地方警察	一二二人	
国家消防庁	一〇一人	
地方財政委員会	六〇人	
公職資格訴願審査委員会	八二人	
外国為替管理委員会	三、九七〇人	
電波監理委員会	八八五人	
公益事業委員会	二〇人	
土地調整委員会	九二八人	
宮内庁	六、八二五人	
特別調達庁	一六三人	
賠償庁	六六人	
行政管理庁	五七人	
地方自治庁	三一人	
北海道開発庁		
計	六三、〇五四人	
法務府		
本府	四一、四七七人	うち一一、二八三人は、検察庁の職員とする。
中央更生保護委員会	一、一七三人	
司法試験管理委員会	一人	
計	四二、六五〇人	
外務省		
本省	一、五五六人	
大蔵省		
本省	一三、一七三人	
証券取引委員会	一四九人	
公認会計士管理委員会	一三人	
国税庁	六一、七〇〇人	
造幣庁	二、〇二三人	
印刷庁	九、〇三〇人	
計	八六、〇八八人	
文部省		
本省	六三、九八六人	うち六一、八四七人は、国立学校の職員とする。

行政機関の区分	定員	備考
厚生省		
本省	四四、〇七三人	
引揚援護庁	二、六九一人	
計	四六、七六四人	
農林省		
本省	三〇、三二二人	
食糧庁	二九、四八九人	
林野庁	二三、八〇八人	
水産庁	一、四一四人	
計	八五、〇三三人	
通商産業省		
本省	一〇、七七五人	
資源庁	一、七二五人	
工業技術庁	四、六〇四人	
特許庁	六五九人	
中小企業庁	一九一人	
計	一七、九五四人	
運輸省		
本省	一五、六五八人	
船員労働委員会	五九人	
海上保安庁	八、六六三人	
海難審判庁	八五人	
計	二四、四六五人	
郵政省		
本省	二六〇、六四〇人	
電気通信省		
本省	一四二、四四三人	
航空保安庁	一、〇九六人	
計	一四三、五三九人	
労働省		
本省	二〇、五五五人	
中央労働委員会	九九人	
公共企業体仲裁委員会	一九人	
国有鉄道中央調停委員会	一五人	
専売公社中央調停委員会	一一人	
国有鉄道地方調停委員会	六三人	
専売公社地方調停委員会	四五人	
計	二〇、八〇七人	
建設省		
本省	一〇、八五〇人	

本部	八八七人	
物価庁	三四一人	
経済調査庁	二、六五三人	
外資委員会	五人	
計		三、八八六人
合計		八七一、二七二人

2　引揚援護庁及び電気通信省の本省の職員の定員は、前項の規定にかかわらず、引揚援護事務又は電気通信業務の状況により、特に必要がある場合においては、予算の定める範囲内において、政令の定めるところにより、増加することができる。

3　第一項に定める職員の定員の外、当分の間、終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費、賠償施設処理附帯事務費及び賠償施設処理事業費の支弁に係る事務並びに賠償施設処理附帯事務費及び賠償施設処理事業費の支弁によつて管理されていた賠償施設が指定の解除によつて普通財産である国有財産となつた場合におけるその財産の管理及び処分の事務に従事させるため、各行政機関を通じて二千三百九十二人以内の職員を置くことができる。

4　前項の職員の各行政機関別の定数は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、行政機関職員定員法第二條第一項の改正規定（以下「第二條第一項の改正規定」という。）中電波監理委員会及び電気通信省に関する部分は、電波法（昭和二十五年法律第　号）施行の日から、地方財政委員会、公益事業委員会及び土地調整委員会に関する部分は、それぞれその設置の日から、北海道開発庁に関する部分は、同年六月一日から、施行し、且つ、適用する。

2　地方自治庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年四月一日から地方財政委員会設置の日の前日までの間は、百五十八人とする。

3　国税庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年五月三十一日までの間は、六万千五百九十五人とし、同年六月一日から同年十二月三十一日までの間は、六万千七百三十五人とする。

4　引揚援護庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、三千百五十八人とする。但し、行政機関職員定員法第二條第二項の規定の適用を妨げないものとする。

5　農林省の本省、食糧庁及び林野庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、本省三万四百十二人、食糧庁二万九千五百九人、林野庁二万四千四百十九人とし、同省の本省及び林野庁の職員の定員は、同項の改正規定にかかわらず、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、本省三万三百六十二人、林野庁二万四千七十二人とする。

6　通商産業省の本省及び資源庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、本省一万二千四百八十二人、資源庁二千九十四人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、本省一万千三百四十四人、資源庁千七百七十五人とする。

7　運輸省の本省の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、一万六千六十八人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、一万五千七百八十三人とする。

8　電気通信省の本省及び電波庁の職員の定員は、昭和二十五年四月一日から電波法施行の日の前日までの間は、改正前の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、本省十四万二千四百四十三人、電波庁三千九百七十人とする。

9　建設省の本省の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、一万八百六十六人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、一万八百五十八人とする。

10　物価庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年五月三十一日までの間は、五百九十四人とし、同年六月一日から同年十二月三十一日までの間は、四百五十四人とする。

11　経済調査庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、三千百六十二人とする。

12　各行政機関においては、行政機関職員定員法第二條の改正規定による定員（附則第三項から前項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。）をこえる員数の職員は、昭和二十五年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

13　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十九條から第九十二條までの規定は、この法律の施行に基く定員又は定数の改廃によつて降任され、免職され、その他不利益な処分を受けた職員については、適用しない。

14　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定する都道府県の職員（雇傭人を含む。）のうち通商産業省又は運輸省の所管に係る臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第二十二号）の施行に関する事務に従事する者であつて、同條に基く政令に定める定員が昭和二十五年四月一日から同年七月一日までの間において改廃されることによつて降任され、免職され、その他不利益な処分を受けたものについては、前項の規定を準用する。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

地方財政委員会設置法案

地方財政委員会設置法

（目的）

第一條　この法律は、地方財政委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　内閣総理大臣の所轄の下に、地方財政委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第三條　委員会は、国、都道府県及び市町村相互の間における財政の調整を促進することにより、地方自治の本旨の実現に資することを目的として、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　地方財政平衡交付金の総額を見積り、各地方公共団体に交付すべき交付金の額を決定し、その他地方公共団体の財政の運営に関し助言すること。

二　法定外普通税の新設又は変更を許可し、その他地方公共団体の税制の運営に関し助言すること。

三　国、都道府県及び市町村相互の間における財政の調整に関

し、調査し、研究し、及び関係機関に対し意見を申し出ること。

四　地方公共団体の財政に関し、資料を収集し、統計を作成し、調査し、及び研究すること。

（権限）

第四條　委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左の各号に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、及び所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品又は研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のために必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を収集し、頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十一　委員会の公印を制定すること。

十二　毎年度分として交付すべき地方財政平衡交付金の総額を見積り、各地方公共団体に交付すべき交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。

十三　地方財政平衡交付金の額の算定の基礎についての地方公共団体の審査の請求を受理し、及びこれを審査すること。

十四　地方公共団体の課税権の帰属その他地方税法（昭和二十五年法律第　号）の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合において、決定すること。

十五　附加価値税の課税標準とすべき附加価値の分割に関する更正又は決定について、主たる事務所又は事務所所在地の都道府県知事に対して、指示をすること。

十六　市町村が行う市町村民税の課税標準とすべき所得及び所得税額の変更について、許可を與えること。

十七　固定資産税の課税標準とすべき固定資産の価格の評価について、技術的援助及び助言を與えること。

十八　農地に対する固定資産税の課税標準とすべき農地の価格に関する倍数を決定すること。

十九　地方公共団体の法定外普通税の新設又は変更を許可すること。

二十　地方債の発行に関して許可を與えること。

二十一　当せん金附証票を発売することができる都市を指定し、及び地方公共団体の行う当せん金附証票の発売を許可すること。

二十二　地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

二十三　自転車競技を行うことのできる市町村を指定すること。

二十四　国、都道府県及び市町村相互の間における財政及びこれに影響を及ぼす諸関係の調整について、内閣及び関係機関に対し、並びに内閣を経由して国会に対し、意見を申し出ること。

二十五　法令により委員会に属せしめられた権限の行使について、関係地方公共団体について聽聞をすること。

二十六　関係行政機関及び地方公共団体に対し、地方財政に関し、必要な資料の提出を求め、及び報告をさせること。

二十七　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き、委員会に属せしめられた権限

2　この法律により、委員会が処理する権限を與えられた事項については、委員会の決定及び処分は、その定める手続により、委員会のみによつて審査される。

3　前項の規定は、法律問題について、裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

（組織）

第五條　委員会は、委員五人をもつて組織する。

2　委員は、地方自治に関し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

3　前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一　全国の都道府県知事の連合組織が推薦した者　一人

二　全国の市長の連合組織が推薦した者　一人

三　全国の町村長の連合組織が推薦した者　一人

（委員の任期）

第六條　委員の任期は、三年とする。

4　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第二項の規定にかかわらず、地方自治に関し優れた識見を有する者のうちから、委員を任命することができる。

5　前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得ることができないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

（委員の任期）

第六條　委員の任期は、三年とする。

2　委員に再任されることができる。

（委員の罷免）

第七條　委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一　心身の故障のため職務を遂行するに堪えないとき。

二　職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があるとき。

2　委員が前項各号の一に該当すると認められるときは、内閣総理大臣は、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において、第五條第三項の委員については、あらかじめ、それぞれ当該委員を推薦した地方公共団体の連合組織の意見を聽かなければならない。

（委員長）

第八條　委員長は、委員のうちから互選する。

2　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員会は、あらかじめ、委員のうちから委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（会務の決定）

第九條　委員会は、委員三人以上の同意をもつて、会務を決する。

2　前項に掲げるものを除く外、会務の決定に関し必要な事項は、委員会が定める。

（委員の給與）

第十條　委員の給與は、別に法律で定める。

（地方財政委員会規則）

第十一條　委員会は、その所掌する事務について、法律若しくは政令の規定を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、地方財政委員会規則を制定することができる。

2　前項の規則は、官報をもつて公布しなければならない。

（聽聞）

第十二條　委員会は、その権限を行使するについて必要があると認めるときは、関係地方公共団体について聽聞をすることができる。

2　委員会は、その行つた決定又は処分について関係地方公共団体が充分な証拠を添えて、衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による聽聞を行わなければならない。

3　委員会は、前二項の聽聞を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭及び意見を求めることができる。

4　委員会は、第二項の聴聞の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。

5　前三項に定めるものを除く外、聴聞の手続その他聴聞に関し必要な事項は、地方財政委員会規則で定める。

（意見の申出）

第十三條　委員会は、国、都道府県及び市町村相互の間における財政及びこれに影響を及ぼす諸関係の調整について必要があると認めるときは、内閣及び関係機関に対し、並びに内閣を経由して国会に対し、意見を申し出ることができる。

（地方財政に関する報告等）

第十四條　委員会は、毎年内閣及び内閣を経由して国会に対し、地方財政の情況について報告しなければならない。

2　前項の報告には、地方財政に関し改善すべき方策についての意見をつけるものとする。

（予算）

第十五條　委員会は、毎会計年度の開始前に、次の会計年度においてその必要とする経費の見積に関する書類を作成し、これを国の予算に計上されるように内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　内閣は、委員会の経費の見積を減額した場合においては、委員会の要求に係る経費の見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記して、これを国会に提出しなければならない。

（事務局）

第十六條　委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2　事務局に、官房の外、左の二部を置く。

財務部

税務部

（官房の所掌事務）

第十七條　官房においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　委員長の官印及び委員会印を管守すること。

四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六　国有財産及び物品を管理すること。

七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八　調査及び統計に関すること。

九　行政の考査を行うこと。

十　こう報に関すること。

十一　地方財政及び地方税に関し、図書を刊行し、及び講習会を開催すること。

十二　地方財政委員会規則案の審査その他総合調整に関すること。

十三　前各号に掲げるものの外、委員会の所掌事務で他部の所掌に属しない事務に関すること。

（財務部の所掌事務）

第十八條　財務部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第　号）、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及びその他の法律に基き委員会に属せしめられた地方財政に関する権限の行使に関すること。

二　国、都道府県及び市町村相互の間における財政関係の調整に関する調査、研究及び意見の申出に関すること。

三　地方財政に関し、調査研究を行い、地方財政委員会規則案を立案し、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

（税務部の所掌事務）

第十九條　税務部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　地方税法及びその他の法律に基き委員会に属せしめられた地方税に関する権限の行使に関すること。

二　地方税に関し、調査研究を行い、地方財政委員会規則案を立案し、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

（事務局の職員）

第二十條　事務局の長は、事務局長とする。事務局長は、委員会の指揮監督を受け、事務局の事務を掌理する。

2　事務局におかれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第二十一條　事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第五條第二項の規定による委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律施行前においても行うことができる。

3　この法律施行後最初の委員の全員が任命されるまでの間は、第九條第一項の規定にかかわらず、逐次任命された委員だけで委員会の会務を処理することができる。

4　委員会は、左の各号に掲げる事項について調査研究し、その結果に基いて、必要な事項を、この法律施行後最初の国会の常会が開かれるまでに、内閣及び内閣を経由して国会に勧告しなければならない。

一　日本国有鉄道、日本専売公社等に対し地方税を課さないことの可否その他地方税の免除の可否に関すること。

二　固定資産税に係る市町村の債権を担保する制度

三　各地方税について課税額の総額と非課税額の総額との関係

四　地方税の非課税団体及び非課税物件の範囲と国税の非課税団体及び非課税物件の範囲との関係

5　地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

（所掌事務）

第三條　地方自治庁の所掌事務の範囲は、左の通りとする。

一　国と地方公共団体との連絡を図ること。

二　地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案及び運営に関し、地方自治権擁護の立場から必要な意見を内閣及び関係行政機関に申し出ること。

三　国家行政組織法第十六條第一項の規定に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

四　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

五　地方公共団体の行政及び財政並びに地方公共団体の職員に関する制度について、企画し、及び法令案を立案すること。

六　地方公共団体の行政及び地方公共団体の職員に関する調査を行い、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

七　地方財政委員会に対し、地方財政に関する資料の提供を求めること。

八　地方自治に関する図書を刊行し、講習会を開催する等地方自治の普及徹底を図ること。

第四條第二項中「十二人」を「八人」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を第一号とし、以下順次二号ずつ繰り上げ、同項第九号中「四人」を「二人」に改め、同條第三項を次のように改める。

3　地方自治委員は、非常勤とする。

第五條第十二号（四）中「（昭和二十二年法律第六十七号）」及び同條同号（九）から同号（二十一）までを削る。

第六條を削り、第七條第二項中「整理し、各部局の事務を監督する。」を「整理する。」に改め、同條を第六條とし、第八條から第十條までを削る。

第十一條の見出しを「（地方自治委員会議の権限）」に改め、同條第一項中「議決を経なければならない。」を「意見を聴かなければならな

ない。」に改め、同項第七号を次のように改め、同項第八号及び第九号を削り、同条を第七条とする。

七　前各号に掲げるものの外、地方自治に関する重要な事項

第十二条第二項中「委員六人」を「委員四人」に改め、同条を第八条とし、第十三条を削り、第十四条中「第九条第五号又は第十条第三号」を「第三条第五号」に改め、同条を第九号とし、第十五条を第十条とし、第十六条を第十一条とする。

6　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百三十八条及び第二百四十二条第三項中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

第二百四十六条中「所轄行政庁」を「地方財政委員会又は都道府県知事」に改める。

第二百四十八条中「所轄行政庁」を「都道府県にあつては内閣総理大臣、市町村にあつては都道府県知事」に改める。

第二百四十九条中「所轄行政庁」を「都道府県にあつては内閣総理大臣、市町村にあつては都道府県知事」に改める。

第二百五十条中「所轄行政庁」を「地方財政委員会又は都道府県知事」に改める。

第二百五十二条中「所轄行政庁」を「都道府県にあつては内閣総理大臣、市町村にあつては都道府県知事」に改める。

7　地方財政法の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十二条中「地方自治庁長官」を「地方財政委員会」に改める。

第二十七条第三項及び第四項中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

第二十八条第二項及び第三項中「地方自治庁長官」を「地方財政委員会」に改める。

第三十二条中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

8　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項委員会の欄中「国家公安委員会」を「国家公安委員会　地方財政委員会」に改める。

9　当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改め、同条第一項後段を削る。

10　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

11　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「主務大臣」を「地方財政委員会」に改める。

12　行政機関定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総理府の項中「外国為替管理委員会　四四人」を「外国為替管理委員会　四四人　地方財政委員会　一〇一人」に、同項中「地方自治庁　一〇五人」を「地方自治庁　五七人」に、同項中「計　一三三人」を「計　一八六人」に改め、同表合計の項中「一八七三、二三七人」を「一八七三、二九〇人」に改める。

13　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「国家公安委員会」を「国家公安委員会　地方財政委員会」に改める。

第十八条の表中

国家公安委員会	警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）

を

国家公安委員会	警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）
地方財政委員会	地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第　号）

に改める。

14　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

「地方自治委員等」を「全国選出議員選挙管理委員会委員等」に改める。

第一条中第十号の次に次の一号を加える。

十の二　地方財政委員会委員

同条第十九号及び第二十号を次のように改める。

十九及び二十　削除

別表中「国家公安委員会委員」を「国家公安委員会委員　地方財政委員会委員長」に、「公正取引委員会委員」を「公正取引委員会委員　地方財政委員会委員」に改める。

15　警察電話等の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「地方自治委員」を「地方財政委員会委員」に、「地方自治庁」を「地方財政委員会事務局」に改める。

地方財政委員会設置法案の一部を次のように修正する。

第五条第三項を次のように改める。

3　前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一　公国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者　一人

二　全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者　一人

三　全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者　一人

附則第三項の次に次の二項を加え、附則第四項を第六項とし、以下順次二項ずつ繰り下げる。

4　この法律施行の際国会が閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第五条第二項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員会の最初の委員を任命することができる。

5　前項の場合においては、任命後最初の国会において、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得ることができないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

地方財政委員会設置法案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

経済調査庁法の一部を改正する法律案

経済調査庁法の一部を改正する法律

経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

「中央経済調査庁」を「経済調査庁」に、「中央経済調査庁長官」を「経済調査庁長官」に、「管区経済調査庁」を「管区経済局」に、「管区経済調査庁長」を「管区経済局長」に、「地方経済調査庁」を「地方経済調査局」に、「地方経済調査庁長」を「地方経済調査局長」に改める。

第一条本文を次のように改める。

経済調査庁は、国民経済の調和ある復興を図るため、物資の生産、配給及び消費、物価（賃銀を除く。）並びに貿易等経済に関する法令の円滑な運営を確保することを目的として左の事務をつかさどる。

同条第一号中「経済統制の励行の確保に」を「経済に関する法令（別表に掲げる法令及び政令で指定する法令並びにこれらの法令に基いて発せられた命令をいう。以下経済法令という。）の励行の確保に」に、同条第二号中「経済法令（別表第一に掲げる法令及び政令で指定される法令並びに当該法令に基き発せられた命令をいう。以下同じ。）の遵守の奨励その他経済法令に関する違反行為の予防のために一般国民の啓発」を「経

済法令に関する国民の啓発」に、同条第三号中「行政機関の行う経済法令に関する経済施策の実施に対する監査」を「経済法令の運営に関する行政機関法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道の監査」に、同条第八号中「隠退蔵物資の調査並びに供出及び活用」を「行政機関、法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道が保有する物資に関する調査並びに不正保有物資の調査及び活用」に改める。

同条の次に、次の一条を加える。

第一条の二　経済調査庁は、前条に規定する事務の外、特別調達庁及び法令による公団の業務の調査及び経理の監査を行うことができる。

第六条の二を削る

第七条から第九条までを次のように改める。

第七条から第九条まで　削除

第十条を次のように改める。

第十条　管区経済局の監査部長及び査察部長は、経済調査官をもつてこれに充てる。

2　管区経済局におかれる経済調査官の任免は、経済調査庁長官の申出により、経済安定本部総裁がこれを行う。

第十二条第一項及び第四項中「経済調査管区」を「管区経済局の管轄区域」に改め、「第一条」の次に「及び第一条の二」を加え、同条第三項及び第四項中「庁長」を「局長」に改める。

第十二条の二を削る

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

第十四条及び第十五条中「庁長」を「局長」に改める。

第十五条中「庁長は、管区経済調査庁長の指揮監督を受け、庁務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。」を「局長は、管区経済局長の指揮を受けて、局務を掌理する。」に改め、同条に第二項として次の一項を加える。

2　地方経済調査局におかれる経済調査官の任免は、経済調査庁長官の申出により、経済安定本部総裁がこれを行う。

第十七条第一項及び第四項中「第一条第二号、第二号、第四号乃至第八号」を「第一条及び第一条の二」に改め、同条第三項中「庁長」を「局長」に改める。

第十九条中「第一条各号」の次に「及び第一条の二」を加える。

第三十一条中「第七条第二項又は第十三条第二項」を「経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）第三十四条の三第一項第三号又は同法第三十四条の七」に改める。

第三十二条第二項中「第七条第二項又は第十三条第二項」を「経済安定本部設置法第三十四条の三第一項第三号又は同法第三十四条の七」に改める。

第三十三条中「第一条第三号」の次に「、第一条の二」を加え、「又は第七条第二項」を「、経済安定本部設置法第三十四条の三第一項第三号又は同法第三十四条の七」に改め、「監査」の次に「及び調査」を加え、「（昭和二十四年法律第百六十四号）」を削り、同条に第二項及び第三項として次の二項を加える。

2　経済調査庁長官、管区経済局長又は地方経済調査局長は、前項の監査又は調査の結果必要と認めるときは、それぞれ関係機関に対し、その所管事項の運営の改善について勧告をすることができる。

3　前項の勧告を受けた場合においては、関係機関は、遅滞なく、その勧告に対して執つた措置を経済調査庁長官、管区経済局長又は地方経済調査局長にそれぞれ報告するものとする。

第三十四条第二項中「第一条」の次に「、第一条の二」を加え、「第七条第二項又は第十三条第二項」を「経済安定本部設置法第三十四条の三第一項第三号又は同法第三十四条の七」に改める。

第三十七条第二項を削る。

「別表第一」を「別表」に改め、同表中第八号を削り、第九号を第八号とする。

別表第二を削る。

附　則

この法律中経済調査庁法第一条、第一条の二、第六条、第六条の二、第七条第二項、第十二条、第十二条の二、第十三条第二項、第十七条、第十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条及び別表第一に関する改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十五年六月一日から施行する。この場合において、経済安定本部設置法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第　号）が制定施行されるまでは、第一条及び第一条の二中「経済調査庁」とあるのは「中央経済調査庁」と、第三十三条第二項及び第三項中「経済調査庁長官」とあるのは「中央経済調査庁長官」と、「管区経済局長」とあるのは「管区経済調査庁長」と、「地方経済調査局長」とあるのは「地方経済調査庁長」と、それぞれ読み替えるものとする。

経済調査庁法の一部を改正する法律案に対する修正案

経済調査庁法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1)　第一条の二の改正規定に関するものを次のように改める。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　経済調査庁は、前条に規定する事務の外、特別調達庁及び法令による公団の業務の調査及び経理の監査を行うことができる。但し、特別調達庁については、一年間を限り行うものとする。

(2)　附則中「経済安定本部設置法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第　号）が制定施行されるまでは、」を「昭和二十五年五月三十一日までは、」に改め、『第一条及び第一条の二中「経済調査庁」とあるのは「中央経済調査庁」と、』を『第一条及び第一条の二中「経済調査庁」とあるのは「中央経済調査庁」と、第十二条第一項及び第四項中「管区経済局の管轄区域」とあるのは「経済調査管区」と、第十二条第三項及び第四項並びに第十七条第三項中「局長」とあるのは「庁長」と、』に改める。

経済調査庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

海上保安庁法の一部を改正する法律案

海上保安庁法の一部を改正する法律

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「船舶の安全に関する法令の海上における励行、」を「法令の海上における励行、船舶の安全に関する検査、」に改め、「航路標識」の下に「、海難審判庁に対する審判の請求及び海難審判庁の裁決の執行」を加える。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条　海上保安庁に左の六部を置く。

総務部
船舶技術部
警備救難部
海事検査部
水路部
燈台部

第六条　総務部においては、左の事務を掌る。

一　機密に関する事項
二　長官の官印及び庁印の管守
三　公文書類の接受、発送、編さん及び保存
四　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に関する事項
五　職員の衛生、医療その他福利厚生に関する事項
六　法令案の審査その他総合調整に関する事項
七　部局の設置及び廃止並びに分課に関する事項
八　行政の考査に関する事項
九　調査及び統計の調整に関する事項
十　経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に関する事項
十一　国有財産及び物品の管理に関する事項
十二　渉外事務に関する事項
十三　こう報に関する事項
十四　前各号に掲げるものの外、海上保安庁の所掌事務で他部及

び他の機関の所掌に属しない事務に関する事項

第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二　船舶技術部においては、左の事務を掌る。

一　海上保安庁の船舶についての技術的事項の企画及び総合調整に関する事項

二　海上保安庁の船舶の建造及び維持

第七條を次のように改める。

第七條　警備救難部においては、左の事務を掌る。

一　法令の海上における励行に関する事項

二　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関する事項

三　船舶交通の障害の除去に関する事項

四　海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項

五　旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する事項

六　航法及び船舶交通に関する信号に関する事項

七　沿岸水域における巡視警戒に関する事項

八　海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する事項

九　海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項

十　前各号に掲げる事務を遂行するために使用する海上保安庁の船舶の整備計画及び運用に関する事項

十一　海上保安庁の使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事項

十二　国家地方警察及び自治体警察（以下「警察行政庁」という。）、税関、検疫所その他の関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関する事項

第七條の二中「保安部」を「海事検査部」に改め、同條第五号を削り、第六号を第五号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第八條に次の一号を加える。

五　前各号に掲げる事務を遂行するために使用する海上保安庁の船舶の整備計画及び運用に関する事項

第九條に次の一号を加える。

四　前各号に掲げる事務を遂行するために使用する海上保安庁の船舶の整備計画及び運用に関する事項

第十一條第一項中「次長一人」を「次長一人及び警備救難監一人」に改め、同條に次の一項を加える。

警備救難監は、長官を助け、船舶技術部及び警備救難部の所掌事務を統轄する。

第十二條を次のように改める。

第十二條　全国を六海上保安管区に分ち、海上保安管区ごとに管区海上保安本部を置き、海上保安庁の所掌事務を分掌させる。

海上保安管区の区域及び名称並びに管区海上保安本部の位置及び名称は、別表の通りとする。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十二條の二　管区海上保安本部に、左の六部を置く。但し、必要に応じて運輸大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

総務部
船舶技術部
警備救難部
海事検査部
水路部
燈台部

前項に定めるもの外、管区海上保安本部の内部組織の細目は、運輸省令で定める。

第十三條　運輸大臣は、管区海上保安本部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、海上保安監部その他の事務所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

第十六條　海上保安官は、第七條第二号に掲げる職務を行うため若しくは犯人を逮捕するに当り、又は非常事変に際し、必要があるときは、附近にある人及び船舶に対し、協力を求めることができる。

第二十條を次のように改める。

第二十條　海上保安官の武器の使用については、警察官等職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七條を準用する。

第二十二條第二項中「第七号」を「第六号」に改める。

第二十六條第三項中「中央海上保安審議会及び地方海上保安審議会」を「海上保安審議会」に改め、同條第二項を削る。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條　海上保安庁の船舶以外の船舶は、第四條第三項に規定する標識若しくは海上保安庁の旗又はこれらに紛らわしい標識若しくは旗を附し、又は掲げてはならない。

第三十三條に次の一項を加える。

前項の職員の種類に関する規定は、職階制に関する法律に基いて職員の種類が定められる日に、その効力を失う。

第三十五條第二項中「警備救難部」を「船舶技術部」に改める。

第三十五條の次に次の二條を加える。

第三十五條の二　海上保安庁に、航路啓開所を置く。

航路啓開所は、機雷その他の航路障害物の除去及びこれらの処理を行うための機関とする。

航路啓開所の名称、位置及び内部組織は、海上保安庁令で定める。

第三十五條の三　第三十五條第一項の事務を処理するために置かれる職員及び航路啓開所に置かれる職員の数は、第三條第二項に規定する職員の総数に含まれないものとする。

第四十三條の次に次の別表を加える。

別表

海上保安管区の区域	海上保安管区の名称	管区海上保安本部の位置	管区海上保安本部の名称
北海道の区域及びその沿岸水域	第一海上保安管区	小樽市	第一管区海上保安本部
宮城県、福島県、岩手県、青森県、秋田県及び山形県の区域並びにその沿岸水域	第二海上保安管区	塩釜市	第二管区海上保安本部
東京都、千葉県、茨城県、埼玉県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県、静岡県、新潟県、長野県、富山県及び石川県の区域並びにその沿岸水域	第三海上保安管区	横浜市	第三管区海上保安本部
大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、島根県及び鳥取県の区域並びにその沿岸水域	第四海上保安管区	大阪市	第四管区海上保安本部
広島県、岡山県、山口県（山口市、美禰郡、阿武郡、厚狭郡、大津郡及び豊浦郡を除く。）、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県の区域並びにその沿岸水域	第五海上保安管区	広島市	第五管区海上保安本部
福岡県、山口県（山口市、美禰郡、阿武郡、厚狭郡、大津郡及び豊浦郡に限る。）、大分県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び宮崎県の区域並びにその沿岸水域	第六海上保安管区	福岡市	第六管区海上保安本部

附則

1　この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。

2　海上保安庁長官は、当分の間、第十二條第二項の規定にかかわらず、第四管区海上保安本部及び第六管区海上保安本部をそれぞれ神戸市及び門司市に置くことができる。

3　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六條中「海上保安本部、海上保安部、海上保安署又は港長事務所（以下「海上保安庁の事務所」という。）」を「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所（以下「管区海上保安本部の事務所」という。）」に改める。

第二十七條及び第二十八條中「海上保安庁の事務所」を「管区海上保安本部の事務所」に改める。

4　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七條中「海上保安庁の事務所」を「管区海上保安本部若しくはその事務所」に改める。

5　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「海上保安本部、海上保安部若しくは海上保安署の長」を「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所の長」に改める。

第三十七條の二中「海上保安本部長」を「海上保安監部の長」に改める。

6　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八條中「海上保安庁法第十二條に規定する海上保安庁の事務所（以下単に海上保安庁の事務所という。）」を「管区海上保安本部又はその事務所」に改める。

第三十條及び第五十八條中「海上保安庁の事務所」を「管区海上保安本部又はその事務所」に改める。

第五十四條及び第五十八條中「海上保安庁保安部」を「海上保安庁海事検査部」に改める。

海上保安庁法の一部を改正する法律案に対する修正案

海上保安庁法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十一條の改正規定に関するもののうち『「次長一人及び警備救難監一人」に改め、』の下に『同條第二項中「庁務」を「庁務（総務部の所掌事務を除く。）」に改め、』を加える。

海上保安庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

水産庁設置法の一部を改正する法律案

水産庁設置法の一部を改正する法律

水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）による漁業制度改革の実施に関する事務を処理すること。

第二條に次の一号を加える。

十　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第四條第一号から第十六号まで、第二十号、第六十四号及び第六十五号に掲げる権限を行使すること。

第四條第三号から第六号までを次のように改める。

三　沿岸漁業及び内水面漁業の免許及び許可に関する事務を処理すること。

四　沿岸漁業及び内水面漁業の指導監督に関する事務を処理すること。

五　漁業権等の補償並びに免許料及び許可料に関する事務を処理すること。

六　水産増殖に関する事務を処理すること。

六の二　漁船保険及び漁船再保険特別会計に関する事務を処理すること。

第五條第一号及び第二号を次のように改める。

一　遠洋漁業の許可及び指導監督に関する事務を処理すること。

二　漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発すること。

第五條に次の三号を加える。

八　漁船の登録及び依頼検査に関する事務を処理すること。

九　漁船設計並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督に関する事務を処理すること。

十　漁港及び船だまりの築造及び修理の指導助成に関する事務を処理すること。

第六條第六号を第七号とし、第六号として次の一号を加え、第七号中「水産試験場」を「水産研究所」に改める。

六　漁業の調査のために、無線施設によつて漁況及び海況に関する通報を受け、及び発すること。

第七條の五第三項を削り、第四項を第三項とする。

第七條の六第一項の表中水産物規格審議会の部を削り、同條第二項中「水産物規格審議会については指定農林物資検査法、」を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

水産庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年四月二十八日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は参議院修正）

水産庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十二條の改正規定中「六海上保安管区」を「九海上保安管区」に改める。

別表中第三海上保安管区の項以下を次のように改める。

第三海上保安管区	横浜市	第三管区海上保安本部
東京都、千葉県、茨城県、栃木県、埼玉県、群馬県、神奈川県、山梨県、及び静岡県の区域並びにその沿岸水域		
第四海上保安管区	名古屋市	第四管区海上保安本部
愛知県、岐阜県、及び三重県の区域並びにその沿岸水域		
第五海上保安管区	神戸市	第五管区海上保安本部
大阪府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県（豊岡市、城崎郡、美方郡及び出石郡を除く。）徳島県及び高知県の区域並びにその沿岸水域		
第六海上保安管区	広島市	第六管区海上保安本部
広島県、岡山県、山口県（山口市、下関市、阿武郡、小野田市、萩市、宇部市、美禰郡、厚狭郡、大津郡及び豊浦郡を除く。）、香川県及び愛媛県の区域並びにその沿岸水域		
第七海上保安管区	門司市	第七管区海上保安本部
福岡県、山口県（山口市、下関市、小野田市、萩市、宇部市、美禰郡、阿武郡、厚狭郡、大津郡及び豊浦郡に限る。）、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び宮崎県の区域並びにその沿岸水域		
第八海上保安管区	舞鶴市	第八管区海上保安本部
京都府、福井県、兵庫県（豊岡市、城崎郡、美方郡及び出石郡に限る。）、島根県及び鳥取県の区域並びにその沿岸水域		
第九海上保安管区	新潟市	第九管区海上保安本部
新潟県、長野県、富山県及び石川県の区域並びにその沿岸水域		

附則第一項中「五月一日」を「六月一日」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第五條第一号及び第二号を次のように改める。

一　遠洋漁業の許可及び指導監督に関する事務を処理すること。

二　漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発すること。

第五條に次の一号を加える。

八　漁船の登録及び依頼検査に関する事務を処理すること。

九　漁船設計並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督に関する事務を処理すること。

十　漁港及び船だまりの築造及び修繕の指導助成に関する事務を処理すること。

十一　漁港の区域における公有水面の埋立の認可に関する事務を処理すること。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　漁港法（昭和二十五年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中水産庁設置法第四條を改正する部分の規定を削る。

水産庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

○鈴木明良君　ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、地方財政委員会設置法案、経済調査庁法の一部を改正する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案及び水産庁設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

まず行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正案におきましては総定員八十七万三千二百三十七人となつておりまして、現定員と比べますと一千九百六十五人の減となつております。その内容について見ますと、経済統制の廃止、事務の地方移譲等に伴う定員の縮減を行う一方、電信電話業務、国立医療機関等の必要やむを得ないものに対して最小限度の増員を認めておるのであります。これを省別に見ますと、農林、通商産業、運輸、建設、郵政、経済安定本部等主として経済関係の各省におきまして合計一万一千四百八十二人を減ずる一方、総理府、法務府、大蔵、文部、厚生、電気通信、労働の各省におきまして合計九千五百十七人を増加することとなつております。また定員減少に伴う措置といたしましては、六月末まで一律に三箇月の猶予期間を設けるほか、九月末、十二月末の三段階にわけて定員を減少することになつているのであります。なお一般行政機関職員の縮減に伴いまして、終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費等の支弁にかかる職員についても縮減することになつております。また電気通信省の本省の定員につきましては、引揚援護庁の場合と同様、電気通信業務の状況によつて特に必要ある場合には、予算の定める範囲内において、政令をもつてこれを増加することができることとしたのであります。今回の定員減少に伴い退職するものにつきましては、昨年の行政整理の際と同様、国家公務員法による審査請求の規定を適用しないこととなつております。なお退職者の給與金については、昨年の整理と同様の退職手当を支給するため、別途法案が提出されることとなつておるのであります。

本案は、四月二十五日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、人事委員会との連合審査会を開き審査を進め、整理基準、退職手当等に関し質疑が重ねられたのでありますが、四月二十八日、討論採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に地方財政委員会設置法案について申し上げます。

本案は、地方税制度の改正及び地方財政平衡交付金制度の実施と相まち、地方公共団体の財政に関してその利益を擁護し、もつて地方自治の確立強化をはかるため、総理府の外局として地方財政委員会を設置しようとするものであります。すなわち、現在の地方自治庁の機構をもつてしては、自主的な地方財政の確立強化を推進するには遺憾の点が多い実情にかんがみまして、地方自治庁とは別個に、合議制による強力な機関でありまする地方財政委員会を設置することとして、その所掌事務、権限、組織、事務局等について規定するとともに、地方自治庁設置法の一部を改正して同庁の所掌事務の範囲を縮小し、その主たる性格を国と地方公共団体相互間の連絡機関たることに改め、また地方自治委員会議を諮問機関として改めることといたしておるのであります。しかして地方財政委員会の任務は、相当広汎な独立権限を行使しつつ地方財政自主権の確立を推進し、地方財政に対する一方的な国家意思の支配を排除するとともに、国家財政と地方財政及び地方公共団体の財政相互間の調整をはかることといたしました。同委員会の組織は、両議院の同意を得て内閣総理大臣の任命する五人の委員をもつて構成し、うち三人は各級地方公共団体の執行機関の連合組織がおのおの一人ずつ推薦した者を含まなければならないこととするとともに、委員長は委員の互選によることといたしておるのであります。

以上は本案のおもなる内容でありますが、なお附則において関係諸法律に改正を加え、公布の日からこれを施行しようとするものであります。

本案は、四月二十二日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、地方行政委員会との連合審査会を開いて審査を重ねたのでありますが、地方行政委員長より委員の推薦者について修正の申入れがあつたのであります。本案に対し、委員三人は各級地方公共団体の執行機関の連合組織と議決機関の連合組織とがそれぞれ共同して推薦した者とするとともに、最初の委員の任命は、国会閉会中の場合は両院の同意を得ないでこれをなすことができることとする旨の修正案が提出されたのであります。

かくて四月二十八日、討論、採決の結果、多数をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

次に経済調査庁法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案におけるおもなる改正は、経済統制の面にとどまらず、広く経済関係法令の励行を確保するということに改めるとともに、特別調達庁及び公団について業務の調査及び経理の監査を行うことができることとし、かつ調査及び監査の結果必要と認めるときは、関係機関に対し、その所掌事項の運営の改善についてその勧告をなし得るよう監査の面を強化するとともに、中央経済調査庁の名称を経済調査庁と改めることがその一つであります。次に、経済安定本部設置法の一部改正と相まち、同本部関係の地方機関を一本に統合して管区経済局と改め、かつ地方経済調査庁を地方経済調査局と改称するとともに、これらの地方機関に、経済調査庁と同様、調査または監査の結果について関係機関に対し勧告する権限を與えております。なお中央及び管区経済調査庁に置かれている物資活用審議会を廃止することといたしております。

本案は、四月十日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、建設委員会との連合審査会を開いて審査をいたしたのでありますが、建設委員長より、行政官庁たる経済調査庁が、行政官庁たる特別調達庁だけに限つて特に経理の監査を行うことは妥当でなく、かつ国の行政機関に対して、会計検査院以外のものに会計経理の検査または監査の権限を付與することは妥当でない、また憲法第九十條の規定違反の疑いもありとの理由で、これに関する規定の削除の申入れがありました。しかして本案に対し、経済調査庁が特別調達庁について行う業務の調査及び経理の監査は一年間に限ること並びに附則中原案における改正漏れの点に関する修正案が提出されたのでありますが、四月二十八日、討論、採決の結果、多数をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

次に海上保安庁法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、海上保安行政の効率化をはかるため同庁の組織に若干の改正を加えようとするものであります。そのおもなるものは、本庁については長官官房を廃し、総務部及び船舶技術部を設けて内部機構を六部とするとともに、沿岸警備業務の特殊性にかんがみ、これを専門的に統轄せしめるため、次長のほかに、これと同格の警備救難監一人を新たに置くこととし、地方機関については、大管区制を採用して全国を六つの海上保安管区にわかち、各管区ご

とに管区海上保安本部を設け、その下部機関として、所要の地に海上保安監部その他の事務所を置くことができることといたしております。

本案は、四月十日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、運輸委員会との連合審査会を開いて審査を行いましたが、運輸委員長より、次長の長官補佐事務中総務部の所掌事務を除くこと、管区海上保安本部の位置について、大阪市を神戸市に、福岡市を門司市に改め、また一管区を増して七海上保安管区とし、その本部を舞鶴市に置くことの修正の申入れがありました。しかして本委員会において、次長の長官補佐事務中総務部の所掌事務を除くこと、海上保安管区の数並びにその本部の位置について現在の海上保安本部の数及びその本部の位置と同様にすることの修正案が提出され、四月二十八日、討論省略、採決の結果、多数をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

次に水産庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案における改正の要点は、漁業法による漁業制度の実施並びに鮮魚介及び加工水産物の統制撤廃に即応して水産庁の所掌事務及び権限並びに部の所掌について改正するとともに、同庁の附属機関である東京水産大学の文部省移管、水産物規格審議会の廃止に伴う所要の改正を行うものであります。

本案は、予備審査のため、四月十日、本委員会に付託、四月二十八日参議院の送付を受け、あらためて本委員会に付託と相なつたものであります。本案は、参議院において、政府提出案に対し、過般両院の可決を見ました漁港法との関係から生産部の所掌事務の一部について修正せられておるのであります。本案は、質疑の後、四月二十八日に、討論省略、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上きわめて概略を御報告申し上げましたが、その詳細は会議録で御了承をお願い申し上げます。以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　討論の通告があります。これを許します。土橋一吉君。

〔土橋一吉君登壇〕

○土橋一吉君　ただいま議題となつておりまする行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、私は日本共産党を代表いたしまして反対の意見を述べるものであります。

ただいま委員長の報告があつたのでありまするが、政府の提案理由によりましても、昭和二十五年度の予算定員がすでに決定せられておりまするにかかわらず、その予算定員をはるかに下まわつておりまするところの一万五百七十七名の減員となるのであります。これは、過日の委員会におきまする本多国務大臣の答弁によりましても、政府は約十億円の支出減となる見込みでありまするが、このようなことをいたしまするならば、昨年の六月以降におきまする行政整理によりましては、各官庁とも事務が澁滯をし、かつ公務員諸君の現実の仕事の面におきましては非常に労働過重となつておるのであります。私は、このような政策は、吉田政府が本来労働階級に対しまする首切り専門と労働強化の熟練工であることを証明しておると思うのであります。こういうような政策をいよ〱行いまするならば、民間一般労働階級に及ぼす影響はきわめて甚大であると同時に、この傾向が日本の労働階級を植民地化の方向に導くものと思うのであります。かかる観点から、まず反対を主張するものであります。

第二点といたしましては、政府自身が提案理由のうちに証明しておりまするがごとく、今回の行政整理は明らかに行政目的におきまする一大転換であるのであります。それは常々吉田政府が申しておりまするように、まず第一に思想の取締りを強化する。あるいは大衆団体のあらゆる行動に対しましては弾圧を加える。第三番目には、最近一般農民といわず、市民といわず、苛酷な悪税の徴収を強化するために組まれております定員の増であります。例を上げて申しますならば、まず思想取締方面におきましては、特別審査局が現在の定員でも多いと思われまするにかかわらず、さらに百十名の増を要求しておるのであります。あるいは少年院においては五十五名の増を要求し、先ほどの委員長報告にもありましたように、海上保安庁の管区や、その他の設備増強のために五百二十六名というようなものが増強されておるのであります。これは明らかに日本の軍事基地化の最もいい証明を、ただいましておるのであります。（拍手）さらに一般市民諸君が重大な関心を持つておられますこの国税庁の公務員の増強であります。これが、このたびの定員法の増におきましては一千二百五名の増であります。こういうようなものは、おそらく全日本の国民諸君は反対せざるを得ないのであります。さらに加えまして地方財政委員会が設置せられるのでありまするが、これは地方財政平衡交付金と関連いたしまして、この新設による増が百一名あるのであります。あるいは最も不可解なる点は、吉田政府の政策よろしきを得ないために、あらゆる犯罪がただいま起つておりまするが、その刑務所、拘置所、こういうものの増設に伴いまして、四百五十七名の公務員諸君が増強されるのであります。こういうものを勘案いたしますと、吉田政府が提案理由に書いておりまするように、明らかに思想の取締りと、大衆運動の弾圧と、さらにこの徴税の強化以外の何ものでもないということを証明いたしておるのであります。

翻つて考えて参りますと、農林あるいは通産、建設、安本、郵政の方面におきましては多大なる減員を生じておりまするが、このような経済関係におきまする各省が減員をせられるということは、われ〱は絶対に反対をしておりまするが、端的に例を申し上げまするならば、たとえば郵政省のごときは、現在は二十六万六百五十五名の定員でありまするが、労働組合側も、あるいは一般識者におきましても、当然三十四万ないし三十五万人を要求しておりまするにかかわらず、郵政大臣は、これに対しまして十五名の定員を減じているのであります。でありまするから、全国の一般市民諸君が要求せられておりまする郵便業務におきましても、貯金業務が澁滯をする、あるいは保険業務が澁滯をする、こういう状態は吉田政府の責任であることを市民諸君が十分了解しなければならぬと思う次第であります。

さらに第三点といたしましては、整理の基準を政府は示していないのであります。かつ退職金につきましても、委員会において本多国務大臣が、目下閣議をもつて研究中であるような説明をしておりまするが、少くとも行政整理を断行する場合には、その整理の基準を示しまして、どういう者を整理するか、整理される者についてはどの程度の退職金を支給するかは、これは整理に関する表裏一体のものでありますから、当然このような措置が、法案をもつて国会で同時に審議せられることが必要であります。にもかかわらず、政府は行政整理に関する法案だけは上程いたしておりますが、今申し上げた整理基準の準則あるいは退職金については、いまだにこれを出してはいないのであります。こういうことになりますと、昨年の行政整理で現われておりますように、きわめて不当なる行政整理が行われて来るのであります。なお不都合にも、あるいはまた国家公務員法が保障いたしておりますところの苦情処理の問題でありますが、いわゆるアッピール制度をこの法案は拒絶しておりますので、いかに政府が不当なる首切りをいたしましても、公務員諸君は訴願の問題と苦情処理を申し出ることができないのであります。このようなことは、民主国家におきまして、少くとも国家公務員法の立場から考えましても、きわめて不当であると断定せざるを得ないのであります。

第四点といたしましては、去る国会におきまして問題になりました六千三百七円ベースがすえ置きと相なつておりますが、それに加えまして公務員諸君の職階法が通過したのであります。こうなつて参りますと、一般公務員諸君にとりましては、吉田政府と人事院の合作によりまして、賃金状態においては奴隷的な立場、職務の面においてはきわめて機械的な立場において公務を執行することは明瞭であります。同時に、政府が常々行つております弾圧政策と、さらに労働組合の分裂政策は、日本の公務員諸君をいよ〱植民地的な賃金奴隷に落すのであります。加えまして、このような政策は、現在政府が実質的にとりつつありますところのいわゆる全面講和を否定し、単独講和の方向に日本の全産業、全政治、官庁機構を誘導することがきわめて顕著に考えられるのであります。でありまするから、このようなものを確

保し、このような方向に向わしめることは、單に公務員諸君の首切りの問題にとどまらず、全日本の労働階級に対する一大指針を示しているものと思うのであります。今回の第二次行政整理は、進歩的な思想を持つところの、そのような者を整理し、さらに平和と日本の独立を闘いとるために働いております公務員諸君を、あくまでも実質的單独講和の方向へ政府が導くものであります。さらにわれ／＼は、平和の闘いと同時に戦争に絶対反対をしているのでありますが、そういう思想を持つ者、植民地化、軍事基地化に反対する者を、この整理法案によつて首を切ろうとするのであります。

以上の観点を考えますならば、われわれは、この植民地的な首切り法案絶対反対の意見を表明するものであります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　これにて討論は終局いたしました。

まず日程第十一につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第十二ないし第十五を一括して採決いたします。日程第十二、第十三及び第十四の委員長の報告は修正でありまして、日程第十五の委員長の報告は可決であります。四案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて四案とも委員長報告の通り決しました。（拍手）

土地家屋調査士法案（法務委員長提出）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、法務委員長提出、土地家屋調査士法案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

土地家屋調査士法案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。法務委員会理事北川定務君。

土地家屋調査士法案

土地家屋調査士法

（業務）

第一條　土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、他人の依頼を受けて、土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすることを業とする。

（資格）

第二條　左の各号の一に該当する者は、調査士となる資格を有する。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において測量に関する課目を修め、その学校を卒業し、測量に関し二年以上の実務の経験を有する者

二　測量士又は測量士補となる資格を有する者

三　土地家屋調査士試験に合格した者

（欠格事由）

第三條　左に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。

一　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

二　禁治産者又は準禁治産者

三　公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

四　第十二條の規定により登録の取消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

五　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十二條第二号の規定により、登録のまつ消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

（土地家屋調査士試験）

第四條　法務総裁は、毎年一回以上、土地家屋調査士試験を行わなければならない。

2　前項の試験は、土地台帳及び家屋台帳の登録に関して必要な知識及び技能について行う。

3　法務総裁は、第一項の試験の実施について建設大臣の意見を聞かなければならない。

4　第一項の試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、受験手数料を納めなければならない。

（登録）

第五條　調査士となる資格を有する者が調査士となるには、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局に備えた土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第六條　前條の登録を受けようとする者は、調査士となる資格を証する書類を添えて、当該法務局又は地方法務局の長に登録の申請をしなければならない。

2　登録の申請をするには、政令の定めるところにより、登録手数料を納めなければならない。

（登録の取消）

第七條　調査士が左の各号の一に該当する場合には、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、その登録を取り消さなければならない。

一　その業務を廃止したとき

二　死亡したとき

三　調査士となる資格を有しないことが判明したとき

四　第三條第一号、第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたとき

（事務所）

第八條　調査士は、法務府令の定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

2　調査士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その法務局又は地方法務局の長に登録の移転の申請をしなければならない。

（帳簿及び書類）

第九條　調査士は、法務府令の定めるところにより、業務に関する帳簿を備え、且つ、関係書類を保存しなければならない。

（依頼に応ずる義務）

第十條　調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない。

（虚偽の調査、測量の禁止）

第十一條　調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない。

（懲戒）

第十二條　調査士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができる。

一　戒告

二　一年以内の業務の停止

三　登録の取消

2　法務局又は地方法務局の長は、前項第二号又は第三号の処分をしようとするときは、当該調査士の請求により、その出頭を求めて公開による聴聞を行わなければならない。

3　法務局又は地方法務局の長は、前項の聴聞を行う場合には、その処分の原因と認められる事実並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに当該調査士に通知しなければならない。

4　法務局又は地方法務局の長は、当該調査士が正当な理由がなくて聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を行わないで、第一項第二号又は第三号の処分をすることができる。

（調査士会）

第十三條　調査士は、法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）を設けることができる。

2　調査士会は、調査士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

（調査士会の会則）

第十四條　調査士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一　名称及び事務所の所在地
二　会の代表者その他役員に関する規定
三　会議に関する規定
四　調査士の報酬の基準に関する規定
五　調査士の業務執行及び品位保持に関する規定

（調査士会の会員）

第十五條　調査士会の区域内に事務所を有する調査士は、その調査士会の会員となることができる。

（調査士会連合会）

第十六條　調査士会は、共同して特定の事項を行うため、会則を定めて、全国を単位とする土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）を設けることができる。

（法務府令への委任）

第十七條　この法律に定めるもののほか、調査士の試験、登録及び業務執行に関し必要な事項は、法務府令で定める。

（非調査士の取締）

第十八條　調査士でない者は、第一條に規定する土地又は家屋に関する調査若しくは測量又はこれらの結果を必要とする申告手続をすることを業とすることができない。

2　調査士でない者は、土地家屋調査士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（罰則）

第十九條　調査士となる資格を有しない者が、法務局又は地方法務局の長に対し、その資格につき虚偽の申請をして土地家屋調査士名簿に登録させたときは、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十條　第十條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十一條　第十一條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十二條　第十八條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2　第十八條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすることを業としていた者は、昭和二十七年三月三十一日までは、この法律の適用については、調査士とみなす。

3　昭和二十六年三月三十一日までに左の各号の一に該当する者は、同年六月三十日までに法務局又は地方法務局の長の選考を受け、調査士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたときは、第二條の規定にかかわらず、調査士となる資格を有する。

一　土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続に関し七年以上の実務の経験を有する者

二　第二條第一号に規定する学校に準ずる学校において測量に関する課目を修め、その学校を卒業し、測量に関し三年以上の実務の経験を有する者

4　前項の選考を受けようとする者は、政令の定めるところにより、選考手数料を納めなければならない。

5　法務局又は地方法務局の長は、第三項の選考にあたつては、建設省地理調査所の長の意見を聞かなければならない。

6　第三項第二号の学校は、法務総裁が文部大臣の意見を聞いてこれを定める。

7　昭和二十五年においては、第四條第一項の規定にかかわらず、土地家屋調査士試験を行わない。

8　法務府設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八條第三項第八号を次のように改める。

八　司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

別表中「公証人審査会」の項の次に次の一項を加える。

土地家屋調査士試験委員	土地家屋調査士試験に関する事務をつかさどる。

以上が本法案の要旨並びに提案理由の概要であります。

さて法務委員会におきましては、小委員会を設けてこれが立案に当り、四月二十七日、小委員会の成案を得、当法務委員会においては、全会一致をもつて委員会提出の法律案と決定いたした次第であります。何とぞ皆様方の御賛成をお願い申し上げる次第であります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法案

（内閣提出）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、滅失鉱業原簿調製等臨時措置法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事小金義照君。

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法案
滅失鉱業原簿調製等臨時措置法

（目的）

第一條　この法律は、空襲その他戦災により鉱業原簿等が滅失したため不明確となつた鉱業又は砂鉱業に関する権利関係を確定することを目的とする。

（調製の申請）

第二條　別表第一に掲げる空襲その他戦災により滅失した鉱業原簿（以下「滅失鉱業原簿」という。）に登録されていた鉱業権の鉱業権者、旧重要鉱物増産法（昭和十三年法律第三十五号）附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法第十七條ノ二の規定による使用権者若しくは抵当権者又は仮登録名義人は、省令で定める手続に従い、この法律施行の日から六箇月以内に通商産業局長に鉱業原簿の調製の申請をしなければならない。

2　債権者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三條の規定により債務者に代位して前項の規定による申請をするには、省令で定める手続に従わなければならない。

（登録の嘱託の申立）

第三條　滅失鉱業原簿に裁判所の嘱託に基いて登録されていた事項についてその登録を受けようとする者は、前條第一項の期間内に当該裁判所にその嘱託をすべきことを申し立てなければなら

ない。別表第一に掲げる鉱業に関する登録の嘱託による嘱託に基いて登録されるべきであつた事項についても、同様とする。

2　裁判所は、前項の規定による申立を相当と認めるときは、遅滞なくその登録の嘱託をしなければならない。

3　裁判所は、第一項の規定による申立を相当でないと認めるときは、決定をもつてこれを却下することができる。

4　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定は、前項の決定に準用する。

5　裁判所は、第一項の期間内は、職権をもつて同項に規定する事項の登録の嘱託をすることができる。

（記載の通知の請求）

第四條　滅失鉱業原簿に鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）第三條において準用する工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の規定による通知に基いて記載されていた事項について鉱業原簿にその記載を受けようとする者は、第二條第一項の期間内に当該通知をした登記所に更にその通知をすべきことを請求しなければならない。別表第一に掲げる鉱業財団に関する通知書による通知に基いて記載されるべきであつた事項についても、同様とする。

2　登記所は、所項の規定による請求があつたときは、遅滞なくその記載の通知をしなければならない。

3　登記所は、第一項の期間内は、職権をもつて同項に規定する事項の記載の通知をすることができる。

（確認の申請）

第五條　別表第一に掲げる鉱業に関する願書又は登録の申請書を提出していた者は、省令で定める手続に従い、第二條第一項の期間内に通商産業局長にその確認を申請しなければならない。

（権利の消滅等）

第六條　第二條第一項の期間内に同條の規定による申請がなかつたとき、又は同條の規定による申請について次條第一項の規定による却下が確定したときは、第二條第一項に規定する権利は、滅失鉱業原簿の滅失の時に消滅したものとみなす。

2　第三條第一項の期間内に、同項の規定による申立がなかつたとき（同條第五項の規定による嘱託があつた場合を除く。）又は同條第三項の規定による却下の決定が確定したときは、滅失鉱業原簿の滅失の時に同條第一項に規定する事項の登録又は登録の嘱託がなかつたものとみなす。

3　第四條第一項の期間内に同項の規定による請求がなかつたとき（同條第三項の規定による通知があつた場合を除く。）は、滅失鉱業原簿の滅失の時に同條第一項に規定する事項の記載又は記載の通知がなかつたものとみなす。

4　前條の期間内に同條の規定による申請がなかつたときは、同條に規定する鉱業に関する願書又は登録の申請書は、提出されなかつたものとみなす。

（却下）

第七條　通商産業局長は、第二條の規定による申請があつた場合において、鉱業権の設定又は変更の際交付された書面及び図面、登録を完了したことを証する書類、鉱業原簿の謄本又は抄本その他登録について実質的な証拠とするに足る書類により登録の事実を確認することができないときは、その申請を却下しなければならない。

2　通商産業局長は、第五條の規定による申請があつた場合において、出願願書の受付を通知した書面、引受時刻証明の取扱をしたことを証する書面その他出願又は申請について実質的な証拠とするに足る書類により出願又は申請の事実を確認することができないときは、その申請を却下しなければならない。

3　通商産業局長は、前二項の規定による却下をするときは、あらかじめ当該申請人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

4　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当該申請人に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

5　聴聞に際しては、申請人及び利害関係人に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（資料の提出）

第八條　通商産業局長は、調査のため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対し資料の提出を求めることができる。

（鉱業原簿の調製）

第九條　通商産業局長は、第二條の規定による申請、第三條第二項若しくは第五項の規定による嘱託、第四條第二項若しくは第三項の規定による通知又は同條の規定により提出された資料に基いて事実を認定し、鉱業原簿を調製しなければならない。

2　通商産業局長は、職権をもつて鉱区図を調製することができる。

（謄本の交付等）

第十條　通商産業局長は、鉱業原簿の調製を完了したときは、鉱業原簿の謄本又は抄本を登録名義人及び第二條第二項の規定による申請をした者に交付し、且つ、鉱業原簿の調製を完了した旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定による報告があつたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

（調製の効力）

第十一條　第九條の規定により調製した鉱業原簿は、滅失前の鉱業原簿とみなす。

2　旧鉱区税法（昭和十五年法律第三十一号）、旧地方税法（昭和十五年法律第六十号）又は地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の規定により既に納付した鉱区税は、前項の規定にかかわらず、還付しない。

3　第一項の鉱業原簿に表示された鉱区の面積が課税の対象となつていた鉱区面積をこえる場合においても、そのこえる部分について鉱区税を追徴することができない。

（異議の申立）

第十二條　第七條の規定による却下又は第九條の規定により調製した鉱業原簿に登録され、又は記載された事項について不服のある者は、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

2　前項の規定により異議の申立をしようとする者は、却下の通知を受けた日、鉱業原簿に登録され、又は記載された事項については、鉱業原簿の謄本又は抄本の交付を受けた者にあつてはその交付を受けた日、その他の者にあつては告示のあつた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を当該通商産業局長に提出しなければならない。

3　正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも、異議の申立をすることができる。

第十三條　通商産業局長は、前條第二項の規定による異議の申立書を受理したときは、その受理の日から十日以内に、これに弁明書を添えて通商産業大臣に送付しなければならない。

第十四條　通商産業局長は、第十二條の規定による異議の申立が鉱業原簿に登録され、又は記載された事項に関するものであるときは、異議の申立があつた旨の仮登録をし、その旨を登録上の利害関係人に通知しなければならない。

2　通商産業局長は、前項の仮登録をした後に、異議の申立の取下があつたときは、遅滞なく通商産業大臣にその旨を報告するとともに、その仮登録を抹消し、前項の規定による通知をした者にその旨を通知しなければならない。

（申立の却下）

第十五條　通商産業大臣は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3　通商産業大臣は、決定書の正本

を当該通商産業局長を経由して、申立人に交付しなければならない。

4　通商産業局長は、却下の決定があつたときは、遅滞なくその仮登録を抹消し、前條第一項の規定により通知をした者にその旨を通知しなければならない。

（異議の申立と処分の執行）

第十六條　異議の申立は、処分の執行を停止しない。

（聴聞の開始）

第十七條　通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、これを受理した日から三十日以内に、聴聞を開始しなければならない。

第十八條　通商産業大臣は、聴聞の期日及び場所を定め、異議の申立をした者、及び登録上の利害関係人並びに当該通商産業局長に通知しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定による通知をしたときは、異議の申立の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

（参加）

第十九條　異議の申立をした者及び登録上の利害関係人の外、聴聞に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、通商産業大臣に利害関係人として参加する旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

（証拠の提示等）

第二十條　聴聞に際しては、異議の申立をした者、登録上の利害関係人及び前條の規定により参加した者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（決定）

第二十一條　通商産業大臣は、聴聞の結果及び第十三條の弁明書に基き、決定を行う。

2　前項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3　通商産業大臣は、決定書の正本を関係通商産業局長を経由して、異議の申立をした者、登録上の利害関係人及び第十九條の規定により参加した者に送付するとともに、決定の要旨を公示しなければならない。

（委任規定）

第二十二條　この法律に規定するもの外、鉱業原簿の調製又は異議の申立について必要の手続は、省令で定める。

（準用）

第二十三條　この法律の規定は、別表第二に掲げる砂鉱原簿並びに砂鉱業に関する登録の申請書、登録の嘱託書及び願書に準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前に滅失鉱業原簿調製規則（昭和二十年商工省令第一号）又は滅失したる砂鉱原簿調製に関する件（昭和二十年商工省令第二号）の規定によつてした手続その他の行為は、この法律の規定によつてしたものとみなす。

別表第一

一　昭和二十年六月十九日に旧九州地方鉱山局に備えてあつた鉱業原簿

二　旧九州地方鉱山局（従前のこれに相当する機関を含む。以下同じ。）において昭和二十年六月十九日までに受理した試掘の願書、試掘鉱区若しくは採掘鉱区の増区若しくは増減区の願書又は採掘鉱区の訂正の願書であつて、同日までにその出願に対する処分が終らなかつたもの。

三　旧九州地方鉱山局において昭和二十年六月十九日までに受理した鉱業に関する登録の申請書若しくは嘱託書又は鉱業財団に関する通知書であつて、同日までに登録又は記載が終らなかつたもの。

四　旧東北地方鉱山局に備えてあつた鉱山原簿のうち、

（一）宮城県試掘権登録第三二七五号から第三三七四号まで、第四五四三号から第四六三二号まで及び第五〇五七号から第五〇八〇号までのもの並びに昭和二十年五月二十七日から同年七月九日までに登録を受けたもの。

（二）青森県試掘権登録第四六六五号から第四七六三号までのもの。

（三）山形県試掘権登録第七一四五号から第七二四四号まで及び第八一四三号から第八二四一号までのもの。

（四）福島県採掘権登録第五三号、第一三三号、第一六二号、第一八三号、第二一二号、第二三五号、第二三七号、第二四九号、第二五五号、第二六九号、第二七七号、第二八一号、第三八六号、第四〇七号、第四三〇号、第四三一号及び第四三四号から第四九三号までのもの並びに昭和二十年四月十六日から同年七月九日までに登録を受けたもの。

（五）鉱区図のうち、

イ　宮城県試掘権登録第三四二九号、第四四九七号、第四五二八号、第四六八四号、第四七〇〇号、第四七一〇号、第四七八六号、第四九五五号及び第四九八八号のもの

ロ　福島県試掘権登録第七五六三号、第九五四四号、第九六一四号、第九七一五号、第九七五八号、第九七六九号、第九八四七号、第九九二五号、第九九五三号、第一〇二一三号、第一〇三二四号及び第一〇五一六号から第一〇五二三号までのもの。

ハ　岩手県試掘権登録第七八二八号、第七九〇一号、第七九四二号、第七九九〇号、第八四七六号、第九一二五号、第一〇六〇八号、第一〇七二五号、第一一二九号、第一一二六八号から第一一三六二号のもの。

ニ　青森県試掘権登録第五三二一号、第五四〇〇号、第五五八六号、第五六七八号、第五七八一号から第五七九六号まで及び第五八五八号のもの。

ホ　山形県試掘権登録第六二一号、第九〇二七号、第九二四〇号、第九二四八号から第九二五八号まで、第九三二八号、第九三三一号、第九三三七号及び第九三四一号のもの。

ヘ　秋田県試掘権登録第一三一九二号、第一五七〇一号から第一五八〇〇号まで、第一五八〇七号、第一五八五九号、第一六三〇八号、第一六四〇三号、第一六七六九号から第一六七八〇号まで及び第一六八六四号のもの。

ト　宮城県採掘権登録第一一九号、第一四一号、第一四九号から第一五一号まで、第一五四号、第一五九号、第一六二号、第二一二号及び第二五七号のもの。

チ　福島県採掘権登録第一二七号、第一九九号、第三九四号、第三九八号、第四〇九号、第四一二号、第四一五号、第四二三号及び第四四二号のもの。

リ　岩手県採掘権登録第三八〇号、第三八五号及び第四一六号のもの。

ヌ　山形県採掘権登録第二一六号、第一七三号、第一七五号、第一七七号、第二一六五号、第二八四号及び第二九七号のもの。

ル　秋田県採掘権登録第四四九号及び第四五三号のもの。

五　旧東北地方鉱山局（従前のこれに相当する機関を含む。以下同じ。）において昭和二十年七月九日までに受理した試掘の願書、試掘鉱区若しくは採掘鉱区の増区若しくは増減区の願書又は採掘鉱区の訂正の願書であつて、同日までにその出願に対する処分が終らなかつたもののうち、同日の空襲により滅失したもの。

六　旧東北地方鉱山局において昭和二十年七月九日までに受理した鉱業に関する登録の申請書若しくは嘱託書又は鉱業財団に関する通知書であつて、同日までに登録又は記載が終らなかつたもの。

別表第二

一　昭和二十年六月十九日に旧九州地方鉱山局に備えてあつた砂鉱原簿

二　旧九州地方鉱山局において昭和二十年六月十九日までに受理した砂鉱願書又は砂鉱区の増区若しくは増減区の願書であつて、同日までにその出願に対する処分が終らなかつたもの。

三　旧九州地方鉱山局において昭和二十年六月十九日までに受理した砂鉱業に関する登録の申請書又は嘱託書であつて、同日までに登録が終らなかつたもの。

四　旧東北地方鉱山局に備えてあつた砂鉱原簿の砂鉱区図のうち、（一）宮城県砂鉱権登録第二五号から第二七号まで及び第一四五号のもの。（二）福島県砂鉱権登録第一五二号から第一五四号までのもの。（三）岩手県砂鉱権登録第五一六号のもの。（四）青森県砂鉱権登録第三一二号から第三一七号までのもの。（五）山形県砂鉱権登録第六〇号のもの。（六）秋田県砂鉱権登録第一〇二号及び第一三九号のもの。

五　旧東北地方鉱山局において昭和二十年七月九日までに受理した砂鉱願書又は砂鉱区の増区若しくは増減区の願書であつて、同日までにその出願に対する処分が終らなかつたもののうち、同日の空襲により滅失したもの。

六　旧東北地方鉱山局において昭和二十年七月九日までに受理した砂鉱業に関する登録の申請書又は嘱託書であつて、同日までに登録が終らなかつたもの。

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔小金義照君登壇〕

○小金義照君　ただいま議題となりました滅失鉱業原簿調製等臨時措置法案の、通商産業委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

本法案は、空襲その他戦災により鉱業原簿等が滅失したために不明確になつている鉱業または砂鉱業に関する基本的権利関係を確定することによつて、今後は明確な基礎の上に立つて鉱業を実施し、または鉱業に関する出願等の処理をなし、もつて鉱業の円滑な発展に資するのがその目的であります。

本法案の要旨は、第一に、滅失した鉱業原簿の調製または鉱業に関する願書等につきましては原則として申請によつて処理すること、第二に、権利関係を確定するために、一定期間内に申請をしない者の当該権利を原則として消滅せしめること、第三に、申請の事実が確認できないときは、通商産業局長はこれを却下することができること、但しこの場合には、当該申請人や利害関係人に出頭を求めて公開による聴聞を行い、これらの者から証拠を提示し、または意見を述べる機会を与えること、第四に、却下処分または調製した鉱業原簿の登録事項につき不服のある者は通商産業大臣に異議の申立てをすることができること、この場合にも、却下の場合と同様に聴聞を行い、その結果によつて、異議の申立てについてその決定を行うこと、第五に、経過規定として、昭和二十年商工省令第一号及び第二号の規定によつてすでに申請をなし、またはそれによつて調製されている鉱業原簿または砂鉱原簿については、すべてこの法律によつて処理したものとみなしたことであります。

本法案は、四月二十八日、本委員会に付託せられ、提案理由の説明を聴取してから審議に入りました。小金委員、中村委員より、本法案と憲法との関係、原簿保存の点等につき質疑があり、これに対して政府委員よりそれぞれ答弁がありました。審議の詳細は記録によつて御承知願いたいと存じます。

二十九日午前中に質疑が終了いたしました。討論を省略して採決の結果、本法案は全会一致をもつてこれを可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

港湾法案（内閣提出）

運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、港湾法案及び運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

港湾法案、運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長稲田直道君。

港湾法案
港湾法

目次

第一章　総則（第一條―第三條）
第二章　港務局
　第一節　港務局の設立等（第四條―第十一條）
　第二節　港務局の業務（第十二條・第十三條）
　第三節　港務局の組織（第十四條―第二十七條）
　第四節　港務局の財務（第二十八條―第三十二條）
第三章　港湾管理者としての地方公共団体（第三十三條―第三十六條）
第四章　港湾区域及び臨港地区（第三十七條―第四十一條）
第五章　港湾工事の費用（第四十二條・第四十三條）
第六章　雑則（第四十四條―第五十二條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、港湾管理者の設立による港湾の開発、利用及び管理の方法を定めることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三條の規定により指定され、若しくは設立された地方公共団体をいう。

2　この法律で「重要港湾」とは、国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、重要港湾以外の港湾をいう。

3　この法律で「港湾区域」とは、第四條第四項（第九條第二項及び第三十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可があつた水域をいう。

4　この法律で「臨港地区」とは、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十條第三項の規定により臨港地区として指定された地区又は第三十八條の規定により港湾管理者が認可を受けて定めた地区をいう。

5　この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における左に掲げる施設をいう。

一　水域施設　航路、泊地及び船だまり

二　外かく施設　防波堤、防砂堤、導流堤、水門、こう門及び護岸

三　けい留施設　岸壁、けい船浮標、けい船くい、さん橋、浮さん橋及び物揚場

四　臨港交通施設　道路、橋りょう、鉄道、軌道及び運河

五　航行補助施設　航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設

六　荷さばき施設　固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械及び上屋

七　旅客施設　旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所及び待合所

八　保管施設　倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

九　船舶補給施設　船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設

6　この法律で、「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事をいう。

7　この法律で「避難港」とは、暴風雨に際し小型船舶が避難のためていい泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるものをいう。

（漁港に関する規定）

第三條　この法律は、もつぱら漁業の用に供する港湾として他の法律によつて指定された港湾には適用しない。

第二章　港務局

第一節　港務局の設立等

（設立等）

第四條　現に当該港湾において港湾の施設を管理する地方公共団体、従来当該港湾において港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体又は予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）は、第三項及び第四項の手続を経た後その議会の議決を経て、協議の上、單独で又は共同して、定款を定め、港務局を設立することができる。

2　前項の規定は、国及び地方公共団体以外の者が、水域施設及び外かく施設の全部又は大部分を維持管理している港湾においては、その者が関係地方公共団体のいずれかに港務局の設立を求めた場合を除きこれを適用しない。

3　第一項の規定により港務局を設立しようとする地方公共団体は、あらかじめ、その旨、予定港湾区域及び関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間を公告し、且つ、関係地方公共団体の申出によりこれを同項の協議に加えなければならない。但し、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間は一箇月を下ることができない。

4　第一項の規定により港務局の設立の協議が調つたときは、港務局を設立しようとする地方公共団体は、港務局の港湾区域について、左の区分により、運輸大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一　重要港湾については運輸大臣

二　地方港湾であつて都道府県が港務局の設立に加わつているものについては運輸大臣

三　前二号以外の港湾については予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事

5　運輸大臣又は都道府県知事は、河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二條第一項の規定による河川の区域について、前項の認可をしようとするときは、港湾区域について当該河川を管理する地方行政庁に協議しなければならない。

6　運輸大臣又は都道府県知事は、予定港湾区域が、当該水域を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であつて、当該予定港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず、且つ、港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）の港の区域の定のあるものについてはその区域をこえないものでなければ、第四項の認可をすることができない。

7　第一項の協議が調わないときは、関係地方公共団体は、第四項の区分により、運輸大臣又は都道府県知事に申し出て、その調停を求めることができる。この場合において第四項第二号中「港務局の設立に加わつているもの」とあるのは「争の当事者であるもの」と読み替えるものとする。

8　前項の申出には、協議のてん末及び関係地方公共団体の意見を附さなければならない。

9　第七項の申出があつたときは、運輸大臣又は都道府県知事は、従来の沿革、関係地方公共団体の財政の事情、将来の発展の計画及び当該港湾の利用の程度その他当該港湾と、関係地方公共団体の関係を考慮し、且つ、重要港湾については内閣総理大臣に協議して調停する。

10　都道府県知事が、第四項の処分をしたとき又は前項の調停をしたときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に報告しなければならない。

（法人格）

第五條　港務局は、営利を目的としない公法上の法人とする。

（定款）

第六條　港務局の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　名称

二　港務局を組織する地方公共団体

三　事務所の所在地

四　業務

五　港湾区域

六　委員の定数、任期、選任、罷免及び給與並びに委員会の議事に関する事項

七　事務局の組織及び職員に関する事項

八　財産及び会計に関する事項

九　港務局を組織する地方公共団体の出資又は経費の分担に関する事項

十　剰余金の処分及び損失の処理に関する事項

十一　公告の方法

2　定款又はその変更は、港務局を組織する地方公共団体の議会の承認を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第七條　港務局は、その設立、主たる事務所の所在地の変更その他政令で定める事項について、政令で定める手続により、登記しなければならない。

2　港務局に関して登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

（成立）

第八條　港務局は、設立の登記をすることによつて成立する。

（港湾区域の公告）

第九條　港務局は、成立後遅滞なくその旨及び港湾区域を公告しなければならない。港湾区域に変更があつたときも同様である。

2　第四條第四項から第六項までの規定は、港務局が港湾区域を変更しようとする場合に準用する。

（非課税）

第十條　港務局には、所得税及び法人税を課さない。

（民法等の準用）

第十一條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條、第五十六十八條第一項、第七十一條から第八十條まで、第八十二條及び第八十三條の規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條、第三十七條及び第三十七條ノ二の規定は、港務局に準用する。

第二節　港務局の業務

（業務）

第十二條　港務局は、左の業務を行う。

一　港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること（港湾区域内における漂流物その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去を含む。）。

二　港湾の発展のため必要な港湾施設の建設及び改良の計画を作成すること。

三　前号の計画を実施するため必要な港湾工事をすること。

四　委託により、国又は地方公共団体の所有に属する港湾施設（港湾の運営に必要な土地を含む。）であつて、一般公衆の利用に供するものを管理すること。

五　一般公衆の利用に供するけい留施設のうち一般公衆の利便を増進するため必要なものを自ら運営し、及びこれを利用する船舶に対しけい留場所の指定その他使用に関し必要な規則を行うこと。

六　消火、救難及び警備に必要な設備を設けること。

七　港湾の発展のため必要な調査研究及び統計資料の作成を行い、並びに当該港湾の利用を宣伝すること。

八　船舶に対する給水、離着岸の補助その他船舶に対する役務が、他の者によつて適当且つ十分に提供されない場合において、これらの役務を提供すること。

九　港務局が管理する港湾施設で、一般公衆の利用に供することを要せず、又は自ら運営することを適当としないものを貸し

付けること。

十　港務局が管理する上屋、荷役機械等の港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供する者に対し、貨物の移動を円滑に行い又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制すること。

十一　港湾運営に必要な役務の提供をあつ旋すること。

十二　船舶乗組員又は港湾労務者の休泊所等これらの者の福利厚生を増進するための施設を設置し、又は管理すること。

十三　港湾の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。

十四　その他前各号の業務を行うため必要な業務

2　前項第十三号に規定する料率表は、港務局が自ら定めた料金の外、第四十五條の料金で港務局に報告され、又は港務局に知れているものに関する事項を包含しなければならない。

（私企業への不干與）

第十三條　港務局は、港湾運送業、倉庫業その他輸送及び保管に関連する私企業の公正な活動を妨げ、その活動に干渉し、又はこれらの者と競争して事業を営んではならない。

2　港務局は、何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関し不平等な取扱をしてはならない。

第三節　港務局の組織

（委員会）

第十四條　港務局に、委員会を置く。

（委員会の権限及び責任）

第十五條　委員会は、港務局の施策を決定し、港務局の事務の運営を指導統制する。

（委員会の組織及び委員の任命）

第十六條　委員会は、定款の定めるところにより七人以内の委員をもつて組織する。

2　前項の委員は、港湾に関し十分な知識と経験を有する者又は声望のある者のうちから、港務局を組織する地方公共団体の長が、当該地方公共団体の議会の同意を得て任命する。

（委員会の欠格條件）

第十七條　左の各号の一に該当する者は、委員になることができない。

一　国会議員又は地方公共団体の議会の議員

二　港務局の工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

三　前号に掲げる事業者の団体の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

2　委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、退職しなければならない。

（委員の任期）

第十八條　委員の任期は、三年以内とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　港務局設立後最初に任命される委員の任期は、多数の委員が同時に退任することがないように任命の時において、港務局を組織する地方公共団体の長が定める。

（委員の罷免）

第十九條　港務局を組織する地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

（委員長）

第二十條　委員会に、委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2　委員長は、委員会の会議を総理する。

（議決方法）

第二十一條　委員会の議事は全委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2　委員は、委員会の決定するところにより、自己に特別の利害関係を有する事項に関しては、議決に加わることができない。

（監事）

第二十二條　港務局に、定款の定めるところにより監事を置くことができる。

2　第十六條第二項及び第十九條の規定は、監事の任免に準用する。

（委員長等の職務及び権限）

第二十三條　委員長は、港務局を代表し、港務局の長としてその業務を総理する。

2　委員長以外の委員は、定款の定めるところにより、港務局を代表し、委員長を補佐して港務局の業務を掌理し、委員長に事故があるときには、その職務を代理し、委員長が欠員のときにはその職務を行う。

3　監事は、港務局の業務を監査する。

（事務局）

第二十四條　港務局にその事務を処理させるため、定款の定めるところにより事務局を置き、所要の職員を置く。

（委員長等の給與）

第二十五條　港務局は、常勤する委員、監事及び職員に対して、給與を支拂わなければならない。

2　前項の給與の額は、その職務の内容と責任に応ずるものでなければならず、且つ、当該地方における同様な職務に従事する者の給與と同等の基準において定められなければならない。但し、港務局を組織する地方公共団体の長（該当者が二人以上ある場合は、高い給與を受けている者）の給與をこえるものであつてはならない。

3　第一項の給與を受ける委員及び監事は、報酬を得て他の業務に従事してはならない。

（公務員たるの性質）

第二十六條　委員、監事及び職員は、刑罰法規の適用については、法令により公務に従事する者とみなす。

（港務局を組織する地方公共団体が二以上あるときの委員等の任免）

第二十七條　港務局を組織する地方公共団体が二以上あるときは、第十六條第二項、第十八條第三項、第十九條及び第二十二條第二項の規定による委員及び監事の任免に関する地方公共団体の長及び議会の権限の行使については、港務局の定款で定めなければならない。

第四節　港務局の財務

（出資）

第二十八條　港務局を組織する地方公共団体以外の者は、当該港務局に出資することができない。

（財務原則）

第二十九條　港務局がその業務を行うために要する経費（港湾工事に要する経費を除く。）は、その管理する港湾施設等の使用料及び賃貸料並びに港務局の提供する給水等の役務の料金その他港湾の管理運営に伴う収入をもつて、まかなわなければならない。

（債券発行等）

第三十條　港務局は、港湾施設の建設、改良又は復旧の費用に充てるため、債券を発行することができる。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十條の規定は前項の場合に準用する。

3　港務局は、第一項の規定により発行した債券の償還に充てるため、毎事業年度、定款の定めるところにより償還準備金を積み立てなければならない。

4　前項の償還準備金は、債券の償還目的以外に使用してはならない。

（損益の処理）

第三十一條　港務局は、剰余金を前條の償還準備金及び欠損補充のための準備金として積み立ててなお残額があるときは、その金額を、定款の定めるところにより港務局を組織する地方公共団体に納付しなければならない。

2　港務局を組織する地方公共団体は、港務局に損失を生じた場合に

おいて前項の欠損補充のための準備金をこれに充ててなお不足額があるときは、定款の定めるところによりその不足額を補てんしなければならない。

（財産目録等）

第三十二條　港務局は、毎事業年度終了後二箇月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、港務局を組織する地方公共団体に提出しなければならない。

第三章　港湾管理者としての地方公共団体

（港湾管理者としての地方公共団体の決定等）

第三十三條　関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、第二項において準用する第四條第三項及び同條第四項の手続を経た後、その議会の議決を経て、協議の上、港湾管理者として、これらの地方公共団体の一を指定し、又は地方自治法第二百八十四條第一項の地方公共団体を設立することができる。

2　第四條第二項から第六項まで及び同條第十項の規定は、前項の場合に、第四條第七項から第九項までの規定は、前項の協議が調わない場合に、第九條第二項の規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾区域を変更する場合に準用する。

（業務）

第三十四條　港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第十二條及び第十三條の規定を準用する。

（委員会）

第三十五條　港湾管理者としての地方公共団体は、前條の規定による業務を執行する機関として、委員会を置くことができる。

2　委員会の名称、組織及び権限は、條例で定める。

（港務局が成立した場合等）

第三十六條　地方公共団体が第三十三條の規定により港湾管理者であつた港湾について、港務局が成立したとき又は他の地方公共団体が、第三十三條の規定により港湾管理者となつたときは、新に港湾管理者になつた者の港湾区域内にあつては、従来港湾管理者であつた地方公共団体は、港湾管理者としての地位を失う。

第四章　港湾区域及び臨港地区

（港湾区域内の工事等の許可）

第三十七條　港湾区域内において、水域施設、外かく施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し（公有水面の埋立による場合を除く。）、又は土砂を採取しようとする者は、港湾管理者の長の許可を受けなければならない。

2　港湾管理者の長は、前項の建設、占用又は採取が、港湾の開発発展に関する港湾管理者の計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を與えるものでない限り許可しなければならない。

3　国、日本專売公社又は日本国有鉄道が、第一項の建設、占用又は採取をしようとする場合には、第一項中「港湾管理者の長の許可を受け」とあるのは「港湾管理者の長と協議し」と、前項中「許可し、」とあるのは「協議に応じ」と読み替えるものとする。

4　港湾管理者は、第一項の許可を受けた者から水域占用料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、港湾施設の建設の許可又は国の協議に係るものについては、この限りでない。

（臨港地区）

第三十八條　港湾管理者は、都市計画法第二條の規定により決定された都市計画区域以外の地域について運輸大臣の認可を受けて臨港地区を定めることができる。

2　前項の臨港地区は、当該港湾区域を地先水面とする地域において、当該港湾の管理運営に必要な最小限度のものでなければならない。

（分区の指定）

第三十九條　港湾管理者は、臨港地区において左の各号に掲げる分区を指定することができる。

一　商港区　旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域

二　特殊物資港区　石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域

三　工業港区　工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域

四　鉄道連絡港区　鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域

五　漁港区　水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域

六　バンカー港区　船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域

七　保安港区　爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域

2　前項の分区は、当該港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体）の区域の範囲内で指定しなければならない。

（分区内の規制）

第四十條　前條に掲げる分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて、港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体）であつて当該分区の区域を区域とするもののうち定款で定めるもの）の條例で定めるものを建設してはならない。

2　港務局を組織する地方公共団体がする前項の條例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならない。

（有害構築物の改築等）

第四十一條　港湾管理者の長は、分区内に存する建築物その他の構築物が前條の條例の制定施行によりその條例に定められたものに該当するに至り、且つ、当該分区の目的を著しく阻害するときは、当該構築物の所有者又は占有者に対し、当該、構築物の改築、移転又は撤去をすべきことを命ずることができる。

2　港湾管理者の長が前項の命令をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を指定して、公聽会を開き、当該所有者又は占有者その他の利害関係人の意見を聞き、その意見を十分考慮してこれをしなければならない。

3　第一項の規定による命令によつて生じた損失に対しては、港湾管理者は、当該構築物の所有者又は占有者に対し、その命令がなかつたならば通常生じなかつた損失及び通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失を補償しなければならない。

4　前項の規定により補償を受けることのできる者が金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から三箇月以内に訴をもつて金額の増加を請求することができる。

第五章　港湾工事の費用

（費用の負担）

第四十二條　港湾管理者が、重要港湾において、一般公衆の利用に供する目的で、水域施設、外かく施設又はけい留施設の建設又は改良の重要な工事をする場合には、その工事に要する費用は、国と港湾管理者がそれぞれその十分の五を負担する。

2　港湾管理者が、避難港において、水域施設又は外かく施設の建設又は改良の工事をする場合には、その工事に要する費用は、国がその十分の七・五を、港湾管理者がその十分の二・五をそれぞれ負担する。

3　前二項の規定は、これによつて国が負担することとなる金額について、あらかじめ運輸大臣に申し出て国会の議決を経た予算に組入れられていないときは、これを適用しない。

4　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十七條第一項及び第十九條第一項の規定は、港務局について第一項又は第二項の場合に準用する。この場合において、地方公共団体」とあるのは「港務局」と読み替えるものとする。

（費用の補助）

第四十三條　国は、特に必要があると認めるときは、前條に規定する

ものの外、予算の範囲内で、一般公衆の利用に供する目的で港湾管理者のする港湾工事の費用に対し、左に掲げる基準で補助することができる。

一　重要港湾における臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事については十分の五以内

二　地方港湾における水域施設、外かく施設、けい留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事については十分の四以内

第六章　雑則

（港湾管理者の料金）

第四十四条　港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少くとも三十日前に、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2　利害関係人は、前項の規定により港湾管理者の定めた料率が不当であり又はこの法律に違反すると認めるときは、その事実を具して運輸大臣に申し出て、料率の変更を港湾管理者に命ずべきことを請求することができる。

3　前項の請求があつたときは、運輸大臣は、当該港湾で運輸審議会の開催する公聴会において、港湾管理者にその料率が不当でなく、且つ、この法律に違反しないものであることを述べる十分な機会を与えた後、当該請求に理由があると認めたときは、港湾管理者に対し理由を示して料率を変更すべきことを命ずることができる。

（港湾管理者以外の者の料金）

第四十五条　港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な施設又は役務の提供に対し料金を徴収しようとするものは、料率を定め、港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

2　前項の規定は、その都度契約によつて提供される施設又は役務については、適用しない。

（国が負担し又は補助した港湾施設の譲渡等）

第四十六条　この法律によりその工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に供し、若しくは貸し付けようとする者は、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合はこの限りでない。

2　港湾管理者は、前項本文の規定により運輸大臣の認可を受けた場合、又は同項但書の場合の外、その管理する一般公衆の利用に供する港湾施設を一般公衆の利用に供せられなくする行為をしてはならない。

（不平等取扱の禁止）

第四十七条　運輸大臣は、港湾管理者が第十三条（第三十四条の規定により準用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるときは、港湾管理者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（港湾計画の審査）

第四十八条　運輸大臣は、一般交通の利便の増進に資するため必要があると認めるときは、重要港湾の港湾管理者に対し、港湾施設の配置、建設、改良その他当該港湾の開発に関する計画の提出を求めることができる。

2　運輸大臣は、前項の計画を審査し、当該計画が全国の港湾の開発のための国の計画に適合しないか、又は当該港湾の利用上著しく不適当であると認めるときは、これを変更すべきことを求めることができる。

（收支報告）

第四十九条　重要港湾の港湾管理者は、運輸省令で定める手続により、その業務に関する收入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表し、且つ、その写を運輸大臣に提出しなければならない。

（入出港書類の統一）

第五十条　運輸大臣は、港湾管理者が受理する船舶の入出港に関する書類の様式の統一を図るため、港湾管理者に対し必要な指示をすることができる。

（勧告）

第五十一条　運輸大臣は、重要港湾において、港湾の利用を増進するため特に必要があると認めるときは、港湾管理者を設くべきことを関係地方公共団体に対し勧告することができる。

（直轄工事）

第五十二条　重要港湾において、一般交通の利便を増進するため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調つたときは、運輸大臣は、予算の範囲内で港湾工事を自らすることができる。

2　第四十二条の規定は、前項の規定により運輸大臣がする港湾工事の費用について準用する。この場合において、第四十二条第四項中「第十七条第一項及び第十九条第一項」とあるのは「第十七条第二項及び第十九条第二項」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定により運輸大臣がする港湾工事であつて、臨港交通施設の建設又は改良に係るものの費用は、当該港湾の港湾管理者が、その十分の五を負担する。

（土地又は工作物の譲渡）

第五十三条　前条に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物は、運輸大臣において、港湾管理者に譲渡することができる。この場合の譲渡は、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内で無償とする。

（港湾施設の貸付等）

第五十四条　前条に規定する場合の外、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）は、運輸大臣（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条の規定による普通財産（公共物を除く。）については大蔵大臣）において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

2　前項の規定により港湾管理者が管理することとなつた港湾施設については、港湾管理者においてその管理の費用を負担する。この場合において当該施設の使用料及び賃貸料は、港湾管理者の收入とする。

第五十五条　港湾管理者が設立されたときは、その時において国の所有又は管理に属する港湾施設で、一般公衆の利用に供するため必要なもの（航行補助施設を除く。）は、港湾管理者に譲渡し、貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

2　前二條の規定は、前項の場合に準用する。

（港湾区域の定のない港湾）

第五十六条　港湾区域の定のない港湾において予定する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事が、水域を定めて公告した場合において、その水域において、水域施設、外かく施設若しくはけい留施設を建設し、その他水域の一部を占用し（公有水面の埋立による場合を除く。）、又は土砂を採取しようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　第四條第五項及び第六項の規定は、前項の規定により都道府県知事が水域を定める場合に準用する。

3　第三十七條第二項から第四項までの規定は、第一項の場合に準用する。

4　当該都道府県知事は、前項の規定により準用する第三十七條第四項の規定により徴收する水域占用料又は土砂採取料を国庫に納付しなければならない。

（農林大臣に対する協議）

第五十七條　運輸大臣は、主として漁業の用に供する施設について第四十六條第一項の認可をし、又は漁業に重大な関係のある事項に関し第四十七條若しくは第四十八條第二項の命令若しくは請求をしようとするときは、農林大臣に協議しなければならない。

（他の法令との関係）

第五十八條　市街地建築物法（大正八年法律第三十七号）第二條から第五條までの規定は、第三十九條の規定により指定された分区については、適用しない。

2　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事の職権は、港湾区域内については港湾管理者の長（河川法第二條第一項の規定による河川の区域内における港湾区域内については都道府県知事及び港湾管理者の長）が行う。

3　地方自治法第二百十三條第二項の規定は、地方公共団体が、港湾管理者に港湾施設を譲渡し、貸し付け、又は管理を委託する場合には、適用しない。

4　漁港区に関する特則については、漁港に関する法律で定めるところによる。

5　都道府県災害土木費国庫負担に関する法律（明治四十四年法律第十五号）の規定は、港務局の災害土木費の国庫負担に準用する。この場合において「都道府県」とあるのは、「港務局」と読み替えるものとする。

（行政事件訴訟特例法の適用）

第五十九條　第三十七條第一項の許可、同條第四項の水域占用料及び土砂採取料の徴収、第四十一條第一項の命令、第四十四條の料金の徴収並びに第五十八條第二項の規定に基く公有水面埋立法による職権の行使に関する訴に関する行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の適用については、港務局の長は、行政庁とみなす。

（運輸審議会）

第六十條　運輸大臣は、左の事項に関しては、これを運輸審議会にはかりその決定を尊重して、処理しなければならない。

一　第四條第四項（第九條第二項及び第三十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による港湾区域の認可

二　第四條第九項（第三十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による調停

三　第三十八條の規定による臨港地区を定めることについての認可

四　第四十四條の規定による料率の変更に関する請求に係る事項

五　第五十一條の規定による港湾管理者を設くべきことの勧告

（罰則）

第六十一條　第三十七條第一項又は第五十六條第一項の規定により許可を受けなければならない事項を、許可を受けないでした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　第二十五條第一項の規定による給與を受ける委員が、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事したときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第六十二條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第四十二條の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（法令の改廃）

2　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十條第二項の次に次の一項を加える。

都市計画区域内ニ於テハ前項ノ場合ノ外港湾ノ管理運営ノ為臨港地区ヲ指定スルコトヲ得

3　河川法の一部を次のように改正する。

第二條第二項の次に次の一項を加える。

港湾法（昭和二十五年法律第　号）ニ規定スル港湾区域ニ付キ前二項ノ規定ニ依リ地方行政庁カ河川ノ区域ノ認定又ハ変更ヲセントスルトキハ当該地方行政庁ニ於テ港湾管理者ニ協議スヘシ

4　臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三條の二中「地方公共団体」の下に「（港湾法（昭和二十五年法律第　号）に規定する港務局を含む。）」を加える。

港湾法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律

第一條　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第三項を同條第五項とし、同條第二項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、委員の任命について両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで、委員の任命を行うことができる。

3　内閣総理大臣は、前項の規定により委員を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、両議院の承認を求めなければならない。両議院の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、第十一條の規定にかかわらず、当該委員を遅滞なく罷免しなければならない。

第二條　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條第二項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、委員の任命について両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで、委員の任命を行うことができる。

3　内閣総理大臣は、前項の規定により委員を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、両議院の承認を求めなければならない。両議院の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、第十一條の規定にかかわらず、当該委員を遅滞なく罷免しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○稲田直道君　ただいま議題となりました港湾法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る四月二十六日、本委員会に付託され、即日政府より提案理由の説明を聴取し、翌二十七日、関係地方公共団体及び各海運関係者の代表の意見を徴する等、特に慎重に審査いたしたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、海上輸送の拠点ともいうべき港湾の重要性にかんがみまして、港湾管理者を設立し、港湾管理の方式を確立いたしまして、港湾の開発並びに発展をはかろうとするものであります。

その内容のおもなる点をあげますと、まず第一点といたしましては、国家的及び地方的利益に最も適合する形態の港湾管理者を設定する権能を地方公共団体に與えることであります。次に第二点といたしましては、港湾管理者の定め方、その任務、組織及び財政等について規定したのであります。第三点といたしましては、最大限の地方自治という建前から、政府の監督規制は必要最小限度にとどめたいのであります。第四点といたしましては、一定の港湾工事に対して、その費用を国が義務的に負担し、その他の港湾工事につきましても、必要に応じて財政の許す範囲で補助することとして、港湾の修築または改良について助成策を講じたのであります。

次に本法案に対する質疑のおもなるものをあげますと、第四條により港務局の設立することは、現下の実情から見て早急実現は困難と思われる、従つて第三十三條によつて管理者を設立することもあると思うが、政府の所信はいかんとの質問に対し、政府委員より、設立については地方公共団体の自由意思によるものであるとの答弁がありました。また法案中には地方の実情に沿わない点があるが、政府は将来改正する意思があるかとの質問に対し、政府委員より、次期国会において国会より修正方の要求があればこれに応ずる用意があるとの答弁がありました。その他詳細は会議録に譲ることといたします。

次に討論に入り、自由党を代表して尾崎末吉君より、日本社会党を代表して米窪満亮君よりそれ〴〵賛成の意見を述べられました。また労働者農民党を代表して石野久男君より、第四條及び第三十三條を次の国会において改正することを條件として賛成の意見を述べられました。次に日本共産党を代表して林百郎君より、本法案は港湾を軍事基地化するおそれがある、また地方港湾は荒廃し、なお港湾行政を複雑化することとなる、よつて本法案に反対する旨を述べられました。

かくて討論を終局し、ただちに採決の結果、本法案は政府原案の通り可決した次第であります。

次に、ただいま議題となりました運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、四月二十八日、本委員会に付託され、本日、政府より提案理由の説明を聴取したのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、現行の運輸省設置法による運輸審議会の委員及び日本国有鉄道法による日本国有鉄道の監理委員会の委員は、いずれも両議院の同意を得て内閣総理大臣または内閣が任命することとなつているのでありますが、国会閉会中または衆議院の解散せられている場合に委員の任期が満了しまたは欠員を生じてその後任者を任命する必要があるときは、任命権者が便宜任命を行い得ることとし、その後最初に召集される国会の承認を求め、承認が得られなかつたときは当該委員を遅滞なく罷免することとしようとするものであります。

かくて本法案は、質疑、討論を省略して、ただちに採決の結果、多数をもつて原案通り可決した次第であります。

以上、簡単でありますが、御報告申し上げます。

○議長（幣原喜重郎君）　両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長鈴木明良君。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「財務部」を「財務局」に、第一節　証券取引委員会（第二十五條・第二十六條）を「第一節の二　公認会計士管理委員会（第二十六條の二―第二十六條の四）」に、「（第二十九條―第三十三條の三）」を「（第二十九條―第三十三條の三）」に、「（第三十四條・第三十五條）」を「（第三十三條の四―第三十五條）」に改め、「第五章　公団（第五十九條）」を削る。

第四條中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　法令の定めるところに従い、国税庁の所属職員（協議団及び税務講習所以外の国税庁及び国税局の附属機関の職員を除く。以下同じ。）の職務に関係のある犯罪について捜査を行い、必要な措置をとること。

同條第三十五号を次のように改める。

三十五　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）並びにこれに基く命令に規定する所掌事務に係る外国為替管理を行うこと。

同條第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二　株式の名義書換代理人を登録し、これを監督すること。

第六條第六項中「次長は」を「局の次長は一」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項を次のように改める。

5　大臣官房調査部に次長一人を置く。

6　調査部の次長は、部長を助け、部務を整理する。

7　主計局に次長二人、理財局に次長一人を置く。

第九條第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第十條中第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一　外国為替相場及び対外取引を行う通貨の指定その他対外決済の方式に関する事務を管理すること。

十二　在外資金（外国為替管理委員会の所掌に属するものを除く。）その他の在外財産を調査及び管理すること。）

同條第十四号を次のように改める。

十四　前三号に掲げるもの外、国際収支の調整、外国為替の管理（外国為替及び外国貿易管理法並びにこれに基く命令の規定により他の行政機関の所掌するものを除く。）その他国際金融の調整を行うこと。

同條第十八号を次のように改める。

十八　削除

同條第二十二号を次のように改める。

二十二　政府契約に基く支拂の遅延防止に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

同條中第二十三号及び第二十四号を削り、第二十五号を第二十三号とする。

第十一條第十一号を次のように改める。

十一　外国政府による不動産の取得又は賃借のための手続を行うこと。

第十三條第一項の表中外国為替管理審議会、政府貸付金処理審議会、金審議会、投資及び担保証券審査会、戦時喪失国債証券審査会、国有財産調整審議会及び公認会計士審査会の項を削り、

公認会計士試験委員	公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行うこと。

を

財政制度審議会	国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項について調査審議すること。
資産再評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、資産再評価に関する重要な事項について調査審議すること。

に改める。

第十四條中「財務部」を「財務局」に改める。

「第一款　財務部」を「第一款　財務局」に改める。

第十五條中「財務部」を「財務局」に改め、同條第一項中「本省（主税局を除く。）及び証券取引委員会の所掌事務」を「本省、証券取引委員会及び公認会計士管理委員会の所掌事務（第九條第四号から第九号までに掲げるものを除く。）」に改める。

第十六條中「財務部」を「財務局」に改め、同條の表中「東京財務部」を「関東財務局」に、「大阪財務部」を「近畿財務局」に、「札幌財務部」を「北海道財務局」に、「仙台財務部」を「東北財務局」に、「名古屋財務部」を「東海財務局」に、「金沢財務部」を「北陸財務局」に、「広島財務部」を「中国財務局」に、「高松財務部」を「四国財務局」に、「福岡財務部」を「北九州財務局」に、「熊本財務部」を「南九州財務局」に改める。

第十七條中「財務部」を「財務局」に改める。

第十八條第一項中「財務部」を「財務局」に改め、同項の表中「財務部長」を「財務局長」に改める。

第十九條中「財務部」を「財務局」に、「財務部支部」を「財務部」に改める。

第二十條第三号を次のように改める。

三　外国為替及び外国貿易管理法により、貨物、支拂手段、貴金属、証券及び債権を化体する書類の輸出又は輸入の取締を行うこと。

第二十四條中「証券取引委員会」を「証券取引委員会公認会計士管理委員会」に改める。

第二十五條を次のように改める。

（任務）

第二十五條　証券取引委員会は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の目的を達成するために必要な行政事務を行うことを主たる任務とする。

（組織、権限及び所掌事務）

第二十六條の二　証券取引委員会の組織、権限及び所掌事務は、証券取引法の定めるところによる。

2　前項に定めるものの外、証券取引委員会は、第四條第一号から第十二号まで（その所掌事務に関するものに限る。）及び第四十号の二に掲げる権限を行使し、これらの規定に規定する事務をつかさどる。

第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二　公認会計士管理委員会

（任務）

第二十六條の二　公認会計士管理委員会は、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の目的を達成するために必要な行政事務を行うことを主たる任務とする。

（組織、権限及び所掌事務）

第二十六條の三　公認会計士管理委員会の組織、権限及び所掌事務は、公認会計士法の定めるところによる。

2　前項に定めるものの外、公認会計士管理委員会は、第四條第一号から第十二号まで（その所掌事務に関するものに限る。）に掲げる権限を行使し、これらの規定に規定する事務をつかさどる。

（附属機関）

第二十六條の四　公認会計士管理委員会に、公認会計士試験審査会を置く。

2　公認会計士試験審査会は、公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行う機関とする。

3　公認会計士試験審査会の組織及び所掌事務については、公認会計士法の定めるところによる。

第三十條第七号の次に次の一号を加える。

七の二　国税庁の所属職員についてその職務上必要な監察を行い、法令の定めるところに従い、第三十三條の三第一項に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置をとること。

第三十一條第三号を削る。

第三十三條の次に次の二條を加える。

（国税庁監察官）

第三十三條の二　第三十條第七号の二に掲げる事務を行わせるため、国税庁に国税庁監察官六十人以内を置く。

2　国税庁監察官は、国税庁の職員のうちから、国税庁長官が命ずる。

3　国税庁監察官は、第一項の規定による職務以外の職務を行つてはならない。

（国税庁監察官の行う捜査）

第三十三條の三　国税庁監察官は、左に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

一　国税庁の所属職員がしたその職務に関する犯罪

二　国税庁の所属職員がその職務を行う際にした犯罪

三　前二号に掲げる犯罪の共犯

四　国税庁の所属職員に対する刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八條の犯罪

2　前項の捜査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定を適用する。但し、逮捕、差押、捜索、検証及び検視並びに同法第二百二十四條第一項及び第二百二十五條第二項の規定による請求は、することができない。

3　前項但書の規定は、刑事訴訟法第二百十三條の規定の適用を妨げるものではない。

4　第二項の場合において、刑事訴訟法第百九十三條、第百九十四條、第百九十六條、第百九十八條第一項、第二百二十一條、第二百二十二條第一項（第二百二十一條に関する部分に限る。）、第二百二十三條第一項、第二百二十七條第一項、第二百六十八條第一項、第四百三十條第二項（領置に関する部分に限る。）及び第四百三十五條第七号中「司法警察職員」又は同法第二十條第六号、第二十九條第二項、第二百四十一條及び第二百四十六條中「司法警察員」とあるのは、それぞれ「国税庁監察官」と読み替えるものとする。

5　検察官、都道府県公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会及び司法警察職員と国税庁監察官とは、第一項に掲げる犯罪の捜査に関し、互に協力しなければならない。

6　第一項から第四項までの規定は、第一項に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の責務を軽減するものではない。

7　国税庁監察官は、その職務を行うにあたつては、身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

第三章第二節第三款中第三十四條の前に次の一條を加える。

（国税庁協議団）

第三十三條の四　国税庁に国税庁協議団を置く。

2　国税庁協議団は、国税庁長官に対する内国税に関する審査の請求について、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）その他の法律（法律に基く命令を含む。）に規定する協議を行う機関とする。

3　国税庁協議団の所掌事務の細目及び組織は、政令で定める。

第三十四條第一項中「第三十五條に規定する附属機関の外、」を削り、同條第四項中「内部組織」を「組織」に改める。

第三十五條第一項の表中中央株式等評価審議会及び戦時補償特別税審査会の項を削り、

国税庁長官の諮問に応じて、臨時実地賃貸価格修正法（昭和二十四年法律第八十五号）第三條第一項に規定する基準地区に関する事項について調査すること。	基準地区調査会
国税庁長官の諮問に応じて、資産再評価法（昭和二十五年法律第　号）による再評価額又は再評価税額等に関する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。	全国資産再評価調査会

を

に改める。

第三十八條第一項中「經理部」を「徴收部」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（国税局協議団）

第三十八條の二　国税局に国税局協議団を置く。

2　国税局協議団は、国税局長に対する内国税に関する審査の請求について、所得税法その他の法律（法律に基く命令を含む。）に規定する協議を行う機関とする。

3　国税局協議団の所掌事務の細目及び組織は、政令で定める。

第三十九條の見出しを「（その他の附属機関）」に改め、同條第一項の表中地方株式等評価審議会及び不動産評価審議会の項を削り、

「

地方宅地賃貸価格調査会	国税局長の諮問に応じて、臨時宅地賃貸価格修正法第七條第一項に規定する事項を調査すること。

」

を

「

地方資産再評価調査会	国税局長の諮問に応じて、資産再評価法による再評価額又は再評価税額等に関する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。

」

に改める。

第四十一條第一項の表中増加所得税調査会及び宅地賃貸価格調査会の項を削る。

第四十八條中「支庁」を「造幣局」に改める。

第五章を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六條の次に次の一條を加える。

第七條　国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項を調査審議させるため、大蔵省に財政制度審議会を置く。

2　審議会は、大蔵事務次官及び委員十二人以内で組織する。

3　大蔵事務次官は、審議会の会長として、会務を総理する。

4　審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識又は経験のある者のうちから大蔵大臣が任命する。

5　審議会の委員は、非常勤とする。

3　証券取引法の一部を次のように改正する。

第百七十一條中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

事務局に局長を置く。

局長は、事務局の事務を総轄する。

第百七十四條及び第百七十六條中「財務部」を「財務局」に改める。

4　公認会計士法の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　雑則　第八章　罰則」を

「第七章　公認会計士試験審査会　雑則　罰則」

に改める。

第八章　第九章」

第十五條第一項を削り、同條第二項中「公認会計士試験委員」を「公認会計士試験審査会」に改め、同項を同條第一項とし、同條第三項を同條第二項とする。

第四十五條に次の二項を加える。

2　公認会計士管理委員会事務局に局長を置く。

3　局長は、公認会計士管理委員会事務局の事務を総轄する。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　公認会計士試験審査会

（設置）

第四十六條の二　公認会計士試験及び特別公認会計士試験の執行に関する事務をつかさどらせるため、公認会計士管理委員会に公認会計士試験審査会を置く。

（組織）

第四十六條の三　公認会計士試験審査会は、会長一人及び部長四人をもつて組織する。

2　公認会計士試験審査会を、第一部、第二部、第三部及び第四部の各部に分ける。

3　第一部においては第一次試験、第二部においては第二次試験、第三部においては特別公認会計士試験（第五十七條の二の規定による受験者の第五十七條第二項各号に掲げる職にあつた年数のしんしやくを含む。）の執行に関する事務をつかさどる。

（会長）

第四十六條の四　会長は、公認会計士試験審査会の会務を総理する。但し、試験問題の作成及び採点には関與しない。

2　会長は、部長及び試験委員を監督し、各試験の執行に関する事務を総理する。但し、試験問題の作成及び採点には関與しない。

3　会長に故障がある場合には、第四十二條第三項の規定により公認会計士管理委員会委員長を代理する者が、会長の職務を代理する。

（部長）

第四十六條の五　部長は、会長の指定するところにより、公認会計士管理委員会の委員をもつて充てる。

2　部長は、各部における各試験の執行に関する事務（試験問題の作成及び採点に関するものを含む。）を掌理する。

（試験委員）

第四十六條の六　公認会計士管理委員会委員長は、公認会計士試験及び特別公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、各試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、公認会計士管理委員会の推薦に基き、試験委員を任命する。

2　各部における試験委員の数は、第一部六人以内、第二部十四人以内、第三部六人以内、第四部十二人以内とし、公認会計士管理委員会の推薦に基き、公認会計士管理委員会委員長が定める。

3　試験委員は、試験問題の作成及び採点について部長を助ける。

（会長等の勤務）

第四十六條の七　会長、部長及び試験委員は、非常勤とする。

第五十八條中「公認会計士試験審査会」を「公認会計士試験審査会委員」に改める。

5　賠償庁臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「財務部」を「財務局」に、「財務部長」を「財務局長」に改める。

6　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大蔵省の項中「証券取引委員会」を「証券取引委員会　公認会計士管理委員会」に改め、「酒類配給公団」を削る。

7　政府貸付金処理に関する法律（昭和十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一項中「政府貸付金処理審議会ノ議ヲ経ル」及び第二項を削る。

8　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六條を削る。

9　戰時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「、戰時補償特別税審査会の諮問を経て」及び同條第三項を削る。

10　財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第三項中「、不動産評価審議会に諮問して」及び同條第五項を削る。

第三十條第四項中「、株式等評価審議会に諮問して」及び同條第六項を削る。

11　増加所得税法（昭和二十一年法律第六十三号）の一部を次のよう

に改正する。

第七條第一項及び第二項中「、増加所得税調査会に諮問して」並びに同條第三項及び第四項を削る。

第十條中「、第三十六條第四項」及び「、第六十六條」を削る。

第十三條を次のように改める。

第十三條　削除

12　この法律施行前にした行為については、改正前の増加所得税法第十三條の規定は、なお効力を有する。

13　所得税法の一部を次のように改正する。

附則第十三條中「、第三十六條第四項」及び「、第六十六條を削る。

14　臨時宅地賃貸価格修正法（昭和二十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三條の見出し中「及び基準地区調査会」を削り、同條第二項から第七項までを削る。

第七條を次のように改める。

第七條　削除

條十八條中「調査若しくは審査の事務に従事し、又は基準地区調査会、地方実地賃貸価格調査会若しくは宅地賃貸価格調査会の議事に参加した者が、その調査、審査又は議事」を「調査又は審査の事務に従事した者が、その調査又は審査」に改める。

15　この法律施行前にした行為については、改正前の臨時宅地賃貸価格修正法第十八條の規定は、なお効力を有する。

16　戦時喪失無記名国債証券臨時措置法（昭和十九年法律第十七号）は、廃止する。

17　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧戦時喪失無記名国債証券臨時措置法の規定は、なおその効力を有する。

18　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。

第十七條　削除

第三十二條第一項中「各省各庁は、」を「衆議院、参議院、内閣、総理府、法務府、各省、最高裁判所及び会計検査院（以下各省各庁という。）は、」に改める。

19　特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七條中「財務部」を「財務局」に改める。

20　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「財務部」を「財務局」に改める。

21　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「財務部長」を「財務局長」に改める。

22　貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「財務部長」を「財務局長」に、「財務部の支部長」を「財務部長」に改める。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔鈴木明良君登壇〕

○鈴木明良君　ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案におけるおもなる改正は、大蔵省及び証券取引委員会の所掌事務を整備し、公認会計士法の改正に即応して公認会計士管理委員会を大蔵省の外局とし、また国税庁の監察官に、その所属職員に対し職務上必要な監察を行い、かつ職務に関係ある犯罪の捜査権を有せしめることと、国税に関する審査の請求について協議を行う機関として、国税庁及び国税局にそれぞれ協議団を設置することとし、さらに本省及び外局を通じて審議会等を整理いたしておるのであります。

本案は、四月十八日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、大蔵委員会との連合審査会を開いて審査を進めたのであります。

国税庁の監察官について、部内の職員に対する犯罪の捜査権を有せしむることは妥当でないとの意見がありましたが、それらの詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて四月二十九日、討論、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

公衆浴場法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外四名提出）

クリーニング業法案（大石武一君外七名提出）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、青柳一郎君外四名提出、公衆浴場法の一部を改正する法律案及び大石武一君外七名提出、クリーニング業法案、以上の両案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

公衆浴場法の一部を改正する法律案、クリーニング業法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事中川俊思君。

公衆浴場法の一部を改正する法律案

公衆浴場法の一部を改正する法律

公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

2　都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

同條第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県が條例で、これを定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

公衆浴場法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外四名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

クリーニング業法案

クリーニング業法

（目的）

第一條　この法律は、クリーニング業に対して、公衆衛生の見地から必要な指導及び取締を行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律で「クリーニング業」とは、ドライクリーニング営業及びその他の洗たく業をいう。

2　この法律で「ドライクリーニング営業」とは、石油質溶剤を使用して衣類その他の繊維製品又は皮革製品を、「その他の洗たく業」とは、石油質溶剤以外の溶剤又は洗剤を使用して衣類その他の繊維製品を原型のまま洗たくすることを営業とすることをいう。

3　この法律で「営業者」とはクリーニング業を営む者をいう。

4　この法律で「ドライクリーニン

グ師」とは、第六條に規定する免許を受けた者をいう。

5　この法律で「クリーニング所」とは、洗たく物を処理するための営業者の施設をいう。

（クリーニング所）

第三條　営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。

2　営業者は、クリーニング所において左に掲げる措置を講じなければならない。

一　クリーニング所並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと

二　洗たく物を洗たく又は仕上を終つたものと終らないものとに区分しておくこと

三　洗たく物をその用途に応じ区分して処理すること

（ドライクリーニング師の選任）

第四條　ドライクリーニング営業の営業者で従事者十人以上を使用する者は、その従事者のうち一人以上をドライクリーニング師の中から選任しなければならない。但し、営業者がドライクリーニング師であつて自ら従事するときは、この限りでない。

（営業者の届出）

第五條　営業者は、厚生省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、設備及び従事者数を相当の期間内に都道府県知事に届け出なければならない。

2　ドライクリーニング営業の営業者にあつては、前項に規定するもの外、ドライクリーニング師の選任及び解任についても同様とする。

（ドライクリーニング師の免許）

第六條　ドライクリーニング師の免許は、都道府県知事がドライクリーニング師試験に合格した者に與える。

（試験）

第七條　ドライクリーニング師の試験は、左の各号に掲げる科目について、都道府県知事が行う。

一　衛生法規に関する常識

二　公衆衛生に関する常識

三　洗たく物の処理方法

2　都道府県知事は、少くとも毎年一回以上前項の試験を行わなければならない。

（登録）

第八條　都道府県に原簿を備え、ドライクリーニング師の免許に関する事項を登録する。

2　この法律に定めるもの外、ドライクリーニング師の免許、試験及び登録の手続に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

（健康診断）

第九條　クリーニング業の従業者は、毎年二回以上結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき、行政庁の行う健康診断を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項の健康診断の結果その従事者の就業が公衆衛生上不適当と認める場合には、期間を定めてその業務を停止することができる。

（立入検査）

第十條　都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に、クリーニング所に立ち入り、第三條及び第四條に規定する措置の実施状況を検査させることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定により当該吏員に立入検査をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

（営業停止、閉鎖処分）

第十一條　都道府県知事は、営業者が第三條及び第四條の規定に違反したときは、期間を定めてその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖を命ずることができる。

（免許取消）

第十二條　都道府県知事は、ドライクリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

（聴聞）

第十三條　都道府県知事は、前二條の処分をしようとするときは、当事者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2　都道府県知事は、前項の聴聞を行う場合には、前二條の処分の原因と認められる事実又は違反行為並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに当事者に通知しなければならない。

3　都道府県知事は、当事者又はその代理人が、正当な理由がなく聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を行わないで前二條の処分をすることができる。

（権限の行使）

第十四條　第五條及び第九條から第十三條までの都道府県知事の権限に属する事項（但し、第十二條及び第十三條については、免許の取消の場合を除く。）は、保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定に基く政令で定める市については、市長がこれを行うものとする。

2　この法律の規定に基く都道府県知事又は市長の権限の行使については、その所属の衛生主管部局長及びその所属の職員がこれを補助するものとする。

（罰則）

第十五條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第五條の規定による届出をしなかつた者

二　第九條第二項の規定による業務停止の処分に違反した者

三　第十一條の規定による営業停止又はクリーニング所閉鎖の処分に違反した者

第十六條　第十條第一項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一千円以下の罰金に処する。

第十七條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の刑を科する。但し、法人の役員（理事、取締役その他これに準ずべき者をいう。）又は人（人が無能力者であるときは、その法定代理人とする。）がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、相当の注意及び監督を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附　則

この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。但し、第四條の規定は、昭和二十七年六月三十日までは適用しない。

クリーニング業法案（大石武一君外七名提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

（中川俊思君登壇）

○中川俊思君　ただいま議題となりました公衆浴場法の一部を改正する法律案及びクリーニング業法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず公衆浴場法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正法案の提案理由並びにその内容を簡単に申し上げますれば、国民大衆の日常生活において公衆浴場がきわめて重要な役割を果しておる事実にかんがみ、その配置を適正ならしめ、できる限り多くの人々にこれを利用する便宜を與えるとともに、その濫設を適宜に調節することによつて浴場の経営を健全ならしめ、ひいては衛生的施設を充実せしめることは、公衆衛生上きわめて重要であります。かかる見地から、厚生省は、都道府県知事に対し、公衆浴場の新設許可にあたつては配置の適正を期するように措置すべきことを指示しておるのでありますが、現行の公衆浴場法第二條第二項の規定では、都道府県の條例または規則で公衆浴場の距離制限を実施して行く上に法律的にややむりな点があり、このため各地方でしばしば問題が起きておりますので、今回同條文を改正して、浴場

の適正配置につき明確に規定しようとするものであります。なお設置場所の配置の基準につきましては、都道府県が條例をもつて定めることといたしておるのであります。

本法案は、本月二十九日、本委員会に付託せられ、提案者青柳委員より提案理由の説明を聽取したのち、ただちに審議に入り、熱心なる質疑応答の後、討論を省略し採決に入りましたところ、本法案は満場一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

次にクリーニング業法案について御報告申し上げます。

従来クリーニング業に対しましては、特にその取締り指導を行うべき法令もなく、自由に放任されていたのでありますが、国民大衆が生活の合理化のために衣服をクリーニングに依頼する必要はますます増大している状況にありますのと、クリーニングの業務が直接身体に接触するものを取扱うことが多いので、国民の健康並びに衛生に及ぼす影響の甚大なるにかんがみ、公衆衛生上の見地から必要な指導及び取締りを行い、その経営を公共の施設に適合させようとするのが、本法案の提出理由であります。

本法案の内容のおもなる点を申し上げますと、第一に、本法の適用範囲をドライクリーニング営業及びその他の洗濯業に限定したことであります。けだし、この部門における初めての立法である関係上、必要の最小限度の範囲にとどめたわけであります。第二に、本法においては、営業者に対し、その施設及びその依頼された洗濯物の取扱いについて、公衆衛生上必要な措置を行うことを要求するとともに、十名以上の従業者を使用するドライクリーニングの営業者に対しては、試験に合格して免許を受けたドライクリーニング師を少くとも一名採用しなければならないこととしたのであります。第三に、ドライクリーニング師の免許制度を創設したことであります。試験は都道府県知事によつて毎年一回実施せられるのでありますが、その主眼とするところは、公衆衛生及び洗濯物の処理方法等ドライクリーニング取扱い上必要とする一般知識について行い、クリーニング従事者の素質の向上をはかるとともに、その身分を法的に確保しようとするものであります。第四に、クリーニング業に対する行政監督は原則として都道府県知事とし、一部大都市においては市長としたことであります。これらの監督機関は、法律の規定により定期の健康診断及び立入り検査を行うことができるようにするとともに、違反者に対しては営業停止、閉鎖処分及び免許取消し処分等の強制手段を用いることができることにいたしまして、公衆衛生上の監督指導の徹底を期したのであります。

本法案は、本月二十八日、本委員会に付託せられ、二十九日、提案理由の説明を聽取した後、質疑を打切り、討論を省略して採決に入りましたところ、満場一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。

○議長（幣原喜重郎君）　両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

外資に関する法律案（内閣提出）

外資委員会設置法案（内閣提出）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、外資に関する法律案及び外資委員会設置法案の両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

外資に関する法律案、外資委員会設置法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。経済安定委員長小野瀬忠兵衛君。

外資に関する法律案

外資に関する法律

目次

第一章　総則（第一條―第九條）

第二章　外国資本の投下の届出又は認可（第十條―第十四條）

第三章　外国資本の投下に伴う送金（第十五條・第十六條）

第四章　外国資本の保護（第十七條）

第五章　外国投資家の投資及び事業活動の調整（第十八條・第十九條）

第六章　雑則（第二十條―第二十五條）

第七章　罰則（第二十六條―第二十九條）

附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、日本経済の自立とその健全な発展及び国際收支の改善に寄與する外国資本に限りその投下を認め、外国資本の投下に伴つて生ずる送金を確保し、且つ、これらの外国資本を保護する適切な措置を講じ、もつてわが国に対する外国資本の投下のための健全な基礎を作ることを目的とする。

（外国資本の投下の原則）

第二條　わが国に対する外国資本の投下は、できる限り自由に認められるべきものとし、この法律に基く届出又は認可の制度に、その必要の減少に伴い逐次緩和又は廃止されるものとする。

（定義）

第三條　この法律又はこの法律に基く命令の適用を齊一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従うものとする。

一　「外国投資家」とは、左に掲げるものをいう。

イ　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六條第一項の非居住者（法人を除く。）

ロ　外国法に基いて設立された法人その他の団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体。但し、外資委員会の指定するものを除く。

ハ　イ又はロに掲げるものが直接又は間接に株式又は持分の全部を所有している法人その他の団体

ニ　イ又はロに掲げるものが実質的に支配している法人その他の団体

ホ　イからニまでに掲げるもの の外、外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）第二條第一項に掲げるもの

二　「本邦」、「外国」、「本邦通貨」、「外国通貨」、「居住者」、「対外支拂手段」及び「財産」とは、外国為替及び外国貿易管理法第六條第一項の本邦、外国、本邦通貨、外国通貨、居住者、対外支拂手段及び財産をいう。

三　「技術援助契約」とは、工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定、工場経営に関する技術の指導その他外資委員会の指定するもの（以下「技術援助」という。）に関する契約で、その対価の支拂の期間が一年をこえるもの又は当該契約の更新の結果当該期間が通じて一年をこえるに至るものをいう。

2　前項第一号ハ又はニの法人その他の団体に該当するかどうか明白でない場合は、外資委員会の定めるところによる。

（対外の貸借及び收支に関する勘定）

第四條　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、対外の貸借及び收支に関する勘定を作成し、これを明確にしておかなければならない。

2　大蔵大臣は、前項に規定する勘定を定期的に内閣に報告しなければならない。

3　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、関係行政機関その他の者に対し、第一項に規定する勘定の作成に関し必要な資料の提出を求めることができる。

（負債超過又は支拂困難のおそれのある場合の措置）

第五條　大蔵大臣は、前條に規定する勘定に基いて、対外負債が対外資産を著しく超過し、新たな外国資本の投下に伴つて必要な外国へ向けた支拂（対外支拂手段による支拂を含む。以下同じ。）が困難となるおそれがあると認めるときは、内閣に対してその旨を報告しなければならない。

2　外資委員会又は主務大臣は、前項の報告があつた場合においては、内閣が当該報告に基いてその方針を決定するまでは、外国投資家に対して新たな負債を負い又は当該負債に基いて外国へ向けて新たな支拂をする行為に対して、許可、認可、承認その他の処分をしてはならない。

3　外資委員会又は主務大臣は、内閣が第一項の報告に基いてその方針を決定した場合においては、外国投資家に対して新たな負債を負い又は当該負債に基いて外国へ向けて新たな支拂をする行為に対して許可、認可、承認その他の処分をするときは、当該方針に従つてこれらの処分をしなければならない。

4　前二項の規定は、外資委員会又は主務大臣が法令に基いて既に行つた許可、認可、承認その他の処分によつて外国投資家が取得した権利を侵害するものと解してはならない。

（外国為替予算に関する措置）

第六條　関係審議会は、第四條に規定する勘定を参しやくして、この法律に規定する契約により外国投資家に対して負担する負債に基いて外国へ向けた支拂をすることのできる額を外国為替予算に計上しなければならない。

（援助希望技術の公表）

第七條　外資委員会は、外資委員会規則で定めるところにより、外国投資家からの技術援助を希望する技術の種類を公表しなければならない。

2　外資委員会は、前項の規定により公表した技術の種類を随時変更することができる。

（認可、許可又は勧告の基準）

第八條　外資委員会又は大蔵大臣がこの法律に規定する契約について認可又は許可をする場合の基準は、左の通りとし、その認可又は許可に当つては、国際収支の改善に有効に寄与するものを優先させなければならない。

一　直接又は間接に国際収支の改善に寄与すること。

二　直接又は間接に重要産業又は公益事業の発達に寄与すること。

三　重要産業又は公益事業に関する従来の技術援助契約の更新又は継続に必要であること。

2　外資委員会又は大蔵大臣は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律に規定する契約について認可又は許可をしてはならない。

一　契約の條項が公正でない場合又は法令に違反する場合

二　契約の締結又は更新が、詐欺、強迫又は不当な圧迫によると認められる場合

三　日本経済の復興に悪影響を及ぼすものと認められる場合

四　社債、貸付金債権、株式又は持分の取得の対価として本邦通貨を用いる場合に、当該本邦通貨が、当該取得のために対外支拂手段を合法的に交換して得たもの、本邦における正当な事業活動により取得したものでない場合

3　前二項の規定は、この法律の規定に基いて外資委員会が許可、認可又は承認をすべき旨の勧告をする場合に準用する。

（送金條項の表示）

第九條　外国投資家が技術援助の対価又は社債若しくは貸付金債権の利子若しくは元本の償還金を外国へ向けた支拂によつて受領しようとするときは、技術援助契約又は社債の引受若しくは貸付に関する契約の中において、その旨が明らかにされなければならない。

2　外国投資家が配当金又は社債の利子若しくは元本の償還金を外国へ向けた支拂によつて受領しようとするときは、当該配当金、利子又は元本の償還金を生ずる株式、持分又は社債の取得について外資委員会の認可を申請する書面の中において、その旨が明らかにされなければならない。

第二章　外国資本の投下の届出又は認可

（技術援助契約の認可）

第十條　外国投資家及びその相手方は、技術援助契約を締結し、又は更新（当該更新の結果、その対価の支拂の期間が通じて一年をこえるに至るものに限る。以下同じ。）しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、外資委員会の認可を受けなければならない。

（株式又は持分の取得の認可又は届出）

第十一條　外国投資家は、日本の法令により設立した法人の株式又は持分を取得しようとするとき（次項の規定により届け出なければならない場合を除く。）は、外資委員会規則で定めるところにより、外資委員会の認可を受けなければならない。

2　外国投資家は、日本の法令により設立した法人の株式又は持分で左の各号の一に該当するものを取得しようとする場合であつて、当該株式又は持分の配当金を外国へ向けた支拂により受領しようとしないときは、外資委員会規則で定めるところにより、あらかじめその旨を外資委員会に届け出なければならない。

一　適法に所有する株式又は持分に対し新たに割り当てられた株式又は持分

二　他の外国投資家から譲り受ける株式又は持分

3　前項の規定は、外国為替及び外国貿易管理法の規定による制限を排除するものではない。

4　第一項及び第二項の規定は、連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）又は連合国財産の返還等に関する件（昭和二十一年勅令第二百九十四号）の規定に基き外国投資家が株式の回復又は持分の返還を受ける場合については適用しない。

第十二條　前條第一項の規定により外資委員会が株式又は持分の取得を認可するには、政令で定める場合を除いては、当該取得が左の各号の一に該当する場合でなければならない。

一　当該法人の財産の増加をもたらすものである場合

二　当該法人の財産の増加をもたらさないものである場合においては、当該取得が外国投資家の投資計画の一部であり、且つ、その取得の対価たる本邦通貨が当該取得のために対外支拂手段を合法的に交換して得たものである場合

（社債の取得等の認可）

第十三條　外国投資家は、日本の法令により設立した法人の社債又は貸付金債権を取得しようとする場合において、当該取得が外資委員会の認可を要する他の事項とともに行われるときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該取得について外資委員会の認可を受けなければならない。

2　前項の認可の申請があつた場合においては、外国為替及び外国貿易管理法の規定による大蔵大臣への許可の申請があつたものとみなす。

3　外資委員会は、前項の規定によりあつたものとみなされる申請に基く大蔵大臣の許可があつた後でなければ、第一項の認可をすることができない。

（條件の指定）

第十四條　外資委員会は、この法律の規定による認可をするに際し、必要な條件を附することができる。

2　外国為替及び外国貿易管理法に規定する主務大臣が、この法律の規定により外資委員会の認可を要する事項に伴う外国へ向けた支拂に関し附すべき條件を外資委員会に指示したときは、外資委員会は、これを前項に規定する條件の中に包含させなければならない。

第三章　外国資本の投下に伴う送金

（技術援助の対価等の送金）

第十五條　第九條の規定により技術援助の対価、配当金、利子又は元本の償還金を外国へ向けた支拂により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたときは、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により当該外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、前條の規定により外資委員会が條件を附した場合においては、当該條件に従わなければならない。

2　前項の規定は、政令で定める場合を除いては、対外支拂手段の交換によつて得た本邦通貨又は対外支拂手段と同等の価値のある物のいずれかによる以外の外国資本の投下に基く配当金、利子又は元本の償還金の外国へ向けた支拂については適用しない。

（事業活動に伴う利潤の送金に関する勧告）

第十六條　居住者の本邦における適法な事業活動により生ずる利潤の外国へ向けた支拂の許可に関する事項については、主務大臣は、あらかじめ外資委員会に付議しなければならない。この場合において、外資委員会は、この法律の規定により認可を要する事項に伴う外国へ向けた支拂に比し公平な取扱がなされることを確保するため、必要な勧告をするものとする。

2　前項の規定は、事案の軽微なものその他外資委員会規則で定めるものについては適用しない。

3　主務大臣は、第一項に規定する許可をする場合には、外資委員会の勧告を尊重しなければならない。

第四章　外国資本の保護

（外国資本の保護）

第十七條　この法律の施行後、政府、地方公共団体その他権限のある者が、外国為替及び外国貿易管理法以外の法律で定める手続に基いて、外国投資家が本邦において適法に所有する財産の全部又は一部を收用し、又は買收したときは、当該收用又は買收により外国投資家の受領すべき対価に相当する金額の外国へ向けた支拂を確保するため、当該対価の受領の日から一年を経過する日までの間、必要な資金が外国為替予算に計上されなければならない。

2　外国投資家が前項の規定により外国為替予算に計上された資金を使用する場合は、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により外国へ向けた支拂を認められたものとする。

3　外国投資家が株式又は持分の所有により実質的に支配している法人の財産の全部又は一部について、第一項に規定する收用又は買收がなされた場合における当該株式又は持分に対しては、別に法律で定めるところにより、前二項に準じて取り扱うものとする。

第五章　外国投資家の投資及び事業活動の調整

（内閣への付議）

第十八條　国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項及び第二十四條の行政機関で公正取引委員会以外のものをいう。以下同じ。）は、外国投資家の投資又は事業活動に関する重要事項につき内閣の決定を求めようとするときは、あらかじめ外資委員会の議に付さなければならない。

2　外資委員会は、前項の場合においては、当該事項についての意見を内閣に送付するものとする。

（外資委員会の勧告）

第十九條　国の行政機関は、外国投資家の投資又は事業活動に関し許可、認可、承認その他の行政処分をしようとするときは、あらかじめ外資委員会に付議して、その勧告を求めなければならない。但し、事案の軽微なものその他外資委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

2　国の行政機関は、前項の行政処分をする場合には、外資委員会の勧告を尊重しなければならない。

第六章　雜則

（不服の申立）

第二十條　この法律の規定による外資委員会の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて外資委員会に対して不服の申立をすることができる。

（聽聞）

第二十一條　外資委員会は、前條の規定による不服の申立を受理したときは、当該申立をした者に対して、相当な期間を置いて予告をした上、聽聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聽聞に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（決定）

第二十二條　外資委員会は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者及び利害関係人に送付しなければならない。

（手続規定）

第二十三條　不服の申立、予告、聽聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

（報告）

第二十四條　外国投資家又はその相手方は、この法律の規定による届出をして、又は認可を受けて、契約を締結し、若しくは更新し、又は株式、持分、社債若しくは貸付金債権を取得したときは、外資委員会規則で定めるところにより、外資委員会に報告しなければならない。

（公正取引委員会の権限等）

第二十五條　この法律の規定及びこの法律の規定に基く外資委員会の権限は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の規定及びこれらの法律の規定に基く公正取引委員会の権限を変更するものと解してはならない。

第七章　罰則

第二十六條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十條の規定に違反した者

二　第十一條第一項の規定に違反した者

三　第十三條第一項の規定に違反した者

第二十七條　第十一條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項に規定する株式又は持分を取得した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八條　第二十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十九條　法人（第三條第一項第一号に規定する団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務又は財産に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

2　第三條に規定する団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において政令で定める。

2　第十條に規定する契約について、同條の規定による認可を受けたときは、当該契約に基く財産の取得については、外国人の財産取得に関する政令第三條第一項の規定を適用しない。

3　この法律の施行前に外国人の財産取得に関する政令の規定に基き外国人から株式又は持分の取得の

申請があり、まだ外資委員会の認可又は不認可の処分のないものについては、当該申請に係る事項が第十一條第二項の規定による届出を要するものである場合には、同項の規定による届出が、その他の場合には、同條第一項の規定による認可の申請があつたものとみなす。

4　外国人の財産取得に関する政令の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「株式若しくは持分又は」を削る。

第六條第二号中「又は連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）」を削り、「返還請求権」を「返還又は回復の請求権」に改め、同條第五号を次のように改める。

五　削除

第十條第一項中「ジエー・アンド・ピー・コウツ・リミテツドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号）又は連合国財産である株式の回復に関する政令」を「又はジエー・アンド・ピー・コウツ・リミテツドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号）」に、「譲渡又は回復」を「又は譲渡」に改める。

5　前項の規定による改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定に違反する行為でこの法律の施行前にしたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

外資に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

外資委員会設置法案

外資委員会設置法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、外資委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、経済安定本部の外局として、外資委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第三條　外資委員会は、日本経済の自立とその健全な発展を図り、国際収支の均衡を維持するため、わが国に対する外国資本の適正な投下を促進することを目的として、左に掲げる事務をつかさどる。

一　わが国に対する外国資本の投下に関する重要案件で閣議において決定することを必要とするものについて、あらかじめ審議し、内閣に対し意見を述べること。

二　わが国に対する外国資本の投下に関する案件で関係各行政機関から付議されたものにつき、これを審議し必要な勧告を行うこと。

三　外国投資家の技術援助及び事業活動の審査に関すること。

四　外国投資家の株式その他の財産の取得の審査に関すること。

五　外国政府の不動産に関する権利の取得の審査に関すること。

六　わが国に対する外国資本の投下の状況その他必要な事項を内閣に報告すること。

七　わが国に対する外国資本の投下に関する重要政策に関し、内閣総理大臣及び関係行政機関に意見を提出すること。

（権限）

第四條　委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為及び支拂をすること。

二　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

三　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

四　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

五　委員会の公印を制定すること。

六　所掌事務に関し報告を徴すること。

七　外資に関する法律（昭和二十五年法律第　号）に基き、技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し認可を與え、又は届出を受理すること。

八　外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）に基き、外国人の不動産その他特定の財産の取得につき認可を與えること。

九　外国人の事業活動に関する政令（昭和二十五年政令第三号）に基き、外国人の特定の事業活動の開始につき許可を與えること。

十　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）に基き、外国政府の不動産に関する権利の取得等につき承認を與えること。

十一　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き外資委員会に属せしめられた権限

（組織並びに委員長及び委員）

第五條　委員会は、委員長及び委員六人以内をもつて組織する。

2　委員長は、経済安定本部総務長官をもつて充てる。

3　委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　大蔵省を代表する者一人

二　通商産業省を代表する者一人

三　外国為替管理委員会を代表する者一人

四　学識経験がある者三人以内

4　前項第四号に掲げる委員は、経済安定本部総裁が任命し、同項第一号から第三号までに掲げる委員は、それぞれ当該各号に掲げる行政機関の長の申出に基いて経済安定本部総裁が任命する。

5　委員は、非常勤とする。

6　委員会は、その権限を行う場合において、その事項が委員の代表する各省各庁以外の行政機関の所管に係るときは、あらかじめ当該行政機関の意見を徴しなければならない。

（委員長）

第六條　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2　委員長は、あらかじめ、委員のうちから委員長に事故がある場合に代理する者を定めておかなければならない。

（議事）

第七條　委員会の議事は、委員の過半数をもつて決定する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。但し、議題となつた事項を所管する行政機関を代表する委員の反対があるときは、当該事項については、決定することができない。

2　前項但書に該当する案件については、委員会は、内閣の指示に従わなければならない。

3　前二項に定めるもの外、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

（外資委員会規則）

第八條　委員会は、その所掌に属する事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは、政令の特別の委任に基いて、外資委員会規則を制定することができる。

2　外資委員会規則は、官報をもつて告示する。

（事務局）

第九條　委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2　事務局の長は、事務局長とする。事務局長は、委員会の指揮監督を受け、事務局の事務を掌理する。

3　事務局長その他事務局の職員は、行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）に規定する定員の範囲内で置かれる者を除く外、関係各省各庁の職員のうちから、事務局に常時勤務すべきことを命ぜられた者をもつて充てる。

（日本銀行による事務の取扱）

第十條　委員会は、政令で定めるところにより、日本銀行に委員会の事務の一部を取り扱わせることができる。

2　前項の規定により日本銀行に事

務の一部を取り扱わせる場合において、当該事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とする。

（事務局の職員）

第十一條　事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

附　則

1　この法律は、外資に関する法律の施行の日から施行する。

2　外国人の財産取得に関する政令の一部を次のように改正する。

第十一條から第十八條までを次のように改める。

第十一條から第十八條まで　削除

3　改正前の外国人の財産取得に関する政令に基く外資委員会並びにその機関及び職員は、この法律に基く外資委員会並びにその相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続する。

4　経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四條中「外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）」を「外資委員会設置法（昭和二十五年法律第　号）」に改める。

外資委員会設置法案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

○小野瀬忠兵衛君　（小野瀬忠兵衛君登壇）

ただいま議題となりました外資に関する法律案並びに外資委員会設置法案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この外資に関する法律案は、わが国経済の自立とその健全な発展をはかり、かつ国際收支の均衡を維持するためにきわめて必要なる民間外資の導入に関する法律案であります。

本案の内容について申し上げますと、第一は外国資本の投下に関する原則でありますが、外資導入は一定の選択基準に従つて認めることにいたしますけれども、これをできるだけ促進するため、外資に対して加えられている各種の制限や認可制度を、その必要の減少に伴つて逐次緩和ないし廃止して参る根本方針であります。

第二は、外資導入に伴つて生ずる海外送金を確保する措置を定めたことであります。現在外資導入を阻害している最も大きな原因の一つは、資本の投下に伴つて生ずる海外送金が将来はたして確実に実行できるかどうかが不明確な点であります。そこで本法においては、わが国経済の自立と発展のため導入を必要と認める外資につきましては、爾後それに伴つて生ずる海外送金が実質的に確保されるようにいたしたのであります。すなわち、外国投資家が技術援助契約を締結し、株式、社債もしくは貸付金、債権等を取得しようとする場合には外資委員会に認可を申請し、外資委員会は、その投資が国際收支の改善に寄與するかいなか、重要産業または公益事業の発展に寄與するかいなか、また契約の條項が公正であるかいなか、詐欺、強迫に基くものでないかいなか等の点について審査し、認可を與えるかいなかを決定いたすのであります。右の審査によつて認可を受けた場合は、技術援助契約に基く特許料、株式の配当金、社債、貸付金の利子または元本の償還金等の海外送金は、あらためて為替管理上の許可を受ける必要がなく、自由に認められることとなるのであります。

第三は、将来被投資国が強制收用等の措置に出で、その投下資本の回收が不可能になりはしないかという外国投資家の抱く不安を除去するために、外国投資家がわが国において適法に所有する財産権が公権力によつて收用等をされた場合に、その補償金の海外送金を実質的に確保する措置を講ずることとしたのであります。

第四は、関係審議会は確保すべき海外送金の額を外国為替に計上すべきこと、及び負債超過の場合に内閣は応急の措置をとるべきこととし、その準備措置として大蔵大臣が対外の貸借及び收支に関する勘定を作成しておくべきこととして送金確保の裏づけとしたのであります。

その他本法においては、外資委員会が技術援助を希望する技術の種類を公表すべきこと、外資に対する行政処分に関して、外資委員会がその主管官公庁に対して意見を述べまたは所要の勧告を行うべきこと、外資委員会の処分に対する不服申立ての手続、外国投資家の外資委員会に対する報告手続及び罰則等を定めております。

次に外資委員会設置法は、右の外資に関する法律の施行に伴いまして、昨年三月外国人の財産取得に関する政令に基いて設置せられました現在の外資委員会の組織、職務権限等につき、これを法律によつて的確にする必要があるので提出されたのであります。

本法案によつて従来と異なつた規定の設けられました点は次のようであります。第一は、外資委員会の所掌事務及び権限を明確にし、外資に関する法律に基く職務、権限を加えたのであります。第二は、外資委員会の組織を簡素化かつ民主化いたしたことであります。すなわち、委員長は従前通り経済安定本部総務長官が充てられますが、委員は従来関係各省の事務次官及び公正取引委員会の委員、合計七人であつたのを、大蔵、通商産業の両省及び外国為替管理委員会を代表する者各一人と、学識経験者三人以内、合計六人以内をもつて組織することといたしたのであります。

本二法案につきましては、去る四月二十六日、提案理由の説明を聽取し、引続き翌二十七日及び二十八日、二十九日に審議をいたしました。委員会においては、本法がわが国経済の自立と再建に重要なるのみならず、国際経済関係におけるわが国将来の発展に対し決定的なる影響を及ぼす重大法案でありますので、最も愼重に審議に当り、きわめて熱心なる質疑が行われました。ことに外資を導入すべき産業の種類や、外国投資家に対する処遇のいかんによつてわが国の産業が圧迫を受けることがないか、外国投資家に対する多額の送金確保のために外国為替予算に支障がないか等について詳細なる質疑応答がなされましたが、いずれも外資委員会の適切なる運営によつてさしつかえがない旨の答弁がありました。また外国投資家のうちに非居住の在外邦人を含むかとの質問に対しては、これを含む旨の答弁がありました。

次いで討論に入りましたが、小川委員は自由党を代表して賛成の意見を述べられ、笹山委員は、運営につき特に注意すべきことを希望して賛成の意見を述べられました。また米原委員は共産党を代表し、成田委員は社会党を代表していずれも反対の意見を述べられました。

次に採決に入りましたが、多数をもつて本法案は原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　討論の通告があります。順次これを許します。成田知巳君。

（成田知巳君登壇）

○成田知巳君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました外資に関する法律案及び外資委員会設置法案に対し一括反対の意見を申し述べるものであります。

本法案は、いわゆる後進地開発計画、未開発地開発計画が実施に移されます場合、投資條約におきまして規定さるべき外国投資の保証方法を法律で定めんとするものでありまして、当然講和会議により自主権を獲得したあかつき、対等の立場で條約をもつて規定すべき事項を、占領下において日本の法律をもつて規定せんとするものであるところに重大な意味を有するのであります。何を急いでかかる措置に出ずるか、政府の意図はまつたく理解するに苦しむのであります。しかも、かくのごとき重要法案を、会期終了あと一週間に迫りました去る二十六日に突如提案しておきながら、会期切迫を理由といたしまして、公聽会を開いて広く民間の意見を聞くこともなく、十分法案の審議検討の時日も與えずして、多数の力でしやにむに通過せしめんとする政府並びに與党の態度こそは、まさに国会の審議権を蹂躙するものといわねばなりません。

吉田内閣成立以来制定されました数多くの法律を見ましても私たちの痛感いたしますことは、法律の内容において、またその形式において、だん／＼日本の法律という感じが薄くなつて参つた点であります。日本の法律は、申すまでもなく日本人の手によつて、日本人のためにつくらるべきでありますが、最近の諸法律、たとえばかの職階法、外国人の租税減免のための租税特

別措置法の改正法律、外国為替及び外国貿易管理法、電力事業再編成に関する法律案、さらにはまた今回の法案等、一体どこの国の政府が、どこの国の国民のためにつくつているのか、了解に苦しむものであります。（拍手）

本法案第一條は、本法の「目的」として、日本経済の自立と、その健全な発展及び国際收支の改善に寄與する云々どうたつてありますが、この法案について、しさいに検討いたすとき、この日本経済云々という文句から日本という文字をとり去つた方が法案の内容と一致するように考えるのであります。

本法案の骨子は、外国資本の投下に対しまして、第一に、その元本、利子、配当、利潤等の本国送金を自動的かつ優先的に認めるとともに、第二に、外国人財産の特別保護をなさんとするものであります。これがために、法案は、まず第六條及び第十五條におきまして、外国投資家が自国へ送金せんとする元本、利子、配当、利潤の額を外国為替予算に計上するとともに、右の金額は、たとい外国為替予算が全体として赤字となつた場合でも優先的に送金を保証するものであります。次に第十七條におきまして、外国投資家が、わが国において、法律の定むるところによりその財産の全部または一部が收用されまたは買收された場合において、その外国資本家の受領する対価相当額の金額を一箇年間外国為替予算に計上し、第一の場合と同様、外国為替予算が全体として赤字になつても本国送金は優先的に取扱われることになつております。

さきに衆議院を通過した外国人の租税減免に関する特別措置法改正法と考え合せますときに、現在わが国の中小企業はもちろん、相当大規模のものまでも、吉田内閣の誤れる財政経済政策の結果、重税と金詰まり、国内購買力の激減のため破産、倒壊続出している今日、これはまことに至れり盡せりの外国資本の保護ぶりであり、いまだ世界各国にその例を見ない珍しい法律だと申さねばなりません。現に、一九四七年、米国が中国と結んだ投資條約、あるいは昨年イタリアと結んだ投資條約は、米国が結んだこの種條約の中で最も有利な條件であると言われていますが、それでさえも、米国人が中国、イタリアで、中国人、イタリア人と同一條件で事業活動ができると規定されているに過ぎません。米国国務省官辺ですら、本法案の定めるがごとき、ほとんど無條件ともいうべき利潤送金保証を規定する條約は、いかなる国の政府といえども、責任ある政府はこれを締結しないだろうとさえ言つていることを知らねばなりません。

提案理由の説明を聞きますと、現在外資導入を阻害している最大の原因は、資本投下によつて生ずる利益の本国送金がはたして確実に実行できるやいなや不明の点にあるのだから、本法案により海外送金を確保すれば大いに外資導入を期待できると言つているのでありますが、問題は、しかく簡單ではございません。水の低きにつくがごとく利潤を追求して移動するのが資本の運動法則であります。敗戰の結果、国内市場は極度に狭隘となり、加うるに吉田内閣の誤れる超均衡予算により国内の有効需要が激減し、深刻なるデフレ状態に突入している日本経済の現段階において、本法でいかに外国送金を保証しても、純経済的見地からする外資投資がはたして期待することができるでありましようか。かかる悪條件下においても、もし本国送金を保証しさえすれば、経済の合理性を無視してでも日本に投下される資本が必ずあるはずだ、それをば政府は期待しているのであるとすれば、その資本投下こそは、決してわが国産業全般の復興に役立つものではなく、わが国巨大独占資本と外国資本の結び付きによる資本投下であり、その背後には政治的意図を有するものであるといわねばなりません。これこそ、日本経済の復興という民族的利益よりも、外国資本と結び付いた独占資本の階級的利益を重しとする吉田内閣、自由党政策の端的な現われだと申さねばなりません。

現在、わが国の中小の貿易業者及びこれに従事する労働者は、一ドル三六〇円レートという円高レートのもとにおいて、低賃金と労働強化、下請單価の切下げ等の日本的、原始的産業合理化を強要されながらも、輸出振興に努めています。まさに中小企業者及び労働者は、みずからの肉をそぎ、骨を削つて外貨を獲得しているのであります。本法案は、このたつとき犠牲の結晶である外貨を事実上外国資本に優先的に献上するものであり、外資導入、日本経済再建の美名のもとに日本産業を破壊さすものであります。私たちは、わが国小企業を保護育成することこそ日本産業復興の先決問題であるとの見地から、以上申し上げた理由により、外資に関する法律案と題するも、実は外国資本と、これに結び付いた日本の巨大資本の保護法案にすぎない本法案に、絶対反対の意見を開陳するものであります。

○議長（幣原喜重郎君）　小川平二君。

〔小川平二君登壇〕

○小川平二君　ただいま議題となりました外資に関する法律案並びに外資委員会設置法案に対し、自由党を代表して賛成の意を表するものであります。

戰後、経済の復興と自立のために民間外資導入の促進が強く要望されて来ましたことは、御承知の通りでございます。最近、日本経済の本格的な再建が日程に上り、他面アメリカの対日経済援助が漸減する見通しが明らかとなりますとともに、その必要が一層痛感されておるのであります。しかるに、戰後五年のわが国の政治的、社会的、経済的状態は、これを阻害するさまざまな悪條件に満ちていたのであります。もとより資本は、本来純粋に経済的な合理性を追求するものでありますから、安全性と收益性と移動の自由が確保されぬ限り、その導入を期待し得ないことはもちろんであります。インフレの高進、賠償問題の未確定、集中排除の問題、独占禁止法、加うるに煩瑣な統制法規の存在等はいずれも外資の導入をはばむ要因として作用していたのであります。

しかるに、ドッジ・ラインに沿つての経済安定施策の強力な実行によつてインフレは終息し、統制は大幅に解除され、為替レートの設定も見、さらに独禁法は過ぐる第五国会において緩和され、集中排除も一段落し、賠償の問題に関しても、アメリカ政府より賠償撤去中止の指令がなされる等、外資の導入のための基礎的な條件がようやく充足されるに至つたのであります。この外資に関する法律案は、受入れ態勢の法的、技術的な仕上げとして重要な意義を持つものというべきであると考えるのであります。

本来、外国資本の投下はできる限り自由に認められるべきであります。導入される外資が、みずからの危險において、みずからのリスクにおいて入つて来るというのが本来の筋道であるわけであります。本法律案は、一定の認可基準、すなわち日本経済の発展と国際收支の改善に寄與するものという認可基準によつて導入される資本を撰択し、導入外資に一定のわくを設ける反面において、一たび導入された資本に対しては、その利子、利潤の送金はこれを確保するということを骨子とするものでありまして、わが国経済の現段階に対応した措置として適切なものと申すべきであります。なお今日までの実績に徴しても、今後の見通しから申しましても、当面主要な問題となることが予想されます技術の導入に関しては、外資委員会が民間の希望をも徴して、援助を希望する技術の種類を公表することによつて投資国にあらかじめ目安を與えることとなつておるのであります。

要するに本法律案は、内外の要望にこたえて、民間外資導入の促進という喫緊の課題を解決するために当然に必要不可欠な法的措置を行おうとするものであります。この意味において、本案に全面的な賛意を表するものであります。

次に外資委員会設置法案は、外資に関する法律案の施行に伴い外資委員会の組織、職務、権限等を明確にするための当然の措置であり、外資委員会の構成に関しても、専門的知識を有する委員からなる簡素な組織による能率的な運営をはかつておりますことは、まことに適切なものとして賛成の意を表する次第であります。

外国資本の導入によつて、日本経済がただちに全面的な支配を受ける、あるいは植民地化するというような、素朴な、公式的な論議が行われておりますが、この種の論議は多分に宣伝的な意図を含んでおり、実証と分析に基いた公平な議論と申し得ないことはもちろんでございます。過去の日本においても外資は入つております。およそ近代国家で、外国資本の援助なくして産

業の基礎を築いた事例は存在いたしません。ソ連といえども往年アメリカの資本を仰ぎましたが、これによつてソ連が植民地化したということをいまだ聞かないのでございます。過去の実績を食いつぶして参りました日本経済が、この際外資の導入に成功しないならば、自立の達成は不可能でありまして、そのことこそ政治的独立の喪失であり、植民地化を意味するものにほかならないと言わざるを得ません。この種の、まことに素朴なる公式的、小児病的論議を反駁いたしまするために、これ以上多言を費す必要を感じないのでございます。

もとより、この二つの法律の運営いかんはわが国経済の前途に至大の影響を與えることは申すまでもありません。従つてその運営にはあとう限りの愼重を期せられんことを政府に切望いたしまして賛成討論を終ります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　米原昶君。

〔米原昶君登壇〕

○米原昶君　私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま上程されました二つの法案に対し反対の意見を述べるものであります。

この二つの法案は、先ほど成田君からも指摘されました外国人課税に対する特別措置法とともに、卑屈な態度で外国資本を特別に優遇せんとするところのものでありまして、この法案自体がきわめて植民地的な法案であります。一体、講和会議が済まない以前に、かかる法案が提出されること自体が、公正なる全面講和を阻害するところのものであると言わざるを得ないのであります。しかも国際法では、はつきり、講和会議以前に締結された占領国民と被占領国民との投資契約は、それが詐欺、強迫であるという理由で、講和條約においては、この占領下における投資契約を取消すことができるという原則があるのであります。これはきわめて明白なる国際法の原則であります。しかるに吉田内閣は、このたび提案されましたこの法案の中に、この国際法の原則を訂正するための條項を特別に設けまして、そうしてこの国際法の原則に挑戦せんとしておるのであります。

先ごろ本院を通過しましたところの外国人に対する課税の特別措置法については、ポツトルコという国にそういう前例があるそうでありますけれども、このたび提案されましたこの二つの法案につきましては、どこの国にもそういう前例はないそうであります。條約の形では、先ほど成田君からも話がありましたが、蔣介石の中国と米国の間に一九四七年に結ばれておる。また占領下にあつたイタリアが、その占領を一日でも早く終らせたいがために、切望のあまりに結んだところのアメリカとイタリアの條約があります。しかしながら、国内法として、一国の政府がみずからこういう法案を出した例はないのであります。

昨年十一月二十六日のアメリカの経済雑誌ビズネス・ウイークを見ますと、アメリカ国務省のある官吏がこういうことを言つております。十九世紀に英国艦隊が果した役割りを現在この種の投資條約に期待することは、いささかナイーヴに過ぎると言つておるのであります。すなわち、十九世紀に英国が、当時その強大な海軍の力を背景としまして、東洋における植民地その他で莫大な利潤を得た。そういうものをこの條約に期待するのには、あまりにも子供らしいと言つておるのであります。その子供らしいものを吉田内閣は支持しようとしておるのであります。この雑誌はさらに言つておる。もしこのような條約を調印する外国政府があるとすれば、そのような政府は長く続くことはできないであろうと言つておるのであります。そうしてその実例として、中国の蔣介石政権をあげておるのであります。まさに吉田内閣は、蔣介石政権の轍を踏もうとしてこの法案を提出したかのごとくであります。（拍手）すなわち、かかる卑屈な、殖民地的な、国民感情を無視せる法案を提出するがごとき政府は早晩崩壊するであろうことは、すでに歴史が証明しておるのであります。

わが日本共産党は、講和会議も済まない以前に、かかる卑屈な形で外国資本導入を行うことには、絶対に反対であります。一国に片寄らない、しかも平和産業の復興に必要な外資は、公正な講和の締結によつて初めて可能であります。即時公正な全面講和を実現して、世界の平和愛好諸民族との兄弟的協力による資本、技術、商品の交流、これ以外には日本の独立と平和は望み得ないのであります。こういうやり方によらなければ真の日本の民主的再建は不可能であります。

以上、私は日本共産党を代表しまして、この二つの法案に絶対に反対するものであります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

商法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、商法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

商法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長花村四郎君。

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律

商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　取締役」を「第二款　取締役及取締役会」に、「第三款　監査役」を「第三款　会計監査役」に、「第四節　会社ノ計算」を「第四節　会社ノ計算」に、「第二款　新株の発行」を「第二款　社債権者集会」を「第二款　社債権者集会」に、「第三款　転換社債」を「第三款　定款ノ変更」に、「第六節　定款ノ変更」を「第六節　資本ノ減少」に、「第五章　株式合資会社」を「第五章　削除」に改める。

第十七條中「、株式会社又ハ株式合資会社」を「又ハ株式会社」に改める。

第五十三條中「、株式会社及株式合資会社」を「及株式会社」に、「四種」を「三種」に改める。

第五十六條第二項中「又ハ株式合資会社」を削り、同條第四項中「、第三百四十三條及第四百六十七條」を「及第三百四十三條」に改める。

第五十八條から第六十條までを次のように改める。

第五十八條　裁判所ハ左ノ場合ニ於テ公益ヲ維持スル為会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノト認ムルトキハ法務総裁又ハ株主、債権者其ノ他ノ利害関係人ノ請求ニ依リ会社ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

一　会社ノ設立ガ不法ノ目的ヲ以テ為サレタルトキ

二　会社ガ正当ノ事由ナクシテ其ノ成立後一年内ニ開業ヲ為サズ又ハ一年以上営業ヲ休止シタルトキ

三　会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役ガ法務総裁ヨリ書面ニ依ル警告ヲ受ケタルニ拘ラズ法令若ハ定款ニ定ムル会社ノ権限ヲ踰越シ若ハ濫用スル行為又ハ刑罰法令ニ違反スル行為ヲ継続又ハ反覆シタルトキ

前項ノ請求アリタル場合ニ於テハ裁判所ハ解散ノ命令前ト雖モ法務総裁若ハ株主、債権者其ノ他ノ利害関係人ノ請求ニ依リ又ハ職権ヲ以テ管理人ノ選任其ノ他会社財産ノ保全ニ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

第五十九條　削除

第六十條　削除

第六十四條第一項第六号及第七十七條第一項中「又ハ社員ガ支配人ト共同シ」を削る。

第百六條及び第百七條を次のように改める。

第百六條　削除

第百七條　削除

第百二十二條中「検察官」を「法務総裁」に改める。

第百三十四條の次に次の一條を加える。

第百三十四條ノ二　清算人ガ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ清算人ハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

前項ノ場合ニ於テ清算人ニ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ清算人ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第百三十五條中「第二項及第二百六十六條」を「第三項及第二百五十四條ノ二」に改める。

第百三十六條第三項中「第百七條、」を削る。

第百六十六條を次のように改める。

第百六十六條　発起人ハ定款ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

一　目的
二　商号
三　会社ガ発行スル株式ノ総数並ニ額面無額面ノ別及数
四　額面無額面ノ別及数
五　会社ガ発行スル株式ノ総数ヲ発行スルトキハ一株ノ金額
六　会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ニ付株主ニ対スル新株ノ引受権ノ有無又ハ制限ニ関スル事項若シ特定ノ第三者ニ之ヲ與フルコトヲ定メタルトキハ之ニ関スル事項
七　会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数並ニ額面無額面ノ別及数
八　本店及支店ノ所在地
九　会社ガ公告ヲ為ス方法
十　発起人ノ氏名及住所

会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ハ会社ガ発行スル株式ノ総数ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

会社ノ公告ハ官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ之ヲ為スコトヲ要ス

第百六十八條第一項第五号中「株式ノ」を「株式ノ額面無額面ノ別、」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一乃至三　削除

第百六十八條の次に次の一條を加える。

第百六十八條ノ二　会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ニ関スル左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ発起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ム

一　株式ノ種類及数
二　株式ノ発行価額
三　無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

第百七十條第一項中「株式ノ総数」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数」に、「株金」を「其ノ発行価額ノ」に、「監査役」を「会計監査役」に改める。

第百七十一條を次のように改める。

第百七十一條　削除

第百七十二條中「株金ノ」を削る。

第百七十三條第二項及び第三項中「第四号乃至第七号」を削り、同條第一項中「前三條」を「第百七十條及前條」に改める。

第百七十四條中「株式ノ総数」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数」に改める。

第百七十五條第二項及び第三項を次のように改める。

株式申込証ハ発起人之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　定款ノ認証ノ年月日及其ノ認証ヲ為シタル公証人ノ氏名
二　第百六十六條第一項ニ掲グル事項
三　会社ノ存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ規定
四　数種ノ株式ヲ発行スルトキハ其ノ各種ノ株式ノ内容及数
五　開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定
六　株主ニ配当スベキ利益ヲ以テ株式ヲ消却スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定
七　第百六十八條第一項ニ掲グル事項
八　第百六十八條ノ二ニ掲グル事項
九　各発起人ガ引受ケタル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及引受価額
十　拂込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社及其ノ取扱ノ場所
十一　一定ノ時期迄ニ創立総会ガ終結セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキコト
十二　名義書換代理人又ハ登録機関ヲ置キタルトキハ其ノ氏名及住所並ニ営業所

株式申込人ハ株式申込証ニ第一項ニ掲グル事項ノ外左ノ事項ヲモ記載スルコトヲ要ス

一　額面株式及無額面株式ヲ共ニ発行スルトキハ其ノ引受クベキ株式ノ額面無額面ノ別
二　数種ノ株式ヲ発行スルトキハ其ノ引受クベキ株式ノ種類
三　無額面株式ヲ発行シ又ハ額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行スルトキハ其ノ引受クベキ株式ノ引受価額

第百七十七條第一項中「株式総数」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数」に、「株金」を「其ノ発行価額ノ」に改め、同條第二項中「株金」及び同條第三項中「第百七十一條及」を削る。

第百七十八條中「株金ノ」を削る。

第百八十條第二項を次のように改める。

創立総会ノ決議ハ出席シタル株式引受人ノ議決権ノ三分ノ二以上ニシテ且引受アリタル株式ノ総数ノ過半数ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

同條第三項中「第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條」を「第二百三十九條第三項第五項、第二百四十條第二項」に、「第二百四十七條乃至」を「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條」に改める。

第百八十一條第一項中「第四号乃至第七号」を削る。

第百八十三條中「監査役」を「会計監査役」に改める。

第百八十四條中「監査役」を「会計監査役」に、同條第一項第一号中「株式総数」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数」に改める。

第百八十五條第一項中「第四号乃至第七号」を削る。

第百八十八條第一項中「株式ノ総数」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数」に改め、第二項中第一号から第十一号までを次のように改める。

一　第百六十六條第一項第一号乃至第四号及第九号ニ掲グル事項
二　本店及支店
三　第百七十五條第二項第三号乃至第六号及第十一号ニ掲グル事項
四　転換株式ヲ発行スルトキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項
五　発行済株式ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数
六　資本ノ額
七　取締役及会計監査役ノ氏名及住所
八　代表取締役ノ氏名
九　数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第百八十九條第二項を削る。

第百九十條第二項を次のように改める。

第百九十二條　会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ニシテ会社ノ成立後仍引受ケナキモノアルトキハ発起人共同シテ之ヲ引受ケタルモノト看做ス株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ

会社ノ成立後第百七十條又ハ第百七十七條ノ規定ニ依ル拂込ノ未済ナル株式アルトキハ発起人ハ連帯シテ其ノ拂込ヲ為ス義務ヲ負フ

第百八十六條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百九十五條中「監査役」を「会計監査役」に改める。

第百九十六條及び第百九十七條を次のように改める。

第百九十六條　第二百六十六條第四項及第二百六十七條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ発起人ニ之ヲ準用ス

第百九十七條　削除

第百九十八條中「自己ヲ発起人ナリト誤認シテ株式ノ申込ヲ為シタル者ニ対シ」を削る。

第百九十九條を次のように改める。

第百九十九條　会社ハ額面株式若ハ無額面株式又ハ其ノ双方ヲ発行スルコトヲ得

第二百條第一項を次のように改め、同條第二項中「株金ノ」を削る。

株主ノ責任ハ其ノ有スル株式ノ引受価額ヲ限度トス

第二百一條第二項中「株金ノ」を削る。

第二百二條第一項中「株式」を「額面株式」に、同條第二項中「株式ノ」を「前項ノ」に改め、同條第三項として次の一項を加える。

額面株式ノ発行価額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百三條中第三項を削り、同條第一項として次の一項を加える。

共同シテ株式ヲ引受ケタル者ハ連帯シテ拂込ヲ為ス義務ヲ負フ

第二百四條第一項を次のように改める。

株式ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ズ

第二百五條第二項中「及第十四條第二項」を、第十四條第二項及第十六條第一項」に、同條第一項を次のように改める。

記名株式ノ譲渡ハ株券ノ裏書ニ依リ又ハ株券及之ニ株主トシテ表示セラレタル者ノ署名アル譲渡ヲ証スル書面ノ交付ニ依リテ之ヲ為ス

第二百五條に次の一項を加える。

記名式ノ株券ノ占有者ガ第一項ノ譲渡ヲ証スル書面ニ依リ其ノ権利ヲ証明スルトキハ之ヲ適法ノ所持人ト看做ス譲渡ヲ証スル書面ニ譲受人ノ氏名ノ記載ナキ場合ト雖モ亦同ジ

第二百六條第一項中「株券ノ裏書ニ依ル」を削り、同條第二項及び第三項を次のように改める。

会社ハ定款ヲ以テ名義書換代理人ヲ置ク旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ名義書換代理人ガ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ノ複本ニ記載シタルトキハ前項ノ名義書換アルタルモノト看做ス

会社ハ株券ヲ登録スル為定款ヲ以テ登録機関ヲ置ク旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百八條中「又ハ転換」を「分割、転換、買取又ハ第二百九十三條ノ三第二項ノ規定ニ依ル株式ノ発行」に改める。

第二百九條第三項中「前條」を「前條又ハ前項」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

第一項ノ質権者ノ権利ハ第二百九十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リ株主ガ受クベキ株式ニ及ブ第二百十條に次の一号を加える。

四　第二百四十五條ノ二又ハ第四百八條ノ二ノ規定ニ依リ株式ノ買取ヲ為ストキ

第二百十一條中「及第三号」を「乃至第四号」に改める。

第二百二十二條を次のように改める。

第二百二十二條　会社ハ利益若ハ利息ノ配当、残余財産ノ分配又ハ利益ヲ以テスル株式ノ消却ニ付内容ノ異ル数種ノ株式ヲ発行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ各種ノ株式ノ内容及数ヲ定ムルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ定款ニ定ナキトキ雖モ新株ノ引受、株式ノ併合若ハ消却又ハ合併ニ因ル株式ノ割当ニ関シ株式ノ種類ニ従ヒ格別ノ定ヲ為スコトヲ得

第二百二十二條ノ次に次の六條を加える。

第二百二十二條ノ二　会社ガ数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ株主ガ其ノ引受ケタル株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ転換ノ條件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及転換ヲ請求シ得ベキ期間ヲ定ムルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ニ依リテ定ムル数種ノ株式ノ数ノ中転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ数ハ前項ノ期間内之ヲ留保スルコトヲ要ス

第二百二十二條ノ三　転換ニ因リテ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ転換株式ノ発行価額ヲ以テ転換ニ因リテ発行スル株式ノ発行価額トス

第二百二十二條ノ四　第二百二十二條ノ二第一項ノ場合ニ於テハ株式申込証ニ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一　株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ得ベキコト

二　転換ノ條件

三　転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四　転換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間

第二百二十二條ノ五　株式ノ転換ヲ請求スル者ハ請求書二通ニ株券ヲ添付シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ請求書ニハ転換セントスル株式ノ数及請求ノ年月日ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

株式ノ転換ノ請求ハ第二百二十四條ノ二第一項ノ期間内ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第二百二十二條ノ六　転換ハ其ノ請求ヲ為シタル時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ但シ利益又ハ利息ノ配当ニ付テハ定款ヲ以テ其ノ請求ヲ為シタル時ノ属スル営業年度又ハ其ノ前営業年度ノ終ニ於テ転換アリタルモノト看做スコトヲ得

第二百二十二條ノ七　株式ノ転換ニ因ル変更ノ登記ハ毎月末日現在ニ依リ同日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百二十三條中「株主名簿」を「記名式ノ株券ヲ発行シタルトキハ株主名簿」に、同條第二号中「株式ノ」を「株式ノ額面無額面ノ別、」に改め、同條第五号を削り、同條に次の二項を加える。

無記名式ノ株券ヲ発行シタルトキハ株主名簿ニハ其ノ額面無額面ノ別、種類、数、番号及発行ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テ転換株式ヲ発行シタルトキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項ヲモ株主名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第二百二十四條の次に次の一條を加える。

第二百二十四條ノ二　会社ハ議決権ヲ行使シ又ハ配当ヲ受クベキ者其ノ他株主又ハ質権者トシテ権利ヲ行使スベキ者ヲ定ムル為定款ヲ以テ一定期間株主名簿ノ記載ノ変更ヲ為サザル旨又ハ一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載アル株主若ハ質権者ヲ以テ其ノ権利ヲ行使スベキ株主若ハ質権者ト看做ス旨ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ日ハ株主又ハ質権者トシテ権利ヲ行使スベキ日ノ前六十日内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ要ス

会社ハ第一項ノ期間又ハ日ヲ三十日前ニ公告スルコトヲ要ス但シ定款ヲ以テ其ノ期間又ハ日ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百二十五條中第三号から第六号までを次のように改める。

三　会社ガ発行スル株式ノ総数並ニ額面無額面ノ別及数

四　額面株式ナルトキハ一株ノ金額

五　会社ノ成立後発行セラレタル株式ニ付テハ其ノ発行ノ年月日

六　数種ノ株式アルトキハ其ノ株式ノ内容

七　転換株式ナルトキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項

第二百二十六條第一項中「会社ノ成立後」を「会社ノ成立後又ハ新株ノ拂込期日後」に改め、同條第一項として次の一項を加える。

会社ハ成立後又ハ新株ノ拂込期日後遅滞ナク株券ヲ発行スルコトヲ要ス

第二百二十九條を次のように改める。

第二百二十九條　小切手法第二十一條ノ規定ハ株券ガ無記名式ノモノナルトキ又ハ記名式ノモノニシテ其ノ所持人ガ第二百五條第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ権利ヲ証明スルトキニ之ヲ準用ス

第三節第一款中第二百三十一條の前に次の一條を加える。

第二百三十條ノ二　総会ハ法令又ハ定款ニ定ムル事項ニ限リ決議ヲ為スコトヲ得

第二百三十一條を次のように改める。

第二百三十一條　総会ノ招集ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外取締役会之ヲ決ス

第二百三十五條第二項を削る。

第二百三十六條　削除

第二百三十七條第一項中「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル」を「発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル」に、同條第二項中「取締役ガ総会招集ノ手続ヲ為サザルトキハ」を「総会招集ノ通知ガ発セラレザル

トキハ」に、同條第三項を次のように改める。

前二項ノ規定ニ依ル総会ニ於テハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査セシムル為特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

第二百三十八條中「監査役」を「会計監査役」に改める。

第二百三十九條第一項中「出席シタル株主ノ」を「発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ代理権ノ授與ハ総会毎ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百四十條を次のように改める。

第二百四十條　総会ノ決議ニ付テハ議決権ナキ株主ノ有スル株式ノ数ハ発行済株式ノ総数ニ之ヲ算入セズ

前條第五項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決権ノ数ハ同條第一項ノ議決権ノ数ニ之ヲ算入セズ

第二百四十一條第一項但書を削る。

第二百四十二條を次のように改める。

第二百四十二條　会社ガ数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ利益ノ配当ニ関シ優先的内容ヲ有スル種類ノ株式ニ付株主ニ議決権ナキモノトスルコトヲ得但シ其ノ株主ハ定款ニ定ムル優先的配当ヲ受ケザル旨ノ決議アリタル時ヨリ其ノ優先的配当ヲ受クル旨ノ決議アル時迄ハ議決権ヲ有ス

前項ノ株式ノ総数ハ発行済株式ノ総数ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百四十四條第二項中「及監査役」を削る。

第二百四十五條第一項第一号中「一部」を「重要ナル一部」に改め、同項第四号を削り、同條第二項を次のように改める。

前項ノ行為ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百四十五條の次に次の三條を加える。

第二百四十五條ノ二　前條第一項ノ決議ヲ為スベキ株主総会ニ先チ会社ニ対シ書面ヲ以テ同項ニ掲グル行為ニ反対ノ意思ヲ通知シ且総会ニ於テ之ニ反対シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得但シ同條第一項第一号ノ場合ニ於テ決議ト同時ニ解散ノ決議ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百四十五條ノ三　前條ノ請求ハ決議ノ日ヨリ二十日内ニ株式ノ額面無額面ノ別、種類及数ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

株式ノ価格ノ決定ニ付株主ト会社トノ間ニ協議調ヒタルトキハ会社ハ決議ノ日ヨリ九十日内ニ其ノ支拂ヲ為スコトヲ要ス

決議ノ日ヨリ六十日内ニ協議調ハザルトキハ株主ハ其ノ期間経過後三十日内ニ裁判所ニ対シ価格ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

会社ハ裁判所ノ決定スル価格ニ対スル第二項ノ期間経過後ノ法定利息ヲモ支拂フコトヲ要ス

株式ノ代金ノ支拂ハ株券ト引換ニ之ヲ為スコトヲ要ス株式ノ移転ハ代金ノ支拂ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ

第二百四十五條ノ四　第二百四十五條ノ二ニ規定スル株主ノ請求ハ会社ガ第二百四十五條第一項ニ掲グル行為ヲ中止シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ株主ガ前條第三項ノ期間内ニ同項ノ請求ヲ為サザルトキ亦同ジ

第二百四十六條中「前條」ヲ「第二百四十五條」に改める。

第二百四十七條中「株主、取締役又ハ監査役」を「株主又ハ取締役」に改める。

第二百四十八條第一項中「一月内」を「三月内」に改める。

第二百四十九條を次のように改める。

第二百四十九條　削除

第二百五十一條を次のように改める。

第二百五十一條　削除

第二百五十二條中「、第二百四十九條」を削る。

第二百五十三條第一項中「第四項」を「第五項」に、同條第二項中「及第二百四十八條乃至第二百五十條」を「、第二百四十八條及第二百五十條」に改める。

「第二款　取締役」を「第二款　取締役及取締役会」に改める。

第二百五十四條第一項の次に次の一項を加える。

会社ハ定款ヲ以テスルモ取締役ガ株主タルコトヲ要スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得ズ

第二百五十四條の次に次の一條を加える。

第二百五十四條ノ二　取締役ハ法令及定款ノ定並ニ総会ノ決議ヲ遵守シ会社ノ為忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ

第二百五十六條を次のように改める。

第二百五十六條　取締役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ

最初ノ取締役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ妨ゲズ

第二百五十六條の次に次の三條を加える。

第二百五十六條ノ二　取締役ノ選任決議ニ付テハ総会ニ出席ヲ要スル株主ノ有スベキ株式ノ数ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ発行済株式ノ総数ノ三分ノ一未満ニ下スコトヲ得ズ

第二百五十六條ノ三　二人以上ノ取締役ノ選任ヲ目的トスル総会ノ招集アリタルトキハ株主ハ会社ニ対シ会日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ累積投票ニ依ルベキコトヲ求ムルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ取締役ノ選任決議ニ付テハ各株主ハ一株ニ付選任スベキ取締役ノ数ト同数ノ議決権ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ各株主ハ一人ノミニ投票シ又ハ二人以上ニ投票シテ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ投票ノ最多数ヲ得タル者ヨリ順次取締役ニ選任セラレタルモノトス

第一項ノ場合ニ於テハ議長ハ議決ニ先チ同項ノ請求アリタル旨ヲ宣告スルコトヲ要ス

第一項ノ書面ハ総会ノ終結ニ至ル迄之ヲ本店ニ備置キ株主ノ閲覧ニ供スルコトヲ要ス

第二百五十六條ノ四　会社ハ定款ヲ以テ取締役ノ選任ニ付累積投票ニ依ラザルコトヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テモ発行済株式ノ総数ノ四分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ハ前條第一項ノ請求ヲ為スコトヲ得

第二百五十七條に次の三項を加える。

前項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルニ拘ラズ株主総会ニ於テ其ノ取締役ヲ解任スルコトヲ否決シタルトキハ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ハ三十日内ニ其ノ取締役ノ解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第八十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百五十八條第二項中「監査役其ノ他」を削る。

第二百五十九條を次のように改める。

第二百五十九條　取締役会ハ各取締役之ヲ招集ス但シ取締役会ニ於テ招集ヲ為スベキ取締役ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百五十九條ノ次に次の二條を加える。

第二百五十九條ノ二　取締役会ヲ招集スルニハ会日ヨリ一週間前ニ各取締役ニ対シテ其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ定款ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ妨ゲズ

第二百五十九條ノ三　取締役会ハ取締役全員ノ同意アルトキハ招集ノ手続ヲ経ズシテ之ヲ開クコトヲ得

第二百六十條を次のように改める。

第二百六十條　会社ノ業務執行ハ取締役会之ヲ決ス支配人ノ選任及解任亦同ジ

第二百六十條の次に次の二條を加える。

第二百六十條ノ二　取締役会ノ決議ハ取締役ノ過半数出席シ其ノ取締

役ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス但シ定款ヲ以テ此ノ要件ヲ加重スルコトヲ妨ゲズ

第二百三十九條第五項及第二百四十條第二項ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二百六十條ノ三　取締役会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス

議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ出席シタル取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

第二百六十一條を次のように改める。

第二百六十一條　会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定ムルコトヲ得

第三十九條第二項、第七十八條及第二百五十八條ノ規定ハ代表取締役ニ之ヲ準用ス

第二百六十一條の次に次の一條を加える。

第二百六十一條ノ二　会社ガ取締役ニ対シ又ハ取締役ガ会社ニ対シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ取締役会ノ定ムル者会社ヲ代表ス

株主総会ハ前項ノ規定ニ拘ラズ会社ヲ代表スベキ者ヲ定ムルコトヲ得

第二百六十三條から第二百六十六條までを次のように改める。

第二百六十三條　取締役ハ定款並ニ総会及取締役会ノ議事録ヲ本店及支店ニ、株主名簿及社債原簿ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス名義書換代理人ヲ置キタルトキハ株主名簿若ハ社債原簿又ハ其ノ複本ヲ名義書換代理人ノ営業所ニ備置クコトヲ得

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

第二百六十四條　取締役ガ自己又ハ第三者ノ為ニ会社ノ営業ノ部類ニ属スル取引ヲ為スニハ株主総会ニ於テ其ノ取引ニ付重要ナル事実ヲ開示シ其ノ認許ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認許ヲ発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ為ス

取締役ガ第一項ノ規定ニ違反シテ自己ノ為ニ取引ヲ為シタルトキハ株主総会ハ之ヲ以テ会社ノ為ニ為シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定ムル権利ハ取引ノ時ヨリ一年ヲ経過シタルトキハ消滅ス

第二百六十五條　取締役ガ会社ノ製品其ノ他ノ財産ヲ譲受ケ会社ニ対シ自己ノ製品其ノ他ノ財産ヲ譲渡シ会社ヨリ金銭ノ貸付ヲ受ケ其ノ他自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為スニハ取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第二百六十六條　左ノ場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ第一号ニ在リテハ違法ニ配当セラレタル額、第二号ニ在リテハ未ダ弁済ナキ額、第三号乃至第五号ニ在リテハ会社ガ蒙リタル損害額ニ付弁済又ハ賠償ノ責ニ任ズ

一　第二百九十條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ関スル議案ヲ総会ニ提出シタルトキ

二　他ノ取締役ニ対シ金銭ノ貸付ヲ為シタルトキ

三　第二百六十四條第一項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタルトキ

四　前條ノ取引ヲ為シタルトキ

五　法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキ

前項ノ行為ガ取締役会ノ決議ニ基キテ為サレタルトキハ其ノ決議ニ賛成シタル取締役ハ其ノ行為ヲ為シタルモノト看做ス

前項ノ決議ニ参加シタル取締役ニシテ議事録ヲ止メザリシ者ハ其ノ決議ニ賛成シタルモノト推定ス

第一項ノ取締役ノ責任ハ総株主ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ

第一項第四号ノ取引ニ関スル取締役ノ責任ハ前項ノ規定ニ拘ラズ発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ免除スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株式総会ニ於テ其ノ取引ニ付重要ナル事実ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百六十六條の次に次の二條を加える。

第二百六十六條ノ二　前條第一項ノ規定ハ同項第一号ノ場合ニ於テ同項ノ金額ニ付弁済ヲ為シタル締取役ヨリ悪意ノ株主ニ対スル求償権ノ行使ヲ妨ゲズ

第二百六十六條ノ三　取締役ガ其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ取締役ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ重要ナル事項ニ付株式申込証、社債申込証、目論見書、第二百八十一條ニ掲グル書類若ハ第二百九十三條ノ五ノ附属明細書ニ虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ虚偽ノ登記若ハ公告ヲ為シタルトキ亦同ジ

第二百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百六十七條及び第二百六十八條を次のように改める。

第二百六十七條　株主ハ会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求アリタル日ヨリ三十日内ニ訴ヲ提起セザルトキハ株主ハ会社ノ為訴ヲ提起スルコトヲ得

前項ニ定ムル期間ノ経過ニ因リテ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ拘ラズ株主ハ直ニ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第二百六十八條　取締役ノ責任ヲ追及スル訴ハ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ専属ス

株主又ハ会社ハ前項ノ訴訟ニ参加スルコトヲ得但シ不当ニ訴訟ヲ遅延セシメ又ハ裁判所ノ負担ヲ著シク大ナラシムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前條第二項ノ訴ヲ提起シタル株主ハ訴ノ提起アリタル後遅滞ナク会社ニ対シ其ノ訴訟ノ告知ヲ為スコトヲ要ス

第二百六十八條の次に次の二條を加える。

第二百六十八條ノ二　第二百六十七條第二項ノ訴ヲ提起シタル株主ガ勝訴シタル場合ニ於テ弁護士ニ報酬ヲ支拂フベキトキハ株主ハ会社ニ対シ其ノ報酬額ノ範囲内ニ於テ相当ナル額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

株主ガ敗訴シタル場合ニ於テハ悪意アリタルトキニ非ザレバ会社ニ対シ損害賠償ノ責ニ任ゼズ

前二項ノ規定ハ前條第二項ノ規定ニ依リテ訴訟ニ参加シタル株主ニ之ヲ準用ス

第二百六十八條ノ三　第二百六十八條第一項ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ原告及被告ノ共謀ニ因リ訴訟ノ目的タル会社ノ権利ヲ詐害スル目的ヲ以テ判決ヲ為サシメタルトキハ会社又ハ株主ハ確定ノ終局判決ニ対シ再審ノ訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百七十條第一項中「又ハ取消」を「若ハ取消又ハ取締役ノ解任」に改める。

第二百七十二條　取締役ガ会社ノ目的ノ範囲内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ株主ハ会社ノ為取締役ニ対シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

「第三款　監査役」を「第三款　会計監査役」に改める。

第二百七十三條中「監査役」を「会計監査役」に、「一年」を「一年」に改める。

第二百七十四條を次のように改める。

第二百七十四條　会計監査役ハ何時ニテモ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄写ヲ為シ又ハ取締役ニ対シ会計ニ関スル報告ヲ求ムルコトヲ得

会計監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為特ニ必要アルトキハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十五條中「監査役」を「会計監査役」に、「書類」を「会計ニ関スル書類」に改める。

第二百七十六條第一項中「監査役」を「会計監査役」に「支配人」を「支配人其ノ他ノ使用人」に改め、同條同項但書同條第二項及び第三項を削る。

第二百七十七條を次のように改める。

第二百七十七條　会計監査役ガ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ会計監

査役ハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第二百七十八條中「監査役」を「会計監査役」に改める。

第二百七十九條及び第二百八十條を次のように改める。

第二百七十九條　削除

第二百八十條　第二百五十四條、第二百五十七條、第二百五十八條、第二百六十六條第四項、第二百六十六條ノ三及第二百六十七條乃至第二百七十條ノ規定ハ会計監査役ニ之ヲ準用ス

第二百八十條の次に次の一節を加える。

第三節ノ二　新株ノ発行

第二百八十條ノ二　会社ノ成立後株式ヲ発行スル場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ取締役会之ヲ決ス但シ本法ニ別段ノ定アルトキ又ハ定款ヲ以テ株主総会ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　新株ノ額面無額面ノ別、種類及数

二　新株ノ発行価額及拂込期日

三　現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格並ニ之ニ対シテ與フル株式ノ額面無額面ノ別、種類及数

四　無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

第二百八十條ノ三　株式ノ発行価額其ノ他発行ノ條件ハ発行毎ニ之ヲ均等ニ定ムルコトヲ要ス但シ新株ノ引受権ヲ有スル者ニ対シ有利ニ之ヲ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十條ノ四　新株ノ引受権ヲ有スル株主ハ其ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ新株ノ割当ヲ受ケル権利ヲ有ス

第二百八十條ノ五　新株ノ引受権ヲ有スル者アルトキハ其ノ者ガ引受権ヲ有スル株式ノ額面無額面ノ別、種類及数並ニ一定ノ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フベキ旨ヲ其ノ者ニ通知スルコトヲ要ス

会社ガ無記名式ノ株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ前項ニ掲グル事項ヲ公告スルコトヲ要ス

前二項ノ通知又ハ公告ハ第一項ノ期日ノ三十日前ニ之ヲ為スコトヲ要ス

会社ガ通知又ハ公告ヲ為シタルモ新株ノ引受権ヲ有スル者ガ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フ

第二百八十條ノ六　株式申込証ハ取締役之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　第百六十六條第一項第二号及第三号ニ掲グル事項

二　発行済株式ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数並ニ資本ノ額

三　第二百八十條ノ二ニ掲グル事項

四　新株ガ額面株式ナルトキハ一株ノ金額

五　第百七十五條第二項第五号、第六号、第十号及第十二号ニ掲グル事項

六　株主ニ対スル新株ノ引受権ノ有無又ハ制限ニ関スル事項若シ特定ノ第三者ニ之ヲ與フルコトヲ定メタルトキハ之ニ関スル事項

第二百八十條ノ七　新株ノ引受人ハ拂込期日ニ各株ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ拂込ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十條ノ八　現物出資ヲ為ス者アル場合ニ於テハ取締役ハ第二百八十條ノ二第三号ニ掲グル事項ヲ調査セシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス但シ其ノ者ニ対シテ與フル株式ノ数ガ発行済株式ノ総数ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

裁判所ハ検査役ノ報告ヲ聽キ前項ニ掲グル事項ヲ不当ト認メタルトキハ之ニ変更ヲ加ヘテ取締役及現物出資ヲ為ス者ニ通告スルコトヲ得

現物出資ヲ為ス者前項ノ変更ニ服セザルトキハ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得

通告後二週間内ニ前項ノ取消ナキトキハ第一項ノ事項ハ通告ニ従ヒ変更セラレタルモノト看做ス

第二百八十條ノ九　拂込又ハ現物出資ノ給付ヲ為シタル新株ノ引受人ハ拂込期日ヨリ株主トナル

新株ノ引受人ガ前項ノ期日迄ニ拂込又ハ現物出資ノ給付ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フ

前項ノ規定ハ新株ノ引受人ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第二百八十條ノ十　会社ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナル方法若ハ価額ニ依リテ株式ヲ発行シ之ニ因リ株主ガ不利益ヲ受クル虞アル場合ニ於テハ其ノ株主ハ会社ニ対シ其ノ発行ヲ止メベキコトヲ請求スルコトヲ得

第二百八十條ノ十一　取締役ト通ジテ著シク不公正ナル発行価額ヲ以テ株式ヲ引受ケタル者ハ会社ニ対シ公正ナル発行価額トノ差額ニ相当スル金額ノ支拂ヲ為ス義務ヲ負フ

第二百六十七條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ前項ノ支拂ヲ求ムル訴ニ之ヲ準用ス

第二百八十條ノ十二　新株ヲ引受ケタル者ハ新株発行ニ因ル変更ノ登記ノ日ヨリ一年ヲ経過シタル後ハ錯誤若ハ株式申込証ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得ズ其ノ株式ニ付株主ノ権利ヲ行使シタルトキ亦同ジ

第二百八十條ノ十三　新株発行ニ因ル変更ノ登記アリタルニ拘ラズ仍引受ナキ株式アルトキハ取締役ハ共同シテ之ヲ引受ケタルモノト看做ス株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ取締役ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第二百八十條ノ十四　第百七十五條第一項第四項、第百七十六條、第百七十七條第二項第三項、第百七十八條、第百八十九條及第百九十條ノ規定ハ新株ノ発行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十條ノ十五　新株発行ノ無効ハ発行ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主又ハ取締役ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第二百八十條ノ十六　第八十八條、第百五條第二項乃至第四項、第百九條及第百三十七條ノ規定ハ前條ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百八十條ノ十七　新株発行ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ新株ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ会社ハ遅滯ナク其ノ旨及一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百八十條ノ十八　前條第一項ノ場合ニ於テハ会社ハ新株ノ株主ニ対シ其ノ拂込ミタル金額ノ支拂ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ金額ガ前條第一項ノ判決確定ノ時ニ於ケル会社財産ノ状況ニ照シ著シク不相当ナルトキハ裁判所ハ会社又ハ前項ノ株主ノ請求ニ依リ前項ノ金額ノ増減ヲ命ズルコトヲ得

第二百八條及第二百九條第一項第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十一條及び第二百八十二條第一項中「監査役」を「会計監査役」に改める。

第二百八十四條中「監査役」を「会計監査役」に改める。

第二百八十四條の次に次の一條を加える。

第二百八十四條ノ二　会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外発行済額面株式ノ株金総額及発行済無額面株式ノ発行価額ノ総額トス

無額面株式ニ付テハ其ノ発行価額ノ四分ノ一ヲ超エザル額ヲ資本ニ組入レザルコトヲ得設立ニ際シテ無額面株式ヲ発行スルトキハ其ノ最低発行価額ヲ超ユル部分ニシテ其ノ発行価額ノ四分ノ一ヲ超エザル額ニ付亦同ジ

第二百八十六條の次に次の一條を加える。

第二百八十六條ノ二　新株ヲ発行シタルトキハ其ノ発行ノ為ニ必要ナル費用ノ額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ新株発行ノ後三年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十八條第一項中「準備金」を「利益準備金」に改め、同條第二項を削る。

第二百八十八條の次に次の一條を加える。

第二百八十八條ノ二　左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

一　額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル額

二　無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

三　一営業年度ニ於ケル財産ノ評価益ヨリ其ノ評価損ヲ控除シタル額

四　資本ノ減少ニ依リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ拂戻ニ要シタル金額及欠損ノ塡補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

五　合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及其ノ会社ノ株主ニ支拂ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

第二百八十九條を次のように改める。

第二百八十九條　前二條ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ塡補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ第二百九十三條ノ三第一項ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

利益準備金ヲ以テ資本ノ欠損ノ塡補ニ充ツルモ仍不足スル場合ニ非ザレバ資本準備金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ズ

第二百九十條第一項中「第二百八十八條第一項ノ」を削る。

第二百九十一條第一項中「定款ヲ以テ」を「定款ヲ以テ一定ノ株式ニ付」に改め、但書を削り、同條第二項中「定款ノ規定」を「定款ノ規定又ハ其ノ変更」に、同條第三項中「年六分」を「一年ニ付資本ノ総額ノ百分ノ六」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

第一項ノ期間内ニ発行スル株式ニシテ利息ノ配当ヲ為スモノノ発行価額ハ同項ニ定ムル利息ノ年額ノ二十倍ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百九十二條を次のように改める。

第二百九十二條　削除

第二百九十三條の次に次の六條を加える。

第二百九十三條ノ二　会社ハ第二百四十三條ニ定ムル決議ヲ以テ利益ノ配当ノ全部又ハ一部ヲ新ニ発行スル株式ヲ以テ為スコトヲ得

前項ノ配当ハ額面株式ニ付テハ券面額、無額面株式ニ付テハ同項ノ決議ニ於テ定ムル発行価額ヲ以テ之ヲ為ス

配当スベキ利益ノ額ニ券面額又ハ発行価額ニ満タザル端数アルトキハ其ノ部分ニ付テハ第一項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ発行スル株式ニ付テハ第二百八十四條ノ二第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

株式ニ依ル配当ヲ受ケタル株主ハ第一項ノ決議アリタル株主総会ノ終結ノ時ヨリ新株ニ付株主トナル

第一項ノ決議アリタルトキハ取締役ハ遅滞ナク配当ヲ受クル株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニ対シテ其ノ株主ノ受クル株式ノ額面無額面ノ別、種類及数ヲ通知シ且無記名式ノ株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ同項ノ決議ノ内容ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百九十三條ノ三　会社ハ取締役会ノ決議ニ依リ準備金ノ全部又ハ一部ヲ資本ニ組入ルルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ株主ニ対シ其ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ株式ヲ発行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ株主ハ前項ノ決議ノ時ヨリ新株ニ付株主トナル

前條第六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十三條ノ四　会社ハ取締役会ノ決議ニ依リ株式ノ分割ヲ為スコトヲ得

第三百七十七條、第三百七十八條及第三百七十九條第三項ノ規定ハ株式ノ分割ニ依リ株券ノ提出ヲ必要トスル場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十三條ノ五　取締役ハ毎決算期ヨリ四月内ニ第二百八十一條ニ掲グル書類ノ附属明細書ヲ作リ之ヲ本店及支店ニ備置クコトヲ要ス

前項ノ書類ニハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ詳細ニ記載シ殊ニ資本及準備金ノ増減、取締役、会計監査役及株主ノ間ノ取引、担保権ノ設定、金融ヲ業トセザル会社ニ在リテハ金銭ノ貸付、他ノ会社ノ株式ノ取得並ニ固定財産ノ処分ヲ明示スルコトヲ要ス

株主ハ営業時間内何時ニテモ第一項ノ書類ノ閲覧若ハ謄写ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百九十三條ノ六　発行済株式ノ総数ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ハ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ請求ハ理由ヲ附シタル書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百九十三條ノ七　前條ノ規定ニ依ル請求アリタルトキハ取締役ハ其ノ請求ガ左ニ掲グル事由ニ該当スルト認ムベキ相当ノ理由アル場合ヲ除クノ外之ヲ拒ムコトヲ得ズ

一　株主ガ株主ノ権利ノ確保若ハ行使ニ関シ調査ヲ為ス為ニ非ズシテ請求ヲ為シタルトキ又ハ会社ノ業務ノ運営若ハ株主共同ノ利益ヲ害スル為請求ヲ為シタルトキ

二　株主ガ会社ト競業ヲ為ス者ナルトキ、会社ト競業ヲ為ス会社ノ社員、株主若ハ取締役ナルトキ又ハ会社ト競業ヲ為ス者ノ為其ノ会社ノ株式ヲ有スル者ナルトキ

三　株主ガ書類ノ閲覧若ハ謄写ニ依リ知得シタル事実ヲ利益ヲ得テ他ニ通報スル為請求シタルトキ又ハ請求ノ日ノ前二年内ニ於テ其ノ会社若ハ他ノ会社ノ書類ノ閲覧若ハ謄写ニ依リ知得シタル事実ヲ利益ヲ得テ他ニ通報シタルコトアル者ナルトキ

四　株主ガ不適当ナル時ニ閲覧又ハ謄写ノ請求ヲ為シタルトキ

第二百九十四條第一項中「三月前ヨリ引続キ資本」を「発行済株式ノ総数ニ、同條第三項中「監査役」を「代表取締役」に改める。

第二百九十六條を次のように改める。

第二百九十六條　会社ハ取締役会ノ決議ニ依リ社債ヲ募集スルコトヲ得

第二百九十七條第一項及び第二項を次のように改める。

社債ハ資本及準備金ノ総額ヲ超エテ之ヲ募集スルコトヲ得ズ

最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純財産額ガ資本及準備金ノ総額ニ満タザルトキハ社債ハ其ノ財産額ヲ超エテ之ヲ募集スルコトヲ得ズ

第三百一條第二項第十号中「資本」を「資本及準備金」に改め、同項に次の一号を加える。

十六　名義書換代理人又ハ登録機関ヲ置キタルトキハ其ノ氏名及住所並ニ営業所

第三百五條第二項第一号中「及第十四号」を「、第十四号及第十六号」に改める。

第三百七條に次の一項を加える。

第二百六條第二項ノ規定ハ記名社債ノ移転ニ之ヲ準用ス

第三百二十四條第一項中「第三百四十三條第一項乃至第三項及第三百四十四條第二項第三項」を「第三百四十三條第一項乃至第四項」に改める。

第三百二十六條第二項を削る。

第三百三十七條第二項を削る。

第三百三十九條第一項中「第三項第四項」を「第三項乃至第五項」に改める。

第三百四十一條の次に次の一款を加える。

第三款　転換社債

第三百四十一條ノ二　会社ハ転換社債ヲ発行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定款又ハ第三百四十三條ノ決議ヲ以テ転換ノ條件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及転換ヲ請求シ得ベキ期間ヲ定ムルコトヲ要ス

第二百二十二條ノ二第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ三　転換社債ニ付テハ社債申込証、債券及社債原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　社債ヲ株式ニ転換スルコトヲ得ベキコト

二　転換ノ條件

三　転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四　転換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間

社債ノ登記ニ在リテハ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第三百四十一條ノ四　転換ヲ請求スル者ハ請求書二通ニ債券ヲ添附シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ請求書ニハ転換セントスル社債ヲ表示シ請求ノ年月日ヲ記載シテ之ニ署名スルコトヲ要ス

第三百四十一條ノ五　第二百八條、第二百二十二條ノ三、第二百二十二條ノ五第三項、第二百二十二條ノ六及第二百二十二條ノ七ノ規定ハ社債ノ転換ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十三條及び第三百四十四條を次のように改める。

第三百四十三條　前條第一項ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決権ノ三分ノ二以上ニシテ且発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル多数ヲ得ザル為前項ノ決議ヲ為スコト能ハザルトキハ出席シタル株主ノ議決権ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ仮決議ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各株主ニ対シテ其ノ仮決議ノ趣旨ノ通知ヲ発シ且無記名式ノ株券ヲ発行シタルトキハ其ノ趣旨ヲ公告シ更ニ仮決議ノ日ヨリ二月内ニ其ノ承認ヲ得ル為第二回ノ株主総会ヲ招集スルコトヲ要ス

第二回ノ株主総会ニ於テ仮決議ノ承認アリタルトキハ其ノ承認ノ時ニ第一項ノ決議アリタルモノト看做ス

前項ノ承認ハ出席シタル株主ノ議決権ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ為ス

前三項ノ規定ハ会社ノ目的タル事業ヲ変更スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百四十四條　削除

第三百四十五條第二項を次のように改める。

或種類ノ株主ノ総会ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決権ノ三分ノ二以上ニシテ且其ノ種類ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

第三百四十六條中「第二百二十二條第二項ノ決議ヲ為ス場合」を「第二百二十二條第三項ノ規定ニ依リ株式ノ種類ニ従ヒ格別ノ定ヲ為ス場合」に改める。

第三百四十七條から第三百七十四條までを次のように改める。

第三百四十七條　会社ガ発行スル株式ノ総数ハ発行済株式ノ総数ノ四倍ヲ超エテ之ヲ増加スルコトヲ得ズ会社ハ発行スル株式ノ総数ヲ増加スル決議ニ於テ増加スベキ株式ニ付株主ニ対シ新株ノ引受権ヲ与ヘ、制限シ又ハ排除スル旨若シ特定ノ第三者ニ対シ之ヲ与フルトキハ其ノ旨ヲ定ムルコトヲ要ス

第三百四十八條乃至第三百七十四條　削除

第三百七十四條の次に節名として、「第六節ノ二　資本ノ減少」を加える。

第三百七十五條を次のように改める。

第三百七十五條　資本ノ減少ヲ為スニハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

第三百八十條第一項中「資本減少ノ登記」を「資本減少ニ因ル変更ノ登記」に改め、同條第二項中「、監査役」を削り、同條第三項中「第百六條、第百七條、第百九條、第百三十七條及第二百四十九條」を「第百九條及第百三十七條」に改める。

第三百八十一條第一項中「、監査役」を削り、「三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「発行済株式ノ総数ノ百分ノ三」に改め、同條第三項を削る。

第三百八十二條を次のように改める。

第三百八十二條　整理開始ノ命令アリタルトキハ直ニ会社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記所ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百八十六條中「監査役」を「会計監査役」に改める。

第三百八十七條第一項中「裁判所」を削り、「処分ヲ為シタル」を「処分アリタル」に、「ニ其ノ登記ヲ嘱託スルコト」を「ニ於テ其ノ登記ヲ為スコト」に改め、同條第二項中「裁判所ハ」を削り、「嘱託スル」を「為ス」に改める。

第三百八十八條第二項中「監査役」を「会計監査役」に改める。

第三百八十九條第二号中「監査役」を「会計監査役」に、「第百六十三條、第二百六十六條、第二百八十條又ハ第三百五十六條」を「第百九十三條第一項、第二百六十六條、第二百七十七條又ハ第二百八十條ノ十三」に改め、同條第五号中「監査役」を「会計監査役」に改める。

第三百九十條第一項中「監査役」を「会計監査役」に改め、同條第二項中「執達吏又ハ警察官吏」を「執行吏、警察官又ハ警察吏員」に改める。

第三百九十八條第二項中「第三百七十一條」を「第二百八十條ノ十五」に改める。

第四百四條第三号を削る。

第四百六條の次に次の一條を加える。

第四百六條ノ二　左ノ場合ニ於テ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ発行済株式ノ総数ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ハ会社ノ解散ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

一　会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ逢着シ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞アルトキ

二　会社財産ノ管理又ハ処分ガ著シク失当ニシテ会社ノ存立ヲ危殆ナラシムルトキ

第四百十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百八條の次に次の一條を加える。

第四百八條ノ二　前條第一項ノ株主総会ニ先チ会社ニ対シ書面ヲ以テ合併ニ反対ノ意思ヲ通知シ且総会ニ於テ合併契約書ノ承認ニ反対シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ承認ノ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

第二百四十五條ノ三及第二百四十五條ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九條第一号から第五号までを次のように改める。

一　存続スル会社ガ合併ニ因リ其ノ発行スル株式ノ総数ヲ増加スルトキハ其ノ増加スベキ株式ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数

二　存続スル会社ガ合併ニ際シテ発行スル新株ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数並ニ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ対スル新株ノ割当ニ関スル事項

三　存続スル会社ノ増加スベキ資本及準備金ノ額

四　合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

五　各会社ニ於テ第四百八條第一項ノ決議ヲ為スベキ株主総会ノ期日

六　合併ヲ為スベキ時期ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四百十條第一号から第四号までを次のように改める。

一　合併ニ因リテ設立スル会社ニ付第百六十六條第一項第一号乃至第四号ニ掲グル事項、数種ノ株式ヲ発行スルトキハ其ノ種類及数並ニ本店ノ所在地

二　合併ニ因リテ設立スル会社ガ合併ニ際シテ発行スル株式ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数並ニ各会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項

三　合併ニ因リテ設立スル会社ノ資本及準備金ノ額

四　各会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

五　前條第五号及第六号ニ掲グル事項

第四百十二條第二項を次のように改める。

合併ニ際シテ発行スル新株ノ引受人ハ前項ノ株主総会ニ於テ株主ト同一ノ権利ヲ有ス

第四百十五條中「監査役、」を削る。

第四百十六條第一項中「及第百五條乃至第百十一條」を「、第百五條及第百八條乃至第百十一條」に改める。

第四百十七條中「監査役」を「会計監査役」に改める。

第四百二十五條中「ノ割合」を削る。

第四百二十六條第二項中「監査役又ハ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「発行済株式ノ総数ノ百分ノ

三」に改める。

第四百二十八條第二項中「、取締役又ハ監査役」を「又ハ取締役」に改める。

第四百三十條第一項中「第百二十八條、」を削り、同條第二項を次のように改める。

第二百三十一條、第二百三十七條、第二百三十八條、第二百四十四條第二項、第二百四十七條、第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條乃至第二百六十一條ノ二、第二百六十三條、第二百六十五條乃至第二百七十二條、第二百七十四條乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四條及第二百九十三條ノ五乃至第二百九十三條ノ七ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第四百三十一條第一項中「、監査役」及び同條第三項中「及第三項」を削る。

第四百四十二條第一項中「第二百三十九條第三項」を「第二百三十九條第三項第四項」に改める。

第四百五十二條第一項中「監査役」を削り、「三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「発行済株式ノ総数ノ百分ノ三」に改める。

第四百五十三條中「監査役」を「会計監査役」に、同條第一号中「第百九十三條、第二百六十六條、第二百八十條、第三百五十六條」を「第百九十三條第一項、第二百六十六條、第二百七十七條、第二百八十條ノ十三」に改める。

第四百五十四條第一項中「監査役」を「会計監査役」に改める。

第二編第五章を次のように改める。

第五章　削除

第四百五十七條乃至第四百七十八條　削除

第四百七十九條を次のように改める。

第四百七十九條　外国会社ガ日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為サントスルトキハ日本ニ於ケル代表者ヲ定メ其ノ住所又ハ其ノ他ノ場所ニ営業所ヲ設クルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ外国会社ハ其ノ営業所ニ付登記及公告ヲ為スコトヲ要ス此ノ登記及公告ハ日本ニ成立スル同種ノモノ又ハ最モ之ニ類似スルモノノ支店ノ登記及公告ノ規定ニ従フ

前項ノ登記ニ在リテハ会社設立ノ準拠法並ニ日本ニ於ケル代表者ノ氏名及住所ヲモ登記スルコトヲ要ス

第七十八條ノ規定ハ外国会社ノ代表者ニ之ヲ準用ス

第四百八十條中「前條第一項及第二項」を「前條第二項及第三項」に改める。

第四百八十一條を次のように改める。

第四百八十一條　外国会社ハ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為ス迄ハ日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為スコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタル者ハ其ノ取引ニ付会社ト連帯シテ其ノ責ニ任ズ

第四百八十三條中「、第三百八條及第三百七十條第三項」を「及第三百八條」に、「支店」を「営業所」に改める。

第四百八十四條を次のように改める。

第四百八十四條　裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ法務総裁又ハ株主、債権者其ノ他ノ利害関係人ノ請求ニ依リ外国会社ノ営業所ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ得

一　営業所ノ設置ガ不法ノ目的ヲ以テ為サレタルトキ

二　正当ノ事由ナクシテ第四百七十九條ニ定ムル登記ヲ為シタル後一年内ニ営業ヲ開始セズ若ハ一年以上営業ヲ休止シタルトキ又ハ正当ノ事由ナクシテ支拂ヲ停止シタルトキ

三　外国会社ノ代表者其ノ他営業所ニ於テ業務ヲ執行スル者ガ法務総裁ヨリ書面ニ依ル警告ヲ受ケタルニ拘ラズ法令ニ定ムル会社ノ権限ヲ踰越シ若ハ濫用スル行為又ハ刑罰法令ニ違反スル行為ヲ継続又ハ反覆シタルトキ

第五十八條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百八十五條第一項中「又ハ第二項」を削り、同條第三項中「支店」を「営業所」に改める。

第四百八十五條の次に次の一條を加える。

第四百八十五條ノ二　外国会社ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ日本ニ成立スル同種ノ又ハ最モ之ニ類似スル会社ト看做ス但シ法律ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四百八十六條中「株式合資会社ノ業務ヲ執行スル無限責任社員」、「若ハ株式合資会社」及び「、第二百七十二條第一項」を削り、「監査役」を「五十万円」に改める。

第四百八十七條中「五千円」を「三十万円」に改める。

第四百八十九條中「五千円」を「三十万円」に、同條第一号中「又ハ資本増加ノ場合ニ於テ株式総数」を「ニ際シテ発行スル株式ノ総数」に、「第四号乃至第七号若ハ第三百四十八條第二号第三号」を「若ハ第二百八十條ノ二第三号」に改め、「株金ノ」を削る。

第四百九十條第一項中「五千円」を「三十万円」に改める。

第四百九十一條中「株金ノ」を削り、「三十万円」に改める。

第四百九十三條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第四百九十四條第一項中「千円」を「五万円」に改め、同項第二号中「及第五章」を削り、「資本ノ十分ノ一」を「発行済株式ノ総数ノ百分ノ三若ハ十分ノ一」に改める。

第四百九十七條中「株金」を削り、「千円」を「五万円」に改める。

第四百九十八條中「監査役」を「会計監査役」に、「五千円」を「三十万円」に改め、「若ハ株式合資会社」及び「第二百七十二條第一項、」を削り、同條第三号中「閲覧」を「閲覧若ハ謄写」に、同條第九号中「第三百一條第二項、第三百五十條、第三百六十六條第一項又ハ第四百六十條第二項」を「第二百八十條ノ六、第二百二十二條ノ四、第三百一條第二項又ハ第三百四十一條ノ三第一項」に、同條第十号を「十削除」に、同條第十五号中「第二百二十六條第一項、第三百七十條第三項」を「第二百二十六條第二項」に改め、同條第十九号中「株主表、」を削り、同号中「帳簿」の下に、「、第二百九十三條ノ五第一項ノ附属明細書」を、同條第二十号中「第二百八十二條第一項、」の下に「第二百九十三條ノ五第一項、」を、同條第二十一号中「第二百八十八條ノ二」を加え、同條第二十九号中「又ハ第二項」を削り、同條に次の一項を加える。

発起人ガ株式ノ引受ニ因ル権利ヲ譲渡シタルトキ亦前項ニ同ジ

第四百九十八條の次に次の二條を加える。

第四百九十八條ノ二　会社ノ成立前会社名義ヲ以テ営業ヲ為シタル者ハ会社設立ノ登録税額ニ相当スル過料ニ処ス

第四百九十八條ノ三　前條ノ規定ハ第四百八十一條第一項ノ規定ニ違反シテ行為ヲ為シタル者ニ之ヲ準用ス

第七百二條第二項中「及ヒ株式合資会社」を削る。

附　則

この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十六年七月一日後であつてはならない。

商法の一部を改正する法律案に対する修正案

商法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十八條第二項及び第二十二條中「千円」を「五万円」に改める。

第百六十六條第一項第三号の改正規定中「並ニ額面無額面ノ別及数」を削る。

第百八十八條第二項第一号の改正規定中「第四号」を「第五号」に改める。

第二百二十五條第三号の改正規定中「並ニ額面無額面ノ別及数」を削る。

第二百三十條ノ二の改正規定中「法令」を「本法」に改める。

第二百三十七條第一項の改正規定中「発行済株式ノ」を「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ」に改める。

第二百四十條第二項の改正規定中「前條第五項ノ」を「総会ノ決議ニ付テハ前條第五項ノ」に、「同條第一項」を「出席シタル株主」に改める。

第二百五十七條第三項の改正規定

中「発行済株式ノ」を「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ」に改める。

第二百六十五條の改正規定に後段として「此ノ場合ニ於テハ民法第百八條ノ規定ヲ適用セズ」を加える。

第二百六十七條第一項の改正規定中「株主」を「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」に、同條第二項の改正規定中「株主」を「前項ノ株主」に、同條第三項の改正規定中「株主」を「第一項ノ株主」に改める。

第二百七十二條の改正規定中「株主」を「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」に改める。

第二百八十條ノ六第五号の改正規定中「第五号、」を「第四号乃至」に改める。

第三百一條第二項第十六号の改正規定中「又ハ登録機関」を削る。

第三百四十七條第二項の改正規定中「決議ニ於テ」を「場合ニ於テハ」に改め、「増加スベキ株式ニ付」の下に「定款ヲ以テ」を、同條の改正規定に次の一項を加える。

会社ガ発行スル株式ノ総数ノ増加ニ因ル変更ノ登記ニ在リテハ前項ノ定ヲ登記スルコトヲ要ス

第三百七十五條の改正規定に次の一項を加える。

資本ノ減少ニ関スル議案ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百八十一條第一項の改正規定中「発行済株式ノ」を「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ」に改める。

第四百九條第一号の改正規定中「額面無額面ノ別、」を削る。

第四百二十六條第二項の改正規定中「発行済株式ノ」を「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ」に改める。

第四百五十二條第一項の改正規定中「発行済株式ノ」を「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ」に改める。

第四百九十四條第一項第二号の改正規定中「訴ノ提起」の下に「、第二百六十八條第二項及第二百八十條ノ十一第二項ニ定ムル訴訟参加」を加え、同項第三号中「第三百八十一條第一項」を「第二百七十二條、第二百八十條ノ十、第三百八十一條第一項」に改める。

第四百九十八條第一項の改正規定中「監査委員、」の下に「名義書換代理人、」を、同項第十九号の改正規定中「株主名簿、」の下に「若ハ其ノ複本、」を、「社債原簿、」の下に「若ハ其ノ複本、」を、同條第二項の改正規定中「発起人」の下に「又ハ取締役」を加える。

附則に次の二項を加える。

2　株主の員数が千人を越える株式会社は、定款の変更その他第三百四十三條に定める決議を要する事項については、資本の半額以上に当る株主が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

3　前項の規定は、第一項の規定にかかわらず、公布の日から施行し、この法律施行の日から、その効力を失う。

商法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○花村四郎君　ただいま議題となりました商法の一部を改正する法律案につきまして、提案の要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果の概要をきわめて簡単に御報告申し上げます。

御承知のように、現行商法は、半世紀前、すなわち明治三十二年に制定せられた大陸法系のものでありますが、終戦後、わが国の政治、社会、文化、経済の全般にわたり着々民主化が実現せられつつあり、産業、企業に密接な関係を持つ商法のうち、株式会社につきましても、一昨年七月、経営者の恣意的な支配の制限と投資大衆の保護を目的とし、株金分割制度が廃止せられたのでありますが、反面、会社は自己資本のプールを失い、資本調達の便を失う結果を生ずるのであります。しかして、わが国産業復興のためには資本調達が不可欠の要請であることは申すまでもないことでありますが、財閥解体、独占禁止の今日におきましては、企業資本はこれを大衆投資に仰がねばなりません。従つて、資本調達の便宜の問題は、同時に投資大衆、すなわち株式会社については株主の保護に帰着するのであります。ここに資本調達の便宜と株主保護を目的として本案が提出さるるに至つたのであります。

本法案は、一部改正という形をとつてはおりまするが、実は従来の大陸法系から英米法系への転換であり、実にわが国企業の基本形態である株式会社に根本的な変革を加える全面的大改正にひとしいものであります。

ここにその内容の要点を簡単に御紹介いたしますと、第一に、資本調達の便宜をはかるために(イ)英米で行われているオーソライズド・キヤピタル・システム、すなわち授権資本制度と、ノン・パー・ストック、すなわち無額面株式制度を採用したこと、従つて(ロ)取締役会の会社経営権を強化したこと、(ハ)監査役の業務監査をとりやめ、会計監査役を設けたこと、第二に、一般投資大衆保護の要請に応じ株式会社機構の民主化と株主の権利強化等をはかるため、(イ)帳簿書類の閲覧、謄写権を認めたこと、(ロ)取締役の不正行為、株式の不正発行の差止請求権を認めたこと、(ハ)取締役に法令違反、定款違反または不正行為があつた場合解任の訴えを認めたこと、(ニ)会社にかわり取締役に対する責任追求の訴えを認めたこと、(ホ)取締役選任につき、いわゆる累積投票の制度を認めたこと、(ヘ)定款による議決権制限を認めないこととしたこと、(ト)合併、営業譲渡に反対する株主に自己株式の買取請求権を認めたこと、(チ)株式の譲渡制限を禁止したこと等であります。以上が本案の内容及び提案理由の概要であります。

さて当法務委員会におきましては、本法案は商法の画期的大改正を企図せんとするものであるのにかんがみまして、法案の付託せられまする一箇月以前より、予備審査として小委員会を設置して研究に着手し、資料を収集するとともに、政府当局より、改正を予想せられる重要問題につき詳細な説明を求め、各委員との間に活発な質疑応答を重ねて来たのであります。次いで二月二十四日、本法案が付託せられ、同二十八日、法務総裁より提案理由の説明がありまして、いよ〳〵本格的審議に入り、委員会を開くこと十七回に及びました。すなわち、財界業種別代表、労働組合、株主代表、学者、弁護士、公認会計士、裁判所等各界より二十名の参考人を委員会に招いて意見を聴取し、さらにまた名古屋、大阪及び福岡市に委員を派遣して、衆参両院合同にて地方における各界代表の参考意見を聴取いたしたのであります。その間東京におきましては、特に改正案によつて甚大なる影響をこうむる会社経営者並びに証券業者よりの熱烈なる要望にこたえ、経済団体連合会及び日本証券業協会主催の数百名の会合には、委員長初め有志委員が数回列席し、隔意なき意見の交換を行つたのであります。また四月八日及び十一日には通商産業委員会との連合審査会を開催し、本法施行に伴い経済界に与うる影響の是非につき検討いたしました。

委員会におけるこれら審議経過の詳細は速記録に譲りますが、おもなる論議を要約いたしますと、一、かかる会社法の全面的改正は、むしろ単行法の制定によるべきではなかつたか、二、改正内容が画期的であり、かつ飛躍的であるため、わが国経済社会の実情に適合するかいなか、特に会社経営倫理の低調なるわが国の現状において、はたして授権資本制及び無額面株式制度が妥当であるか、三、本法は昭和二十六年七月一日より施行せられるものであるが、経過法及び附属法令の整備問題が不明のため経済界に不安を与えていないか、四、株主の権利保護が弱化された結果、いわゆる会社荒しの横行が激化するおそれがないか等であります。

かくして、本四月二十九日、自由党より修正案が提出されましたが、その概要を御紹介いたしますと、まず第一に、内容につきましては、一、特別決議をなす株主総会の定足数に関する規定を緩和し、かつ暫定措置として附則に加え、公布の日から施行し、本法施行の日からその効力を失うこととし、二、少数株主の資格を制限し、いわゆる会社荒しを防止することとし、すなわち取締役行為の差止請求権あるいは総会招集の請求等、改正案において七箇條に規定せられた少数株主の資格を、六箇月前より引続き株式を有する株主と制限し、三、定款、株券及び合併契約書の絶対的記載事項中から、額面、無額面の別及び数または額面、無額面の別の記載を要しないこととし、四、会社の登記事項中に新株の引受権に関する事項を附加することとし、第

二に、改正案の数箇條にわたつて字句並びに表現の不適当な部分を修正することとし、結局二十三箇條にわたつて内容並びに字句を修正しようとするものであります。

次いで討論採決の結果、右の修正案並びに修正部分を除く政府原案を多数をもつて可決し、ここに本法案は修正議決せられた次第であります。

右御報告申し上げます。

○議長（幣原喜重郎君）　討論の通告があります。これを許します。加藤充君。

〔加藤充君登壇〕

○加藤充君　ただいま上程になりました法案に対しまして、簡単に、日本共産党は絶対反対の意見を申し述べるものであります。

第一次世界戰争が済みました直後に、ドイツもいわゆる外資導入、とりわけ米国資本の導入に期待するところが多うございまして、株式会社による資本の調達を容易化するために立法の変更をなすべきやというような問題が業界、学界の問題になつたのでありまするが、一九二四年のドイツ法曹大会における問題は、われ〳〵が米国資本が得られるかいなかではなくて、いかなる條件をもつて得られるかであると述べたフレヒトハイムの言説は、大いにここに傾聴に値いする愛国的な響きを持つておるものと確信いたすのであります。なんとなれば、金融資本の力というものは、きわめて完全な、政治的な、独立的な形態を有するところの諸国家さえも、あらゆる経済的あるいは国際関係上の力を持ちまして、その独立を危うくしたほどの力を持つておるものだからであります。こういう点について、このたびの商法改正は何らの手を打つていない、條文の言葉の上をなでまわすならば、この根本的な民族産業の自主性、民族の独立という問題について、木を見て森を見ず、こういうような非難をわれ〳〵は後世のわが民族から浴びせられることを強く警戒しなければならないと思うのであります。

また第一次世界戰争が済んだ後に、ドイツはいわゆる外資導入をやつて行きましたが、その外資導入の仕方によりまして遂にドイツの軍需産業の勃興となり、それを通じてドイツにおける国際独占資本の活躍強化と相まちまして、遂にはナチス勃興の経済的な、政治的な基盤となり、あの第二次世界大戰に突入して行つてしまつたという、こういう厳粛な歴史的な経験を——今われ〳〵は東洋の軍需工場であるとか、あるいは反共基地とするとか、あるいは軍事基地化というような問題がやかましく問題になつておりますときに、このことをわれ〳〵は忘れてはならないのであるけれども、このたびのこの商法の内部には、何らそれに対して対策が立てられていないばかりでなく、むしろこういうようなきわめて危険な外資、こういうものに対する、あるいはこの前口を開いたような、露拂い的な、どうぞ何でもかんでもいらつしやいというような危険を確かに見届けないわけには行かないのであります。

最近の見返り資金千三百億、これが従来のように、單に融資とか、あるいは外部的な融通とかいうものでなくて、今年に入つて公企業に対する四百億、私企業に対する、民間企業に対する四百億は、明らかに直接投資として、それらを直接握つて行くという傾向が顕著に現われておるのであります。しかも、民間企業に対するこの見返り資金の運営のやり方は、自主性がないばかりでなしに、結局特殊銀行——金融機関に流し込まれて、金融機関を通じて一般的な企業を大きく支配して行くという傾向が現われていることも見のがすわけに行きません。こういうような問題のときに、一例を引けば興銀の増資の例のように、この見返り資金の運営と償還株というようなこの結びつき、ないしは最近の外国技術パテントの導入というような問題、そうして内国産業資本の五〇%前後の株式をとつて行くのでありますけれども、それは結局増資規定の手続の廃止、同時に現物の出資規定の改正と相まちまして、こういうような問題が、当面わが国の民族産業ないしはわが国の経済再編成の上にきわめて大きな影響を持つものであり、この点を無視してこのたびの商法改正を論ずることは空理空論であると私たちは確信いたすのであります。（拍手）

最後に一点だけ——商法の改正というものは、こういうように外資、内資ともに〳〵に手を結び合いました結果は、たいへんな民族産業の破壊となり、低賃金、労働強化、首切り、あるいは低米価、重税、そういうようなもので、非常に特別な独占利潤、超過利潤を獲得するために、われ〳〵はひどい無権利と、ひどい收奪のもとにさらされるのでありまして、手形法や小切手法というような技術法の改正と違いまして、商法の改正、会社法の改正というものは、われ〳〵の生活の中に広く深く影響を持つものであるのであります。しかしながら諸君、われ〳〵の先輩は、あの明治十三年から二十六年にかけて、仏人のボアソナードが起草しました民法典の施行に関して、いわゆる法典論争の、大きな熱情をこめた、真剣な、十分愼重な闘争をやつたのであります。これは昭和二十六年の七月一日以降に行つてはならない、それまでにぜひ施行しろというようなこの一文に追い立てられて、何でもかんでも自主性を失つて、（発言する者あり）多数決で問答無用的に押しまくるという、今のやじの言葉がはつきり正直に証明しておる。こういうやり方こそが、最もわれ〳〵は自主性を喪失したものと思う。過ぐる地方税のあの通過のことを思い起して、われ〳〵は、その自主性のないことをここに指摘しなければならない。これをわれ〳〵は反対の大きな理由に掲げざるを得ないのであります。

皆さん、講和條約締結前におきまして、このように日本の経済的な城明け渡しのような情ない外資に対してホーム・グラウンド——野球ではないがホーム・グラウンドを提供し、そのルールも向うさんの外資のルールで、日本服従、はつきりと明け渡ししてしまうという結果になる。結局、民族独立のために戰争に反対し、軍事基地化に反対するために、平和を確保するために、われ〳〵はこの商法改正には絶対反対の意を表明せざるを得ないものであります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

——◆——

生活保護法案（内閣提出、参議院回付）

○議長（幣原喜重郎君）　参議院から生活保護法案が回付せられました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

生活保護法案の参議院回付案を議題といたします。

——◆——

生活保護法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年四月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び——は参議院修正）

生活保護法案の一部を次のように修正する。

（葬祭扶助）

第十八條　葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一　検案

二　死体の運搬

三　火葬又は埋葬

四　納骨その他葬祭のために必要なもの

2　左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

一　被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がないとき。

二　死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

（種類）

第三十八條　保護施設の種類は、左の通りとする。

一　養老施設
二　救護施設
三　更生施設
四　医療保護施設
五　授産施設
六　宿所提供施設

2　養老施設は、老衰のため独立して日常生活の用を弁（営む）ずることのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

3　救護施設は、身体上又は精神上著しい欠陥があるために独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

4　更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び補導を必要とする要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

5　医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。

6　授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を與えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。

7　宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

（改善命令等）

第四十五條　厚生大臣は都道府県に対して、都道府県知事は市町村に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命じ、又は第四十條第二項の認可を取り消すことができる。

一　その保護施設が第三十九條に規定する基準に適合しなくなつたとき。

二　その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。

三　その保護施設がこの法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。

2　都道府県知事は、公益法人に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第四十一條第二項の認可を取り消すことができる。

一　その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

二　その保護施設が第四十一條第三項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三　その保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき。

四　正当な理由がないのに、第四十一條第二項第六号の予定年月日（同條第五項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日）までに事業を開始しないとき。

五　第四十一條第五項の規定に違反したとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により、事業の停止を命じ、又は認可を取り消す場合には、当該保護施設の設置者に対して弁明の機会（又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わ）を與えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面（聴聞をしようとする期日）の十四日前までに当該処分をすべき理由、聴聞の

をもつて、弁明をなすべき日時、及び場所及び当該処分をすべき理由を（保護施設の設置者に通告し、）通知しなければならない。

且つ、聴聞の期日及び場所を公示

4　聴聞においては、当該保護施設の設置者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明し、且つ、有利な証拠を提出することができる。

5　都道府県知事は、当該保護施設の設置者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで第二項の規定による処分をすることができる。

（指示等に従う義務）

第六十二條　被保護者は、市町村長が、第三十條第一項但書の規定により、被保護者を収容し、若しくは収容を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七條の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2　保護施設を利用する被保護者は、第四十六條の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3　市町村長は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4　市町村長は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を與えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

（都道府県知事に対する不服の申立）

第六十四條　被保護者又は保護の開始若しくは変更の申請をした者は、市町村長のした保護に関する処分に対して不服があるときは、その決定のあつた日から三十日以内に、書面をもつて、当該市町村長を経由し、都道府県知事に不服の申立をすることができる。

2　市町村長は、前項の規定による不服の申立があつたときは、不服申立書を受け取つた日から十日以内に、意見書及び関係書類を添えて、これを都道府県知事に送付しなければならない。

3　都道府県知事は、特にやむを得ない理由があると認めたときは、第一項の不服申立の期限を経過した後においてもその申立を受理することができる。

（厚生大臣に対する不服の申立）

第六十六條　第六十四條の規定により不服の申立をした者は、前條の決定に対してなお不服があるときは、その決定の通知を受けた日から六十日以内に、書面をもつて、当該都道府県知事を経由し、厚生大臣に不服の申立をすることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による不服の申立があつたときは、不服申立書を受け取つた日から十日以内に、意見書及び関係書類を添えて、これを厚生大臣に送付しなければならない。

3　厚生大臣は、特にやむを得ない理由があると認めたときは、第一項の不服申立の期限を経過した後においてもその申立を受理することができる。

（訴の提起）

第六十九條　この法律に基く行政庁の決定○又は裁決○に不服のある者は、その処分に関し行政庁の行つた事実の認定及び法律の適用につき○行政事○裁判所に訴を提起することができる。件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより、

（後見人選任の請求）

第八十一條　被保護者に、親権者及び後見人の職務を行う者がないときは、市町村長は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

（が未成年者又は禁治産者である場合において）

第八十四條　第四十四條第一項、第五十四條第一項若しくは第七十四條第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十八條第一項○（要保護者が違反した場合を除く。）○第四十四條第一項若しくは第五十四條第一項の規定による当該吏員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。但し、法人の役員（理事、取締役その他これに準ずべき者をいう。）又は人（人が無能力者であるときは、その法定代理人とする。）がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、○公布の日から施行し、○昭和二十五年五月一日（以降の給付について適用）から施行する。

（生活保護法の廃止）

2　生活保護法（昭和二十一年法律第十七号。以下「旧法」という。）

は、廃止する。

（経過規定）

3　この法律の施行前においてされた保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。

4　この法律の施行前において、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七條の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とみなす。

5　市町村及び公益法人以外の者で、この法律の施行の際現に旧法第七條第二項の規定による認可を受けて保護施設を経営する者が、この法律の施行後引き続きその保護施設を経営するときは、この法律の施行後三月間は、その保護施設は、この法律に基いて認可された保護施設とみなす。

6　この法律の施行前において、生活保護法施行令（昭和二十一年勅令第四百三十八号）第六條又は第七條の規定により厚生大臣の指定した医療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

7　この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬支拂基金法の一部改正）

8　社会保険診療報酬支拂基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項を次のように改める。

3　基金は、前二項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより各保険者（前項の場合においては都道府県知事）とそれぞれ契約を締結するものとする。

第十三條第一項の次に次の一項を加える。

2　基金は、前項に定める業務の外、生活保護法（昭和二十五年法律第　号）第五十三條第三項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額の決定について意見を求められたときは、意見を述べることができる。

第十四條第一項中「前條第一項第三号」の下に「及び第二項」を加える。

第十四條の三第二項の次に次の一項を加える。

2　前二項において診療担当者とあるのは、第十三條第二項の規定において指定医療機関の提出する診療報酬請求書に関する場合においては、当該指定医療機関とする。

第十九條中「各保険者」の下に「（第十三條第二項の場合においては都道府県知事）」を加える。

（登録税法の一部改正）

9　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第十四号の次に次の一号を加える。

十四ノ二　生活保護法ニヨル保護施設ノ経営ヲ目的トスル法人ガ保護施設ノ用ニ供スル土地及ビ建物ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（読替規定）

10　他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各〻この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

○議長（幣原喜重郎君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よって参議院の修正に同意するに決しました。

明三十日は定刻より本会議の開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

出席国務大臣

法務総裁　殖田俊吉君
文部大臣　高瀬荘太郎君
通商産業大臣　厚生大臣　林讓治君
農林大臣　森幸太郎君
運輸大臣　大屋晋三君
国務大臣　青木孝義君
国務大臣　本多市郎君

出席政府委員

法務政務次官　牧野寛索君
法制意見長官　佐藤達夫君
検事　岡咲恕一君
厚生事務官　木村忠二郎君
資源庁長官　始關伊平君
運輸事務官　粟澤一男君
海上保安庁長官　大久保武雄君

（朗読を省略した報告）

一、去る二十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

更生緊急保護法

保護司法

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

臘虎膃肭獣猟獲取締法の一部を改正する法律

一、去る二十七日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に関し承認を求めるの件

一、去る二十七日幣原議長は、吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

（理財局外債課長大蔵事務官）　澄田智

一、昨二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

小型自動車競走法

特別鉱害復旧臨時措置法

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律

電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律

農業協同組合法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る二十七日議長において承認した澄田智を昨二十八日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十七日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

地方行政委員会

理事　野村專太郎君（理事塚田十一郎君去る二十五日委員辞任につきその補欠）

大蔵委員会

理事　北澤直吉君（理事北澤直吉君去る二十五日委員辞任につきその補欠）

農林委員会

理事　安部俊吾君（理事山本久雄君去る二十七日理事辞任につきその補欠）

通商産業委員会

理事　風早八十二君（理事風早八十二君去る十七日委員辞任につきその補欠）

郵政委員会

理事　大和田義榮君（理事大和田義榮君去る一日委員辞任につきその補欠）

一、去る二十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

松澤兼人君　米窪滿亮君

人事委員

成田知巳君　松岡駒吉君
池田峯雄君

地方行政委員

菅家喜六君　高橋英吉君
田中豊君　龍野喜一郎君
川上貫一君　淵上房太郎君

法務委員

塚田十一郎君　大森玉木君
勝間田清一君　高橋英吉君
農林委員　北村徳太郎君
水産委員　永田節君
運輸委員　鈴木義男君
建設委員

大西弘君　越智茂君

経済安定委員

田万廣文君　三宅正一君

議院運営委員

大西弘君　田嶋好文君
梨木作次郎君

一、去る二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

松岡駒吉君　鈴木義男君

人事委員

三宅正一君　松澤兼人君
川上貫一君

地方行政委員
永田　節君　塚田十一郎君
大西　弘君　越智　茂君
池田　米雄君　高橋　英吉君
法務委員
高橋　英吉君　北村徳太郎君
田万　廣文君　淵上房太郎君
農林委員
大森　玉木君
水産委員
菅家　喜六君
運輸委員
米窪　満亮君
建設委員
田中　豊君　龍野喜一郎君
経済安定委員
勝間田清一君　成田　知巳君
議院運営委員
田中　元君　佐々木秀世君
林　百郎君

一、昨二十八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

人事委員会
理事　藤枝　泉介君（理事藤枝泉介君去る二十五日委員辞任につきその補欠）
理事　松澤　兼人君（理事成田知巳君去る二十七日委員辞任につきその補欠）
理事　土橋　一吉君（理事土橋一吉君去る二十二日委員辞任につきその補欠）

大蔵委員会
理事　河田　賢治君（理事河田賢治君去る二十日委員辞任につきその補欠）

運輸委員会
理事　米窪　満亮君（理事米窪満亮君去る二十六日委員辞任につきその補欠）

経済安定委員会
理事　勝間田清一君（理事勝間田清一君去る二十六日委員辞任につきその補欠）

一、昨二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
井上　知治君　坂本　實君
佐藤　榮作君　坪川　信三君
根本龍太郎君　牧野　寛索君
人事委員
逢澤　寛君
地方行政委員
大西　弘君　越智　茂君
川本　末治君　清水　逸平君
永田　節君　吉田吉太郎君
井田　太郎君　高塩　三郎君
船越　弘君
大蔵委員
島村　一郎君　山口シヅエ君
内藤　友明君
厚生委員
中川　俊思君
農林委員
中垣　國男君
水産委員
菅家　喜六君　玉置　信一君
通商産業委員
青野　武一君
運輸委員
黒澤富次郎君
電気通信委員
高塩　三郎君　越智　茂君
労働委員
船越　弘君　中崎　敏君
吉田吉太郎君
建設委員
田中　豊君　龍野喜一郎君
経済安定委員
南　好雄君

一、昨二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
島村　一郎君　中垣　國男君
玉置　信一君　逢澤　寛君
南　好雄君　高塩　三郎君
人事委員
坪川　信三君
地方行政委員
田中　豊君　高塩　三郎君
黒澤富次郎君　中川　俊思君
菅家　喜六君　船越　弘君
内藤　友明君　牧野　寛索君
吉田吉太郎君
大蔵委員
井上　知治君　中崎　敏君
井田一太郎君
厚生委員
清水　逸平君
農林委員
坂本　實君
水産委員
永田　節君　佐藤　榮作君
通商産業委員
山口シヅエ君
運輸委員
川本　末治君
電気通信委員
越智　茂君　龍野喜一郎君
労働委員
吉田吉太郎君　青野　武一君
船越　弘君
建設委員
大西　弘君　越智　茂君
経済安定委員
根本龍太郎君

一、去る二十七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員　尾関　義一君

一、去る二十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員　黒澤富次郎君

一、去る二十七日議員から提出した議案は次の通りである。

つわぎ等の輸入税を免除する法律案（根本龍太郎君外四名提出）

鉄道電化促進に関する決議案（稲田直道君外三十四名提出）

一、去る二十七日内閣から提出した議案は次の通りである。

建築基準法案

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海上保安監部及び海上保安部の設置に関し承認を求めるの件

一、去る二十六日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

文化財保護法案

一、去る二十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

つわぎ等の輸入税を免除する法律案（根本龍太郎君外四名提出、衆法第二四号）

大蔵委員会　付託

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海上保安監部及び海上保安部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第六号）

運輸委員会　付託

建築基準法案（内閣提出第一八八号）

建設委員会　付託

一、去る二十二日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

結核対策に関する決議案

丸山直友君外十九名

一、去る二十五日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

農業に対する財政措置並びに金融に関する決議案

野原正勝君外五十七名

一、去る二十六日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

疾病に関する社会保険制度の整備に関する決議案

青柳一郎君外十七名

一、去る二十七日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

一、去る二十七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

競馬法の一部を改正する法律案（上林山榮吉君外十七名提出）

一、去る二十七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

更生緊急保護法案

保護司法案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

臘虎膃肭獣猟獲取締法の一部を改正する法律案

一、去る二十七日参議院送付の次の内閣提出案を承認した旨参議院に通知した。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に関し承認を求めるの件

一、昨二十八日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

公衆浴場法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外四名提出）

漁船法案（水産委員長提出）

司法書士法案（法務委員長提出）

消防法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）

クリーニング業法案（大石武一君外七名提出）

一、昨二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

減失鉱業原簿調製等臨時措置法案

運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律案

会計検査院法の一部を改正する法律案

国土総合開発法案

一、昨二十八日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

水産庁設置法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

狩猟法の一部を改正する法律案
判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

水産庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六五号）（参議院送付）　内閣委員会　付託
特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第七号）　政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律案（内閣提出第一九二号）　以上二件　大蔵委員会　付託
公衆浴場法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外四名提出、衆法第二五号）
クリーニング業法案（大石武一君外七名提出、衆法第二九号）　以上二件　厚生委員会　付託
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案（内閣提出第一九一号）　農林委員会　付託
滅失鉱業原簿調製等臨時措置法案（内閣提出第一八九号）　通商産業委員会　付託
運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九〇号）　運輸委員会　付託
会計検査院法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九三号）　決算委員会　付託

一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

狩猟法の一部を改正する法律案（伊達源一郎君外九名提出、参法第八号）（予）　農林委員会　付託

一、昨二十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

つむぎ等の輸入税を免除する法律案（根本龍太郎君外四名提出）
公衆浴場法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外四名提出）
漁船法案（水産委員長提出）
司法書士法案（法務委員長提出）
消防法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）
クリーニング業法案（大石武一君外七名提出）

一、昨二十八日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案

一、昨二十八日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

小型自動車競走法案
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

一、昨二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特別鉱害復旧臨時措置法案
飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案
電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案
農業協同組合法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

昭和二十四年産米供出に関する質問主意書（山口武秀君提出）

衆議院会議録第二十七号中正誤

頁	段	行	誤	正
五七一	四	三	外二十七名	外三十七名

衆議院会議録第三十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
九二三	末九		付しまして	対しまして
一〇〇八	二	七	転隊	転嫁
〃	三	末九	市町民税	市町村民税

定価　一部　六円五十銭　送料実費
発行所　東京都新宿区市ケ谷本村町　印刷庁　電話九段五三一　振替東京一九〇〇　官報課